稲沢市地域防災計画附属資料
別冊

（令和５年度修正版）

稲沢市防災会議

稲沢市地域防災計画　附属資料別冊　目次

18　水道緊急連絡管の使用に関する協定

⑴ 緊急連絡管の使用に関する協定書（愛知県）…… 1

⑵ 災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（周辺自治体）…… 3

19　災害時支援に関する協定

⑴災害時における応急対策業務に関する協定書（稲沢スカウト協議会）…… 4

⑵災害時における施設利用の協力に関する協定書
（三菱電機株式会社稲沢製作所）…… 6

⑶災害時におけるボランティア活動に関する協定書
（社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会）…… 8

⑷災害時における協力体制に関する協定書
（学校法人足立学園愛知文教女子短期大学）…… 9

⑸a 災害時における葬祭業務の協力に関する協定書（愛知県葬祭業協同組合） 10

b 災害時における葬祭業務の協力に関する実施細目…… 12

⑹災害支援協力に関する協定書
（株式会社東海シジシー、トランコム株式会社）…… 13

⑺災害時における支援協力に関する協定書（株式会社サカイナゴヤ）…… 15

⑻災害時に備えた支援協力に関する協定書（稲沢商工会議所）…… 17

⑼災害時に備えた支援協力に関する協定書
（祖父江町商工会・平和町商工会）…… 19

⑽災害時における支援協力及び平常時における防災まちづくりの協力に関する協定書
（日本軽金属株式会社・小正市民センター地区まちづくり推進協議会）… 21

⑾災害時における廃棄物の処理等に関する協定
（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会）…… 23

⑿大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関する協定書（ユニー株式会社）…… 26

⒀大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関する協定書（三菱電機ライフサービス株式会社稲沢支店）…… 28

⒁災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン） 30

⒂特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
（西日本電信電話株式会社名古屋支店）…… 35

⒃大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書
（一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会一宮支部）…… 44

⒄災害発生時における稲沢市と郵便局の協力に関する協定
（日本郵便株式会社稲沢郵便局、日本郵便株式会社稲沢下津郵便局）…… 46

⒅大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書
（愛知県社会保険労務士会）…… 49

⑲大規模災害時における災害応急活動に関する協定書
（王子マテリア株式会社）…… 51
⑳大規模災害時における災害応急活動に関する協定書
（日本軽金属株式会社）…… 53
㉑災害時における協力体制に関する協定書
（学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校）…… 55
㉒避難所運営支援システムに関する連携協定書
（扶桑電通株式会社、Ｇｃｏｍホールディングス株式会社）…… 57
㉓大規模災害時における支援協力に関する協定書
（株式会社ジーアイビー）…… 59
㉔災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書
（丸徳産業電通株式会社）…… 62
㉕大規模災害発生時等における稲沢市施設の一時使用に関する協定書
（愛知県稲沢警察署）…… 65
㉖災害時における物資輸送等に関する協定書
（一般社団法人ＡＺ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク、株式会社東海丸和ロジスティクス）…… 67
20 食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定
⑴a 災害支援協力に関する協定（社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部） 70
b 一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのＬＰガス災害対策に関する業務協約
（一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部）…… 72
c 一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのＬＰガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項
（一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部）…… 74
⑵a 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定
（愛知県石油商業組合西尾張連合会第５地区）…… 75
b 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定実施細目（愛知県石油商業組合西尾張連合会第５地区）…… 77
⑶災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書
（ユニー株式会社アピタ稲沢店）…… 81
⑷災害時における資材の供給に関する協定書（株式会社カトカン他４社）…… 82
⑸災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書
（株式会社ヨシヅヤ新稲沢店）…… 84
⑹災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書
（株式会社ヨシヅヤ平和店）…… 85
⑺災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書
（株式会社平和堂）…… 86
⑻災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

（株式会社山彦南大通店）…… 88
⑼災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書
（株式会社フィールコーポレーション）…… 89
⑽災害支援協力に関する協定書（生活協同組合コープあいち）…… 90
⑾災害時における支援協力に関する協定書（セッツカートン株式会社）…… 92
⑿災害時における食品・食糧の確保に関する協定書（タカラ食品株式会社） 94
⒀災害時における資機材等の調達に関する協定書（東海レンタル株式会社） 96
⒁災害時における医薬品等の確保に関する協定書（株式会社スギ薬局）…… 98
⒂災害時における医薬品等の提供に関する協定書
（株式会社ユタカファーマシー）…… 100
⒃名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定
（生協法人生活協同組合コープあいち）…… 102
⒄災害時における医薬品等の確保に関する協定書
（株式会社マツモトキヨシ）…… 107
⒅災害時における食糧等の確保等に関する協定書
（愛知西農業協同組合）…… 109
⒆災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）…… 110
⒇災害時における生活物資の供給協力に関する協定書
（株式会社サンクレド）…… 112
(21)災害時における資機材等の確保に関する協定書
（岸保産業株式会社）…… 114
(22)災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書
（太陽工業株式会社）…… 116
(23)災害時における物資供給等に関する協定書
（UD リテール株式会社）…… 118
(24)災害時における生活必需物資の調達に関する協定
（株式会社バローホールディングス）…… 120
(25)災害時における物資供給に関する協定書
（株式会社バローホールディングス）…… 122
21 消防相互応援協定
⑴愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）…… 124
⑵尾張西北部地区消防相互応援協定書（周辺自治体等）…… 128
⑶a 高速道路における消防相互応援協定（周辺自治体等）…… 130
b 高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書…… 132
⑷木曽川流域消防相互応援協定書（周辺自治体等）…… 133
⑸消防相互応援協定（海部東部消防組合）…… 135
⑹消防相互応援協定（愛西市）…… 136
⑺災害時における消防用水の確保に関する協定書

（尾張生コンクリート工業株式会社）…… 137
⑻a 愛知県下高速道路における消防相互応援協定（県内自治体等）…… 139
b 愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書…… 141
⑼愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（愛知県）…… 163
22 鉄道災害時における安全対策に関する覚書
⑴鉄道災害時における安全対策に関する覚書
（愛知県消防長会の消防機関と鉄道事業者）…… 164
⑵鉄道災害時における安全対策に関する覚書
（愛知県消防長会の消防機関と鉄道事業者等(22(1)とは異なる事業者)）… 167
23 応急対策の協力に関する協定
⑴水道災害相互応援に関する覚書（県内自治体等）…… 169
⑵災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書
（東邦ガス株式会社）…… 172
⑶災害時における応急対策の協力に関する協定書（稲沢建設協同組合）…… 174
⑷災害時における応急対策の協力に関する協定書（稲沢緑化造園協同組合）… 178
⑸災害時における応急対策の協力に関する協定書
（社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）…… 180
⑹災害時における応急対策の協力に関する協定書
（中部電力株式会社一宮営業所）…… 182
⑺災害時等における水道の応急給水、応急復旧の応援に関する協定書
（稲沢市上下水道工事指定店協同組合等）…… 184
⑻災害時における復旧支援協力及び維持修繕に関する協定
（公益社団法人日本下水道管路管理業協会　中部支部愛知県部会）…… 187
⑼災害時における家屋被害認定業務に関する協定書
（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、
愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）…… 191
⑽災害時における相互連携に関する協定書
（中部電力パワーグリッド株式会社）…… 193
⑾災害時における相互連携に関する協定書
（西日本電信電話株式会社）…… 195
24 無線機の管理・運営に関する協定
⑴稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書（愛知県立稲沢高等学校） 197
⑵稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書（愛知県立稲沢東高等学校） 198
⑶稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書（愛知県立杏和高等学校） 199
⑷稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人愛知泉福祉会）…… 200
⑸稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人常照会）…… 201
⑹稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

（社会福祉法人梅檀福祉会）…… 202
⑺稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人千代田会）…… 203
⑻稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人附島福祉会）…… 204
⑼稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人明治福祉会）…… 205
⑽稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人西光寺福祉会）…… 206
⑾稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人愛知県厚生事業団）…… 207
⑿稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人薫風会）…… 208
⒀稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人信竜会）…… 209
⒁稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人祖父江愛照会）…… 210
⒂稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人芳徳会）…… 211
⒃稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人和光会）…… 212
⒄稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（学校法人愛知真和学園）…… 213
⒅稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（学校法人足立学園）…… 214
⒆稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（学校法人大里双葉学園）…… 215
⒇稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（学校法人祖父江学園）…… 216
㉑稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（学校法人藤浪学園）…… 217
㉒稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人亀泉会）…… 218
㉒稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書
（社会福祉法人みず美福祉会）…… 219
25　一時避難（待機）場所確保に関する協定
⑴災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書（いその株式会社） 220
⑵災害時における一時避難待機場所の確保等に関する協定書
（東名通信工業株式会社）…… 221

⑶災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書
（株式会社コロムビア）…… 223
⑷災害時における一時避難待機場所の確保等に関する協定書
（株式会社グランドボウル稲沢グランドボウル）…… 225
⑸災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書
（トヨタ自動車株式会社稲沢部品センター）…… 227
⑹災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書
（尾西信用金庫平和支店）…… 229
⑺災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書
（尾西信用金庫稲沢支店）…… 230
⑻災害時における一時避難場所の確保に関する協定書
（独立行政法人水資源機構木曽川用水総合管理所）…… 231
⑼災害時おける一時避難場所の確保等に関する協定書（株式会社星和）…… 233
⑽災害時における一時避難所の確保等に関する協定書
（株式会社グランドボウル・株式会社山正）…… 235
⑾災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書
（夢コーポレーション株式会社）…… 237
⑿災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書
（山一建設株式会社）…… 239
⒀災害時における一時避難待機場所及び一時避難所の確保に関する協定書
（豊田合成株式会社）…… 240
⒁災害時における支援協力に関する協定
（株式会社ホームセンターバロー）…… 242
⒂災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書
（有限会社コンコルド１２８０）…… 244
26　相互応援に関する協定
⑴a 相互応援給水に関する協定（名古屋市）…… 246
b 覚書（名古屋市）…… 249
⑵災害時における相互応援に関する協定書（清須市）…… 250
⑶災害時における相互応援に関する協定書（愛西市）…… 252
⑷災害時における相互応援に関する協定書（あま市）…… 254
⑸災害時における相互応援に関する協定書（飛島村）…… 256
⑹災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
（県内自治体等）…… 258
⑺災害時における相互応援に関する協定書（富山県射水市）…… 262
⑻尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書（周辺自治体等） 264
⑼愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定
（一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、
大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村）…… 266

⑽災害時における相互応援に関する協定書（熊本県下益城郡美里町）…… 270
⑾災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内自治体等）… 272
27 生活用水の供給等に関する協定
⑴災害時における生活用水の供給に関する協定書
（東朋テクノロジー株式会社）…… 274
⑵災害時における生活用水の供給等に関する協定書（株式会社小菱屋）…… 276
⑶災害時における生活用水の供給等に関する協定書
（アイコクアルファ株式会社）…… 278
⑷災害時における生活用水の供給等に関する協定書
（本多金属工業株式会社稲沢工場）…… 280
⑸災害時における生活用水の供給等に関する協定書
（株式会社矢田工業所稲沢工場）…… 282
⑹災害時における生活用水の供給等に関する協定書
（株式会社フジミインコーポレーテッド）…… 284
⑺災害時における生活用水の供給等に関する協定書（有限会社尾張商事）… 286
28 医療救護に関する協定
⑴a 災害時の医療救護に関する協定書（社団法人稲沢市医師会）…… 288
b 災害時医療救助実施細目（社団法人稲沢市医師会）…… 290
c 覚書（社団法人稲沢市医師会）…… 291
⑵a 災害時の医療救護活動に関する協定書（稲沢市薬剤師会）…… 292
b 災害時医療救護実施細目（稲沢市薬剤師会）…… 294
c 災害時の医療救護活動に関する覚書（稲沢市薬剤師会）…… 296
⑶a 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
（稲沢市歯科医師会）…… 297
b 災害時の歯科医療救助実施細目（稲沢市歯科医師会）…… 299
c 災害時の歯科医療救護に関する覚書（稲沢市歯科医師会）…… 302
29 民間賃貸住宅の情報提供に関する協定
⑴災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書
（株式会社ブルーボックス）…… 303
⑵災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書
（株式会社ウィズコーポレーション）…… 304
⑶災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書
（株式会社ニッショー稲沢支店）…… 305
⑷災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書
（株式会社ミニミニ稲沢店）…… 306
30 宿泊施設等の提供に関する協定
⑴災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
（ＯＹＡＤＯ和陽館・ビジネスホテルワコー）…… 307
⑵災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

（プリンセスコートホテル）…… 309
31　災害情報の提供・交換に関する協定
⑴災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）…… 310
⑵a 災害時における災害情報等の放送に関する協定書
（稲沢シーエーティーヴィ株式会社）…… 311
b 覚書（稲沢シーエーティーヴィ株式会社）…… 312
⑶災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）…… 313
⑷防災行政無線用ファクシミリの使用に関する協定書
（愛知県一宮建設事務所）…… 315
⑸災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書
（株式会社ドローンパイロットサービス）…… 316
⑹災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書
（一般社団法人 DPCA、一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会） 318
⑺災害時における無線非常通信の協力に関する協定書
（稲沢コミュニティ無線クラブ）…… 320
32　福祉避難所に関する協定
⑴災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人愛知泉福祉会）…… 321
⑵災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人愛知県厚生事業団）…… 323
⑶ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人薫風会）…… 325
⑷ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人常照会）…… 327
⑸ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人梅檀福祉会）…… 329
⑹ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人祖父江愛照会）…… 331
⑺ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人千代田会）…… 333
⑻ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人附島福祉会）…… 335
⑼ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人芳徳会）…… 337
⑽ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人明治福祉会）…… 339
⑾ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人愛知真和学園）…… 341

⑿ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（学校法人足立学園）…… 343
⒀ 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（学校法人大里双葉学園）…… 345
⒁災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（学校法人祖父江学園）…… 347
⒂災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（学校法人西光寺福祉会）…… 349
⒃災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（学校法人和光会）…… 351
⒄災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人みず美福祉会）…… 353
⒅災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人亀泉会）…… 355
⒆災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人藤浪学園）…… 357
⒇災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書
（社会福祉法人信竜会）…… 359

１８　水道緊急連絡管の使用に関する協定

18(1)　緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等緊急時における住民の飲料水の確保をはかるため、愛知県（以下「甲」という。）と、稲沢中島広域事務組合（以下「乙」という。）は緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第1条　連絡管により、緊急時における水道用水の援助体制の確立を図る。

（管理区分）

第2条　連絡管の管理は、乙が行うものとする。

（維持管理）

第3条　乙は、平素より連絡管の維持管理に努めるとともに、 連絡弁を平常時においては封印しておくものとする。

（応援要請）

第4条　乙は、災害等緊急事態が発生し、連絡管を使用する必要が生じたときは、 必要水量、使用期間等を定め、甲に応援の要請をする。

この場合、甲は自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

（使用範囲）

第5条　連絡管が使用出来るのは、 災害、事故等による水道施設の損壊、故障のほか渇水、水質汚染、赤水により本来の給水機能が継続できなくなったような場合とする。

また、緊急連絡管としての使用は7日以内とし、これを超えて使用しようとする場合は、長期使用許可申請書を提出し、甲の承認を得るものとする。

（使用方法）

第6条　連絡管の使用にあたっては、甲、乙双方の立会いのもとで操作するものとする。

（水量の決定）

第7条　乙が使用する水量は、供給点量水器により算定するものとする。

2　水量の測定は定例測定日（毎月20日）ないしは、緊急給水終了時点に行うものとする。

3　連絡管使用に際し必要となる洗管用量水は、使用水量に含めない。

4　量水器の故障により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（経費の負担）

第8条　乙の応援に要する甲の経費は、乙が負担するものとし、 その額はその都度甲、乙協議して定めるものとするが、使用水量の対価は、原則として「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和55年愛知県条例第3号）第8条及び「愛知県水道給水規程」（昭和55年愛知県企業庁管理規程第19号）を適用するものとする。

（水質管理）

第9条　水道用水の水質については、第2条で定める管理区分に従い乙が責任をもって管理するものとする。

（甲の免責事項）

第10条　第4条の定めにより、緊急時の連絡管使用について、甲は乙に対して自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとするが、第2条で定める甲の管理区分内で発生した不測事態により、乙の管理区分内で発生する施設、水質事故、及び給水量について、甲は一切の責を負わないものとする。

（その他）

第11条　この協定に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成 15 年 3 月 10 日

甲　愛知県
　　愛知県公営企業管理者
　　企業庁長

乙　稲沢中島広域事務組合
　　稲沢中島広域事務組合
　　管 理 者

18(2)　災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書

4団体（以下「甲」という。）と愛知県稲沢市水道事業（以下「乙」という。）は、災害時等における水の相互融通のための緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の設置及び運用方法に関し、次のとおり協定を締結する。

（協議）

第1条　甲、乙それぞれが、連絡管より給水を受ける必要が生じた場合は、甲、乙速やかに協議しなければならない。

（仕切弁操作方法）

第2条　甲、乙協議の結果、連絡管の使用を必要と認めた場合、ただちに甲、乙立会いの上、甲側仕切弁は甲が、乙側仕切弁は乙がそれぞれ開閉栓作業をするものとする。

（使用料金）

第3条　使用料金は、使用水量に県水単価（愛知県企業庁水道用水供給事業からの受水に対する使用料金とする。）を乗じて得た額に消費税及び特別地方消費税を加算した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

（融通水）

第4条　融通する水は、浄水とする。

2　融通することが可能な水量は、甲、乙協議するものとする。

3　使用水量の算定方法は、水理公式を用いるものとする。

（維持管理区分）

第5条　連絡管の維持管理区分は、甲、乙両者の工事施工区間とする。

（既存協定書の廃止）

第6条　「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（旧海部郡八開村及び佐織町）」（昭和52年4月9日締結及び昭和51年5月28日締結）は、廃止する。

「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（美和町）」（平成5年12月16日締結）は、廃止する。

「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（春日町）」（平成8年9月13日締結）は、廃止する。

「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（旧一宮市及び尾西市）」（昭和51年8月19日締結及び昭和53年3月31日締結）は、廃止する。

（その他）

第7条　この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保管する。

甲　平成17年6月1日　　愛西市水道事業　愛西市長
　　平成18年1月13日　　美和町水道事業管理者　美和町長
　　平成18年1月16日　　春日町水道事業管理者　春日町長
　　平成18年3月20日　　一宮市　代表者　一宮市水道事業等管理者

乙　　稲沢市水道事業　稲沢市長

※この協定は団体とそれぞれに締結したものであるが、同一内容のため、省略した。

１９　災害時支援に関する協定

19(1)　災害時における応急対策業務に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢スカウト協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が行う業務に対する乙の協力に関し、 必要な事項を定めるものとする。

（協力の業務内容）

第 2 条　乙の甲に対する協力の業務内容は、次のとおりとする。

(1)　避難所の運営協力

(2)　災害関連情報の収集、伝達

(3)　その他、甲が必要と認める事項

（協力要請）

第 3 条　甲は、業務を実施する必要が生じた場合は、 乙に対して理由、業務内容その他必要な事項を明らかにし、文書又は甲の職員による口頭で協力要請を行うものとする。

第 4 条　この協定の実効性を確保するために、 甲は乙に対し、甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。

（負担）

第 5 条　甲は、この協定により、乙が実施する業務に要した資機材の提供の費用を負担する。

（費用の請求）

第 6 条　乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

2　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、遅滞なく支払うものとする。

（損害補償）

第 7 条　甲の要請に基づき、乙の会員が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、稲沢市災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和 38 年稲沢市条例第 9 号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（報告）

第 8 条　乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等を別紙により、あらかじめ甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第 9 条　この協定の有効期間は、平成 18 年 2 月 23 日から 1 年間とする。ただし、この有効期間満了の日の 1 か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 23 日

甲　稲沢市稲府町 1 番地
　　稲沢市長

乙　稲沢市西町二丁目 17-20
　　稲沢スカウト協議会
　　会長

別紙

稲沢スカウト協議会連絡先及び連絡方法

平成　　年　　月　　日現在

1　災害時の連絡先及び順位

順　位	氏　名	所属及び所属団役職名	電話番号	備　考
第 1				
第 2				
第 3				
第 4				
第 5				
第 6				
第 7				
第 8				

2　稲沢スカウト協議会

(1)役員

役職名	氏　名	住　所	電話番号	所属団名

(2)団事務局

所属団	所在地	電話番号

19(2)　災害時における施設利用の協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と三菱電機株式会社稲沢製作所（以下「乙」という。）は、甲が、市内及びその周辺地域での、大規模災害等の被災状況を確認する等の目的のため、乙の所有する第８試験塔（以下「試験塔」という。）を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における甲乙相互の連携、協力により、活動が円滑に実施されることを目的とし、甲及び乙は、いずれも信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（試験塔の利用目的）

第２条　甲は、稲沢市及びその周辺地域で、地震、台風、落雷、洪水、火災、爆発その他大規模な事故等が発生した際に、被災地点、規模その他状況を迅速に把握する目的をもって、試験塔を利用することができる。

２　防災対策資料の収集、防災訓練においても、利用することができる。

（利用区域）

第３条　前条の目的により利用できる区域は、試験塔４２階のみとする。

（利用内容）

第４条　甲は、第２条の目的のため、試験塔４２階において、目視又は望遠鏡、カメラその他の機材を用いての確認及び撮影並びに連絡業務を行うことができる。

（利用手続）

第５条　甲は、試験塔４２階を利用するときは、事前に利用責任者名、利用者数、利用内容等を電話で次の部署へ連絡しなければならない。

（１）　三菱電機株式会社稲沢製作所　総務部総務課

（２）　三菱電機株式会社稲沢製作所　保安事務所

（安全確保等の措置）

第６条　甲は、試験塔４２階を利用するに当たり、利用者の安全について、甲の責任において安全を確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）　事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。

（２）　利用に伴い事故が発生した場合は、甲は乙に速やかに連絡すること。

（機材の持込、工作物の設置）

第７条　甲は、活動に必要な機材を持ち込む場合又は工作物を設置する場合は、次のことを遵守しなければならない。

（１）　持ち込んだ機材は、甲が責任をもって管理することとし、紛失、毀損等について、乙は一切の責任を負わない。

（２）　工作物を設置しようとするときは、簡易なものであって建物の形質変更は軽微なものに限るものとし、あらかじめ乙に構造図等を提出し、承認を得ること。ただし、試験塔としての機能に影響を及ぼす可能性のあるものについては設置を認めない。

（３）　上記（２）により設置した工作物については、甲の責任により管理するものとし、紛失、毀損等について、乙は一切の責任を負わない。

（４）甲は、利用が終了した場合又は工作物の設置の必要がなくなった場合は、原則として設置した工作物を撤去し、原状回復することとする。ただし、乙がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

（構内ルールの遵守）

第８条　甲は、乙の構内への入場、構内道路の通行及び諸施設の利用に当たり、乙の構内ルールを遵守しなければならない。

（火気の使用）

第９条　甲は、試験塔内において火気を使用してはならない。

（損害賠償）
第１０条　甲は、その責に帰すべき事由により、建物、設備その他の乙の財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償しなければならない。
（活動の円滑な実施への協力）
第１１条　乙は、活動が円滑に実施されるよう、必要な協力を行うものとする。
（広報活動）
第１２条　利用に伴う広報活動に際しては、次の事項を遵守するものとする。
（１）甲及び乙は、お互いに、自らの広報のために活動の写真、内容を使用することを認める。ただし、乙の試験設備、工場施設等、企業秘密に該当すると乙が認めたもの及び甲の利用に支障があると甲が認めたものについては、その使用を認めない。
（２）甲及び乙は、お互いに、事前に広報しようとする内容を連絡し承認を得ること。
（秘密保持）
第１３条　甲及び乙は、相互に本協定により知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
（漏えいの禁止）
第１４条　甲は、本協定に関連して知り得た乙の業務上、営業上の秘密及び乙の事業所への立入り時に知り得た乙の秘密を第三者に開示、漏えいしてはならない。
２　甲が前項に反し乙の秘密を第三者に漏えいした場合は、乙は甲に対して損害賠償の請求を行うことができる。
（機密の複製の禁止）
第１５条　甲又は乙は、本協定により入手した機密資料等の複製、複写等を行ってはならない。
また、質入れ、売却、貸与、開示等の一切の処分を行ってはならない。
（機密資料の返還義務）
第１６条　甲又は乙は、本協定の履行終了後１５日以内に、本協定により入手した機密資料を、相手方に返還しなければならない。ただし、資料等の提供側が指定したものは、破棄することができる。
２　乙は、前項ただし書により破棄した場合は、破棄を証明する文書を甲に提出しなければならない。
（有効期間）
第１７条　この協定の有効期間は、平成２０年４月８日から１年間とする。ただし、期間満了の日前３０日までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、さらに１年間継続するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１８条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年４月８日

甲　稲沢市稲府町１番地
稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　稲沢市菱町１番地
三菱電機株式会社稲沢製作所
所　長

19(3)　災害時におけるボランティア活動に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第２条　乙は、市内に大規模な災害が発生した場合、甲からの要請に基づき、必要に応じて災害時の円滑なボランティア活動の推進のための災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置できるものとする。

（要請）

第３条　甲がこの協定書に基づき乙へセンターの設置の要請を行う場合は、口頭又は電話等の方法により行い、後日文書をもって処理するものとする。

２　センターの開設可否についての判断は、甲乙の協議及び同意のうえ決定するものとする。

３　乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、前条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するとともに、その後の処理について、甲と協議するものとする。

（設置場所）

第４条　甲は、乙の意向に基づき、センターの設置場所を確保するものとする。

（資機材の確保）

第５条　甲は、乙からの要請に基づき災害規模に応じて、センターの運営に必要な資機材を確保するものとする。

（職員の派遣）

第６条　甲は、乙からの要請に基づきセンターの運営に必要な職員をセンターへ派遣するものとする。

（費用負担）

第７条　センターの運営に必要な費用は、甲が負担するものとする。

２　乙はセンターの閉鎖後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（報告）

第８条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定の有効期限は、平成２２年９月６日から １ 年とする。ただし、期間満了の日前３か月までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

上記、締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２２年９月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長
乙　社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会
代表者　会　長

19(4)　災害時における協力体制に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人足立学園愛知文教女子短期大学（以下「乙」という。）は、災害時における各協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における災害応急対策活動の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　災害時における協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 大学施設の一部の避難所及び一時避難場所としての提供

(2) 災害支援要員としての学生ボランティアの派遣

(3) その他、甲が必要と認める事項

（組織の整備）

第３条　乙は、前条の学生ボランティアの派遣をおこなうため、予め、学生ボランティアの募集、登録、養成等を行うこととする。

２　甲は、前項の規定による乙の活動を支援するため、必要な資器材の提供等を行うこととする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害が発生し、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、災害対策本部の協力要請により行うものとする。

（平常時の協力）

第５条　甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（資器材等の確保）

第６条　甲と乙は、災害時における災害応急対策活動に必要な資器材を相互協力して確保するものとする。

（費用負担）

第７条　災害応急対策活動に要した費用は、甲が必要と認める経費は、甲が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２３年２月２日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２３年２月２日

甲　稲沢市

代表者　　稲沢市長

乙　学校法人足立学園愛知文教女子短期大学

代表者　　理事長

19(5)a　災害時における葬祭業務の協力に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）に対し災害時における棺及び葬祭用品等の供給並びに遺体の搬送等の協力を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、乙による応急対策が必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる業務の協力を要請することができる。

⑴　棺及び葬祭用品等の供給

⑵　遺体の納棺及び安置場所の設置

⑶　火葬に至るまでの業務

⑷　その他、甲が指定する業務

２　乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な限り他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第３条　乙は、甲に対し甲から協力を要請された葬祭業務の完了後、速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙が第３条に掲げる業務の実施に要した費用について負担するものとする。

（費用の請求）

第５条　乙は、甲から協力を要請された業務が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡体制の確立）

第６条　この協定を円滑に施行するため、両者は災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図るものとする。

（防災訓練への参加）

第７条　甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

２　乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成２４年４月１７日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年４月１７日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県一宮市本町三丁目７番４号
　　愛知県葬祭業協同組合
　　理事長

19 (5)b 災害時における葬祭業務の協力に関する実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、稲沢市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）で締結された災害時における葬祭業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

（要請の手続）

第２条　協定書第２条に掲げる甲から乙への協力要請は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書（様式第１号）を提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職及び氏名並びに連絡先
⑵　要請の日時
⑶　要請理由
⑷　要請内容
⑸　実施場所
⑹　実施期間
⑺　その他必要な事項

２　甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（物品）

第３条　協定書第２条第１項に掲げる棺及び葬祭用品等については、次の各号のとおりとする。

⑴　三段位牌、経机、五具足、骨壺（骨袋を含む）、寝棺おおい、ロウソク、線香等葬儀に必要な用品
⑵　棺用布団、ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

（遺体の安置場所）

第４条　協定書第２条第２項に掲げる遺体の安置場所については、甲が提供する場所とする。

（報告の手続）

第５条　協定書第３条に掲げる葬祭業務の報告は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに業務実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

⑴　報告者の職及び氏名並びに連絡先
⑵　要請された日時
⑶　実施内容
⑷　従事者氏名
⑸　実施場所
⑹　実施期間
⑺　その他必要な事項

（連絡先）

第６条　協定書第６条に掲げる連絡先は、次の各号のとおりとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

⑴　甲の連絡先　稲沢市災害対策本部　電話番号 0587-32-1111
⑵　乙の連絡先　株式会社かとう　　電話番号 0587-32-0551
　　橋本屋葬具店　　電話番号 0587-32-0442

19(6)　災害支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社東海シジシー（以下「乙」という。）と、トランコム株式会社（以下「丙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民の生活の早期安定を図るため、乙及び丙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

２　甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙及び丙に協力を要請することができるものとする。

３　乙及び丙は、甲と協議のうえ、甲において実施する、地域住民への防災、減災を目的とした啓発活動や訓練などに協力して取り組むことができるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。

（１）避難所への物資の輸送

（２）輸送中における市内の被害状況等に関する情報収集、提供

（３）支援物資等の一時保管場所の使用

（４）地域住民等への防災啓発活動、防災訓練などへの参加協力

（５）その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第３条　乙及び丙は、前条による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

（要請手続き等）

第４条　甲が乙及び丙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した協力要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに協力要請書（様式第１号）を提出するものとする。なお、業務の実施報告は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに業務実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定により、乙及び丙が行った業務の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、業務終了後において、乙又は丙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、随時協議を行うものとする。

（補則）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（連絡先）
第８条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙及び丙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成２４年７月２日から１年間とする。
２　有効期間満了の１か月前までに甲、乙若しくは丙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年７月２日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市西町三丁目１５番４０号
　　株式会社東海シジシー
　　代表取締役

丙　名古屋市東区葵一丁目１９番３０号
　　トランコム株式会社
　　代表取締役

19 ⑺　災害時における支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社サカイナゴヤ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）井戸水の生活用水としての提供

（２）工業用水の生活用水としての提供

（３）グランド、駐車場等の一時避難待機場所としての提供

（４）厚生ホール、事務所２階講堂等の一時避難所としての提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　株式会社サカイナゴヤ　電話番号 0587-21-2121　FAX 番号 0587-21-2138

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　３月２５日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　３月２５日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市長

乙　稲沢市奥田酒伊町１番地
　　株式会社サカイナゴヤ
　　代表取締役社長

19 ⑻ 災害時に備えた支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢商工会議所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、必要な支援を相互に協力して行うための、手続等を定めるものとする。

（応急生活物資の確保）

第２条　災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「加盟会員」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

（費用）

第３条　前条の規定による、応急生活物資の調達に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲及び加盟会員が協議の上、災害時直前における適正価格を基準として、適正な費用を甲に請求するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙に、応急生活物資の調達を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（要請の実施）

第５条　応急生活物資の調達を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（災害時に備えた措置）

第６条　乙は、災害時に備え加盟会員との情報伝達体制の構築に努めるものとする。

２　乙は、加盟会員に対し、防災・減災に関する情報提供に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　稲沢商工会議所　　電話番号 0587-21-0502　FAX 番号 0587-23-6200

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年１０月１日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市朝府町１５番１２号
　　稲沢商工会議所
　　会頭

19 ⑼　災害時に備えた支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）、祖父江町商工会（以下「乙」という。）及び平和町商工会（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、必要な支援を相互に協力して行うための、手続等を定めるものとする。

（応急生活物資の確保）

第２条　災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙及び丙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙及び丙はそれを受けて乙及び丙に加盟する会員（以下「加盟会員」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

（費用）

第３条　前条の規定による、応急生活物資の調達に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲及び加盟会員が協議のうえ、災害時直前における適正価格を基準として、適正な費用を甲に請求するものとする。

（要請手続）

第４条　甲が乙及び丙に、応急生活物資の調達を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（要請の実施）

第５条　応急生活物資の調達を要請された乙及び丙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（災害時に備えた措置）

第６条　乙及び丙は、災害時に備え加盟会員との情報伝達体制の構築に努めるものとする。

２　乙及び丙は、加盟会員に対し、防災・減災に関する情報提供に努め、甲は乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

（連絡先）

第７条　乙及び丙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙及び丙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　祖父江町商工会　電話番号 0587-97-5800　FAX 番号 0587-97-6324

丙　平和町商工会　　電話番号 0567-46-0031　FAX 番号 0567-46-4711

２　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年１０月１１日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市祖父江町山崎下枇４８６－１
　　祖父江町商工会
　　会　　長

丙　稲沢市平和町横池中之町１４１番地
　　平和町商工会
　　会　　長

19（10） 災害時における支援協力及び平常時における防災まちづくりの協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）、日本軽金属株式会社名古屋工場（以下「乙」という。）及び小正市民センター地区まちづくり推進協議会（以下「丙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲及び丙が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における支援協力及び平常時における防災まちづくりに対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　災害時及び平常時において、乙は甲及び丙に対し、乙の業務に支障のない範囲内において、別表に掲げる協力を行うものとする。

（要請手続）

第３条　甲及び丙が乙に、災害時等に支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援経費の負担）

第４条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙丙協議のうえ、甲は、乙による甲及び丙への協力に要する費用を負担するものとする。

（連絡先）

第５条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙及び丙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けて置くこととする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書３通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年１２月　３日

甲　稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　稲沢市小池一丁目１１番１号

日本軽金属株式会社
名古屋工場
工 場 長

丙　稲沢市小池一丁目９番１２号
小正市民センター地区
まちづくり推進協議会
会　　長

別表（第２条関係）

	協　　力　　の　　内　　容
災害時	災害時等において、乙が甲及び丙に対し協力する内容の範囲は次のとおりとする。 （１）工場内井戸水の生活用水としての提供 （２）社員寮の一時的な避難所としての提供 （３）駐車場の一時的な避難場所としての提供
平常時	平常時において、乙が甲及び丙に対し協力する内容の範囲は次のとおりとする。 （１）防災訓練への参加又は協同 （２）その他、乙の意思において協力が可能なこと

19(11)　災害時における廃棄物の処理等に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）と一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　大規模災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

(2)　災害廃棄物　がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。

(3)　災害廃棄物処理　災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

２　甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における災害廃棄物処理の協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

(1)　被災の状況

(2)　災害廃棄物処理の場所

(3)　災害廃棄物処理の内容

(4)　災害廃棄物処理の期間

(5)　その他必要な事項

（情報提供等）

第４条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

３　乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、

車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第５条　乙は、第３条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書（様式第２号）により、次の事項を甲に報告するものとする。

(1)　災害廃棄物処理を実施した場所

(2)　実施した災害廃棄物処理の内容

(3)　災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等

(4)　災害廃棄物処理に従事した期間

(5)　その他必要な事項

（費用負担）

第６条　第３条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては稲沢市経済環境部資源対策課、乙においては一般社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２６年　１月２８日

甲　稲沢市稲府町１番地

稲沢市

代表者　稲沢市長

乙　名古屋市中区金山二丁目１０番９号

第８フクマルビル５階

一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会

代表者　会長

19（12） 大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とユニー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市消防本部緊急消防援助隊受援計画及び稲沢市消防本部消防広域受援計画に基づき、稲沢市内で地震等の大規模災害が発生し、甲が緊急消防援助隊等の応援を受ける場合の活動拠点として、乙の所有する駐車場の利用（以下「協力」という。）を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、地震等の大規模災害が発生し、甲のみでの災害活動が困難で緊急消防援助隊等の応援を受ける場合は、乙に対して緊急消防援助隊等の活動拠点を確保するための協力を要請できるものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、乙が管理する駐車場の一部を乙の業務に支障が生じない範囲内で、緊急消防援助隊等の活動拠点として提供するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　甲が第２条の規定により協力要請するときは、活動拠点提供要請書（別記様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別記様式第２号）を提出するものとする。

（連絡先）

第５条　協力要請の手続きが確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号０５８７－２２－０１１９
　　FAX 番号０５８７－２２－２１３０
乙　ユニー株式会社　　電話番号０５８７－２４－８１１１
　　FAX 番号０５８７－２４－８０３４

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申し出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期限を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１１月１３日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地

愛知県稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市天池五反田町１番地
ユニー株式会社
代表取締役社長

19（13） 大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と三菱電機ライフサービス株式会社稲沢支店（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市消防本部緊急消防援助隊受援計画及び稲沢市消防本部消防広域受援計画に基づき、稲沢市内で地震等の大規模災害が発生し、甲が緊急消防援助隊等の応援を受ける場合の活動拠点として、乙の管理する駐車場の利用（以下「協力」という。）を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、地震等の大規模災害が発生し、甲のみでの災害活動が困難で緊急消防援助隊等の応援を受ける場合は、乙に対して緊急消防援助隊等の活動拠点を確保するための協力を要請できるものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、乙が管理する駐車場の一部を乙の業務に支障が生じない範囲内で、緊急消防援助隊等の活動拠点として提供するものとする。

（協力要請の手続）

第４条　甲が第２条の規定により協力要請するときは、活動拠点提供要請書（別記様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別記様式第２号）を提出するものとする。

（連絡先）

第５条　協力要請の手続きが確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号０５８７－２２－０１１９
　　FAX 番号０５８７－２２－２１３０

乙　三菱電機ライフサービス株式会社稲沢支店
　　電話番号０５８７－２４－５６４６
　　FAX 番号０５８７－２１－３３９５

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申し出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期限を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１１月１３日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　愛知県稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市菱町１番地
　　三菱電機ライフサービス株式会社稲沢支店
　　支 店 長

19(14)　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、稲沢市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、稲沢市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につ

き、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年１１月１６日

甲　稲沢市稲府町１番地
稲沢市

稲沢市長職務代理者
稲沢市副市長

乙　名古屋市熱田区沢上２-１-３２
株式会社ゼンリン　中部エリア統括部

部　長

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)　「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)　「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)　「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)　「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)　「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)　「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)　対象機器上で閲覧すること。

(2)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2)　ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3)　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4)　本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

(5)　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

(6)　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

(7)　本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ）　印刷地図を第５条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）　乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）　印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）　印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）　印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。

(8)　本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第７条　乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

２　乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第８条　本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第９条　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以　上

19(15)　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

稲沢市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和２２年 法律第１１８号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（稲沢市）」（別紙１）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話　定期試験仕様書」（別紙３）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は稲沢市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用開始案内）

第１０条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第１１条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１２条　甲及び乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について合意した場合、甲及び乙のウェブサイト上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する定期試験並びに第９条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（表明保証）

第１４条　甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1)　甲又は乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第２条第６号）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2)　甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3)　甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4)　甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5)　本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

(1)　前項に違反したとき。

(2)　自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

①　相手方に対する暴力的な要求行為。

②　相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

③　相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

④　風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤　その他前各号に準ずる行為。

３　甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、

これを賠償する責を負わないものとする。

（協議事項）

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第１６条　本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成３０年４月１６日

甲　　愛知県稲沢市稲府町１番地
愛知県稲沢市
稲沢市長

乙　　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社　名古屋支店
取締役名古屋支店長

特設公衆電話設置一覧（稲沢市）

No.	施設名	設置場所※1	住所	設置回線数
1	稲沢中学校	屋内運動場	稲沢市正明寺 2-1-1	2
2	明治中学校	屋内運動場	稲沢市片原一色町小山 1	2
3	千代田中学校	屋内運動場	稲沢市福島町比舎田 17	2
4	大里中学校	屋内運動場	稲沢市奥田寺切町 69	2
5	治郎丸中学校	屋内運動場	稲沢市治郎丸柳町 1-1	2
6	稲沢西中学校	屋内運動場	稲沢市稲沢町前田 365-10	2
7	大里東中学校	屋内運動場	稲沢市日下部北町 3-68	2
8	稲沢東小学校	屋内運動場	稲沢市長野 6-50	1
9	稲沢西小学校	屋内運動場	稲沢市稲葉 5-9-1	1
10	清水小学校	屋内運動場	稲沢市清水寺前町 126	1
11	片原一色小学校	屋内運動場	稲沢市一色中屋敷町 64	1
12	国分小学校	屋内運動場	稲沢市矢合町三島屋敷 3440	1
13	千代田小学校	屋内運動場	稲沢市福島町比舎田 102	1
14	坂田小学校	屋内運動場	稲沢市坂田町狐沢 18	1
15	大里西小学校	屋内運動場	稲沢市奥田計用町 107	1
16	大里東小学校	屋内運動場	稲沢市日下部北町 1-27	1
17	下津小学校	屋内運動場	稲沢市下津ふじ塚町 83	1
18	大塚小学校	屋内運動場	稲沢市大塚北 9-68	1
19	稲沢北小学校	屋内運動場	稲沢市稲島 3-58	1
20	髙御堂小学校	屋内運動場	稲沢市高御堂 10-3-1	1
21	小正小学校	屋内運動場	稲沢市小池正明寺町東川田 4100	1
22	総合体育館	屋内運動場	稲沢市朝府町 5-1	2
23	勤労福祉会館	多目的ホール	稲沢市朝府町 5-1	1
24	稲沢高等学校	屋内運動場	稲沢市平野町加世１１	1
25	稲沢東高等学校	屋内運動場	稲沢市大塚南六丁目 33	2
26	名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）	小ホール	稲沢市正明寺三丁目 114	1
27	祖父江中学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町上牧下川田 456	2
28	祖父江小学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町祖父江七曲 52	1
29	山崎小学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町山崎ニ本木 70	1
30	領内小学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町二俣上川原 706	1

31	丸甲小学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町甲新田芝八 5－2	1
32	牧川小学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町両寺内砂崎 990	1
33	長岡小学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町馬飼 449－1	1
34	祖父江町体育館	屋内運動場	稲沢市祖父江町山崎下批 486－1	2
35	杏和高等学校	屋内運動場	稲沢市祖父江町二俣宮西 1－1	2
36	法立小学校	屋内運動場	稲沢市平和町法立東瀬古 7	1
37	六輪小学校	屋内運動場	稲沢市平和町塩川 52	1
38	三宅小学校	屋内運動場	稲沢市平和町下三宅北出 1	1
39	平和中学校	屋内運動場	稲沢市平和町平池七反田 53	1
40	平和町体育館	屋内運動場	稲沢市平和町中三宅二丁割 35	2

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュラージャックの設置場所をいう。
電話端子盤内、ＭＤＦ（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

別紙２

情報管理責任者（変更）通知書

平成３０年 ○月○○日

西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役名古屋支店長
＿＿＿＿＿＿＿＿様

稲沢市長

＿＿＿＿＿＿＿＿印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
全施設	（正）危機管理課長	Tel　0587-32-1275 FAX　0587-32-1240 E-mail　kiki-kanri@city.inazawa.aichi.jp
	（副）危機管理課主幹	

別紙２

情報管理責任者（変更）通知書

平成３０年○月○○日

稲沢市長
　　様

西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役名古屋支店長
　　印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
全施設	（正）災害対策担当課長	Tel　052 - 291 – 2225 FAX　052 - 262 - 9057 E-mail　nagoya_saitai@west.ntt.co.jp
	（副）災害対策担当主査	

特設公衆電話　定期試験仕様書

試験名	実施手順
Ⅰ．西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）による回線試験	①　ＮＴＴ西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	②　回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本が修理を実施します。
Ⅱ．稲沢市による通話試験	①　各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、稲沢市内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	②　　通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本故障受付部門（１１３）へ連絡します。

19（16） 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会一宮支部（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画に基づき、風水害や地震などの大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害の発生により稲沢市内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に乙の稲沢地区会員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所等に避難したものをいう。

（支援要請）

第３条　甲は、災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見された場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

２　前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

３　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第４条　この協定における支援内容は避難所におけるあん摩マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術並びに療養上の相談とする。

（支援期間等）

第５条　支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所等が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

（経費及び補償）

第６条　乙の施術費用については無料とする。鍼、艾、テープ、衛生材料等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（避難所への派遣可能人数）

第７条　派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙及び支援者は、避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た対象者とその家族等の秘密を漏らしてはならない。

（要請の連絡先）

第９条　乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ甲に報告するものとする。

２　前項の連絡先及び連絡方法に変更があった場合は、速やかに甲に報告する。

（防災訓練への参加）

第１０条　甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

２　乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成３１年３月３１日とする。ただし、この有効

期限満了の日前１か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年４月２６日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県名古屋市中川区柳川町４－２４
一般社団法人　愛知県鍼灸マッサージ師会一宮支部
支部長

19(17)　災害発生時における稲沢市と郵便局の協力に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）と簡易郵便局を除く郵便局（以下「乙」といい、別表のとおり。）は、稲沢市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、稲沢市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

附　則

１　この協定は、平成３０年４月１日から効力を生じる。

２　この協定の締結に伴い、平成１０年１１月２日締結の災害支援協力に関する覚書は、廃止する。

３　この協定の締結を証するため本書３通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月３０日

甲　稲沢市稲府町１
稲沢市
市長

乙　稲沢市朝府町１５－６
日本郵便株式会社　稲沢郵便局
局長

稲沢市下津本郷町９９
日本郵便株式会社　稲沢下津郵便局
局長

（別　表）

稲沢郵便局	祖父江郵便局
平和郵便局	稲沢下津郵便局
森上郵便局	矢合郵便局
西光坊郵便局	稲沢駅前郵便局
大里郵便局	千代田郵便局
稲沢国府宮郵便局	稲沢奥田郵便局
稲沢稲葉郵便局	稲沢日下部郵便局

19（18） 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内で地震、風水害及びその他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第１号様式）をもって協力の要請をするものとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第３条　乙はその専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談業務を行うものとする。

（１）労働保険関係の相談支援

ア　雇用保険（失業保険）の手続の仕方、離職票の書き方に関する相談等

イ　労災保険における給付の手続きに関する相談等

（２）健康保険及び年金関係の相談支援

ア　健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等

イ　遺族年金、障害年金の手続の仕方などの年金に関する相談等

ウ　年金手帳の再発行、年金の各種変更手続の仕方に関する相談等

（相談業務の実施体制）

第４条　乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

２　乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲へ通知するものとする。

３　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方へ通知するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して報告すると共に、速やかに協力実施報告書（第２号様式）を提出するものとする。

２　甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

（費用の負担）

第６条　相談業務の実施にかかる経費は、原則として無償とする。但し、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

（損害の補償）

第７条　相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和２年３月 31 日までとする。ただし、協定期間

満了前３か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年２月２０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地

稲沢市長

乙　愛知県名古屋市熱田区三本松町３番１号

愛知県社会保険労務士会
会長

19(19)　大規模災害時における災害応急活動に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と王子マテリア株式会社祖父江工場（以下「乙」という。）とは、稲沢市域において大規模な災害が発生した場合に、乙の自衛消防隊が甲の消防の協力隊として、地域における協働の災害応急活動（以下「応急活動」という。）を実施し、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、稲沢市域において大規模な災害が発生した場合に、甲の要請に基づいて、乙がその保有する人員、資機材等による自衛消防隊を活用して応急活動を行うことにより、地域における人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。

２　この協定及びこの協定の履行において、乙の自衛消防隊は、「稲沢市消防協力隊」と称する。

（甲が出動要請する災害の内容）

第２条　この協定において大規模な災害とは、次に掲げるものをいう。

⑴　地震等により甚大な被害を及ぼすおそれのある火災

⑵　その他甲が乙による応急活動を必要と判断する災害

（活動範囲）

第３条　乙は、甲から応急活動の要請を受けたときは、乙は、乙の定める基準により、その要請に応じるものとする。

２　応急活動の活動内容は、稲沢市消防本部の補助的活動とする。

３　応急活動の範囲は、おおむね乙が所在する事業所周辺とする。

（活動要請）

第４条　甲は、災害が発生し、乙に応急活動を要請するときは、災害及び活動の内容、場所等を明示しなければならない。

なお、甲は、本件要請を乙の事務部総務担当に行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たずに乙の判断により応急活動を行ったときは、甲からの要請があったものとみなす。この場合において、乙は、応急活動した旨を甲に速やかに告知しなければならない。

（活動経費の負担）

第５条　甲は、乙が実施した応急活動の経費のうち、車両・機械器具等の燃料費を負担する。

（守秘義務）

第６条　稲沢市消防協力隊の隊員は、応急活動又は応急活動に付随した業務について知り得た甲又は第三者の秘密は、他に漏らしてはならない。また、稲沢市消防協力隊の隊員であった者も同様とする。

（損害の負担）

第７条　稲沢市消防協力隊が応急活動を遂行するにあたり、車両・機械器具等の破損、故障が生じた場合の修理費、当該隊員が負傷し、疾病にかかり若しくは死亡した場合の賠償又はその責に帰するべき事由により第三者に与えた損害については、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

（相互協力関係の維持）

第８条　甲及び乙は、この協定の円滑な実施について必要が生じたときは、打合せ、会議、研修等を必要に応じて行い、常に緊密な協力関係を維持するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了前３か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれかから何らかの意思表示がないと

きは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和２年１２月２２日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市長

乙　稲沢市祖父江町祖父江外平１５０番地
　　王子マテリア株式会社祖父江工場
　　工場長

19(20) 大規模災害時における災害応急活動に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と日本軽金属株式会社名古屋工場（以下「乙」という。）とは、稲沢市域において大規模な災害が発生した場合に、乙が保有する車両を提供することで、地域における甲の災害応急活動（以下「応急活動」という。）に協力し、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市域において大規模な災害が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙がその保有する車両の提供（この協定において当該車両を「乙車両」という。）を通じて、甲の応急活動への協力を行うことにより、地域における人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。

（甲が協力要請する災害の内容）

第２条　この協定において甲が乙に応急活動への協力を要請する大規模災害とは、次に掲げるものをいう。

⑴　地震等により甚大な被害を及ぼすおそれのある火災

⑵　その他甲が乙による応急活動を必要と判断する災害

（活動範囲）

第３条　乙は、甲から応急活動のために乙車両の提供要請を受けたときは、乙の活動に支障のない範囲内で、その要請に応じるものとする。

２　乙車両による甲の応急活動の範囲は、乙が所在する事業所周辺とする。当該範囲を離れ去る場合は、甲は事前にその旨を乙に申し出るものとする。

（活動要請）

第４条　甲は、大規模災害が発生し、乙に応急活動のために乙車両の提供を要請するときは、活動の内容及び場所を文書をもって明示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭あるいは電話等をもって乙に要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たずに乙の判断により乙車両の提供を行ったときは、甲からの要請があったものとみなす。この場合において、乙は、その旨を甲に速やかに告知しなければならない。

（乙車両の引渡し）

第５条　乙が第４条第１項の規定に基づき、甲に乙車両を引渡す場所は、原則として乙が所在する事業所とする。

２　前項に基づく乙車両の引渡しは、第４条第１項に定める文書の写しを提示する甲の職員又は、甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書の写しを提示できない場合は、予め甲乙間において確認した身分証の提示をもってこれに代える。

３　前２項による乙車両の引渡しは、前項に規定する甲の職員又は甲の指定する者の乙車両の確認及び受領をもって、完了とする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定める。ただし、この協定有効期間の途中において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（活動経費の負担）

第７条　甲は、乙が実施した応急活動の経費のうち、車両・機械器具等の燃料費を負担する。

（損害の負担）

第８条　乙が甲の応急活動に協力するにあたり、車両・機械器具等に発生した破損、故障等の損害の賠償、

甲の応援活動に協力した乙の従業員が負傷し、疾病にかかり若しくは死亡した場合の賠償又はその責に帰するべき事由により第三者に与えた損害については、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

（相互協力関係の維持）

第９条　甲及び乙は、この協定の円滑な実施について必要が生じたときは、打合せ、会議、研修等を必要に応じて行い、常に緊密な協力関係を維持するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了前３か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれかから何らかの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和２年１２月２２日

甲　稲沢市稲府町１番地
稲沢市長

乙　稲沢市小池一丁目１１番１号
日本軽金属株式会社　名古屋工場
工 場 長

19(21)　災害時における協力体制に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校（以下「乙」という。）に対し災害時における協力を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、協力を要請することができる。

（協力内容）

第３条　災害時における協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 校内グラウンド、愛知啓成梅須賀総合グラウンド及び奥田グラウンドの一時避難待機場所としての提供

(2) 体育館の一時避難所としての提供

(3) 災害支援要員としての学生ボランティアの派遣

(4) その他、災害時に甲が必要と認める事項

2　甲が、前項の規定により協力を要請するときは、要望書（別紙様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

3　乙は、甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するよう努める。

（連絡先）

第４条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-32-1158

乙　愛知啓成高等学校　電話番号 0587-32-5141　FAX 番号 0587-23-7402

（平常時の協力）

第５条　甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（資器材等の確保）

第６条　甲と乙は、災害時における災害応急対策活動に必要な資器材を相互協力して確保するものとする。

（費用負担）

第７条　災害応急対策活動に要した費用は、甲が必要と認める経費は、甲が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和４年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結に伴い、平成２４年１１月２７日締結の災害時における協力体制に関する協定書は、

廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

令和３年７月２９日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市西町一丁目１番４１号
学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校
代表者　理事長

19(22) 避難所運営支援システムに関する連携協定書

稲沢市、扶桑電通株式会社中部支店及びＧｃｏｍホールディングス株式会社（以下「三者」という。）は、災害等発生時に避難所の混雑情報を配信する住民サービス及び避難所運営の効率化を目的とした実証事業（以下「実証事業」という。）に取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本実証事業は、稲沢市の避難所運営のデジタル化を三者によって推進するものとし、避難所運営支援システムの実践的な活用において実用化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　三者は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携を図るものとする。

（１）プロジェクト実施フィールドの提供・斡旋

（２）庁内・地域の調整

（３）模擬防災訓練計画・防災訓練実施

（４）プロジェクトが事業化した場合の対外的広報

（５）システム開発・導入・運用保守に係る運営全般

（６）プロジェクトで得られたデータ等の検証及び共有

（７）その他、協定締結後に三者の協議により合意した連携事項に関すること。

２　前項に定める事項の具体的な実施方法等については、三者協議の上、決定し、その内容を実施計画等に纏め推進するものとする。

３　本実証事業の実施に当たっては、稲沢市内の住民団体等との連携に努めるものとする。

（秘密の保持）

第３条　三者は、この協定の履行に際して知得した秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしないよう、厳重に管理するものとする。

（協定の変更）

第４条　三者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出た場合は、三者協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から令和５年９月３０日までとする。ただし、期間満了後に事業内容の再確認及び更に踏み込んだ実証事業を希望する場合は、三者協議の上、新たに協定書を締結し本実証事業を継続するものとする。

（対価）

第６条　本協定に基づく一切の対価は無償であることを確認する。

（著作権）

第７条　本実証事業で作成されたすべての成果物に関する著作権は、Ｇｃｏｍホールディングス株式会社に帰属するものとする。ただし、稲沢市及び扶桑電通株式会社中部支店が従来より有していた著作物の著作権に関してはこの限りでない。

２　前項のいずれの場合であっても、三者は原則「成果物」を利用可能とする。

（協定の解約）

第８条　三者のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、三者は協議を行うものとする。この場合において、合意が成立しないときは、相手方に対して１か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解約することができる。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、三者協議の上、定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書を３通作成し、三者において記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年１月１０日

愛知県稲沢市稲府町１
稲沢市
稲沢市長

愛知県名古屋市中区錦２丁目２－１３　名古屋センタービル本館７階
扶桑電通株式会社　中部支店

執行役員支店長

福岡県福岡市博多区東平尾一丁目３番３号
Ｇｃｏｍホールディングス株式会社

代表取締役

19 (23)　大規模災害時における支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社ジーアイビー（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が支援協力するための必要な事項を定めるものとする。

（対象とする店舗）

第２条　この協定書の対象となる店舗は別紙のとおりとし、別紙の内容に変更がある場合、乙はその都度甲へ報告するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する内容は、次の防災資機材等の貸出等とする。

⑴　炊き出しセットの貸出

⑵　簡易発電機の提供

２　甲は地域の実情に応じて、臨時的に避難スペースとして開放を要請することができるものとし、乙は可能な限り協力するものとする。

（資機材の準備）

第４条　乙は、前条の防災資機材等の充実に努めるものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は店舗所有者であるフランチャイズオーナー了承のもと、災害時に甲の地域が行う防災活動の支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第６条　災害時等に要した水道料金及びガス料金は、乙の負担とする。

（支所・市民センター地区への周知）

第７条　乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、対象とする店舗が位置する支所・市民センター地区に対し支援協力の内容について、周知するよう努めるものとする。

（情報共有）

第８条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者を選任し、その氏名、連絡先等を記載した連絡先一覧表（様式第１号）を作成する。連絡担当者が変更になった場合は速やかに連絡し、連絡先一覧表を見直すものとする。

（協議）

第９条　この協定書に疑義が生じた場合又は、この協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申出が無い場合は、期間満了日の翌日から１年間この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

令和５年２月２４日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　名古屋市中区丸の内一丁目１５番２０号
　　ｉｅ丸の内ビルディング４階
　　株式会社ジーアイビー
　　代表取締役

別紙（店舗一覧）

番号	店舗名	所在地
1	ブルースカイランドリー アクロスプラザ稲沢店	稲沢市大塚南五丁目１番地１
2	ブルースカイランドリー ヨシヅヤ新稲沢店	稲沢市朝府町１番２６号

19(24)　災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

丸徳産業株式会社と稲沢市とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、稲沢市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、稲沢市が丸徳産業株式会社に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために稲沢市が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる稲沢市内の避難所又は稲沢市が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、稲沢市が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として稲沢市が指定する施設のほか、稲沢市の要請に基づき、丸徳産業株式会社又は丸徳産業株式会社の関係団体が提供する施設とする。

２　稲沢市は、稲沢市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第４条　稲沢市は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、丸徳産業株式会社に対して次の各号に掲げる業務を業務実施要請書（様式第１号）により要請することができる。ただし、業務実施要請書（様式第１号）により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務実施要請書（様式第１号）を提出するものとする。

（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）稲沢市から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　稲沢市は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは業務実施要請書（様式第１号）により、丸徳産業株式会社に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う人員の派遣を要請することができる。ただし、業務実施要請書（様式第１号）により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務実施要請書（様式第１号）を提出するものとする。

（物資受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　丸徳産業株式会社は、前条の規定により稲沢市の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、丸徳産業株式会社が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　丸徳産業株式会社は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、業務実施報告書（様式第２号）により稲沢市に報告するものとする。ただし、業務実施報告書（様式第２号）をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

２　丸徳産業株式会社は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、業務実施報告書（様式第２号）により稲沢市に報告するものとする。ただし、業務実施報告書（様式第２号）をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。

３　丸徳産業株式会社及び稲沢市は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に業務変更通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、稲沢市が負担するものとする。

２　稲沢市が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、丸徳産業株式会社と稲沢市が協議の上、決定するものとする。

３　稲沢市は、丸徳産業株式会社から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　丸徳産業株式会社は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、稲沢市に対して事故報告書（様式第４号）により報告し、丸徳産業株式会社と稲沢市が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、事故報告書（様式第４号）をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに事故報告書（様式第４号）を提出するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、丸徳産業株式会社と稲沢市が協議して定める。ただし、丸徳産業株式会社の責に帰する理由により生じた損害の負担は、丸徳産業株式会社が負うものとする。

（補償）

第１０条　本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、丸徳産業株式会社の責任において行うものとする。ただし、稲沢市の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　丸徳産業株式会社及び稲沢市は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、丸徳産業株式会社及び稲沢市はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　丸徳産業株式会社及び稲沢市は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　丸徳産業株式会社及び稲沢市は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた際には連絡責任者届（様式第５号）により相互に通知するものとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、丸徳産業株式会社と稲沢市が協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は、締結の日から適用し、丸徳産業株式会社又は稲沢市が書面により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、丸徳産業株式会社並びに稲沢市は記名、押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　５年　９月２７日

愛知県稲沢市正明寺二丁目２７番２２号
丸徳産業株式会社
代表取締役

愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

19(25)　大規模災害発生時等における稲沢市施設の一時使用に関する協定書

稲沢市と愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）は、市内で発生した大規模地震、その他の災害（以下「大規模災害」という。）時における稲沢警察署の代替施設としての稲沢市施設の一時使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時において、稲沢警察署の庁舎が倒壊又は倒壊に近い損傷を受け、警察機能に支障を及ぼす恐れが生じた場合に、稲沢市が管理する施設の一部を稲沢警察署が代替施設として一時的に使用することにより、災害時における警察機能を確保することを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定において、対象となる稲沢市施設は次の各号のとおりとする。

(1)　所　在　稲沢市稲府町１番地
　　施設名　稲沢市役所　東庁舎　３階　第１４会議室

(2)　所　在　稲沢市稲府町１番地
　　施設名　稲沢市役所　東庁舎　３階　倉庫４

（協力要請）

第３条　稲沢警察署は、災害の発生により、庁舎が倒壊又は倒壊に近い損傷を受け、警察活動を十分に果たすことができないと判断した際は、警察活動遂行のため、稲沢市に対し前条に定める対象施設の一時使用について、通信手段若しくは口頭により要請することができる。

（協力承認）

第４条　稲沢市は、前条により稲沢警察署から要請があった場合は、稲沢市の業務等に支障がない範囲で第２条に定める施設の一時使用を認めるものとする。また、稲沢警察署は市役所駐車場についても、必要に応じて利用することができるものとする。

（費用負担）

第５条　稲沢市は、前条により施設の一時使用を認めた場合においては、当該使用に係る経費を請求しないものとする。

（使用解除）

第６条　稲沢警察署は、この協定書に基づく稲沢市施設の一時使用が不要となった場合には、遅滞なくその使用を中止し、使用前の状態に回復したうえで稲沢市に返却するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、稲沢市、稲沢警察署協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、締結した日から翌年の３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１ヶ月前までに稲沢市、稲沢警察署いずれからも何らかの意思表示がない場合、更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、この協定書を２通作成し、稲沢市、稲沢警察署記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和５年１１月１４日

愛知県稲沢市
　代表者　稲沢市長

愛知県稲沢警察署
　稲沢警察署長

19(26)　災害時における物資輸送等に関する協定書

稲沢市と一般社団法人ＡＺ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク（以下「ＡＺ－ＣＯＭ」という。）及び株式会社東海丸和ロジスティクス（以下「東海丸和」）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に被災者及び避難者に対する支援を行うための物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、稲沢市がＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、稲沢市がＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和に対し、次の業務について協力を要請することができるものとし、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、稲沢市の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

⑴稲沢市が管理する防災備蓄品の避難所への配送

⑵稲沢市が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送

⑶稲沢市が指定する物資拠点施設の運営補助等

⑷災害対策本部等への物流の専門家の派遣

⑸前各号に掲げるもののほか、稲沢市が必要とする業務

２　稲沢市は、災害時に稲沢市の要請にもとづきＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が前項に規定する業務を実施する際には、次の事項について協力し、円滑なＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和の業務実施に配慮するよう努めるものとする。

⑴ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行

⑵ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和の車両への燃料の優先供給

⑶罹災状況に係る情報の共有

（協力要請の手続き）

第３条　前条第１項の規定による協力の要請は、業務実施要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに業務実施要請書（様式第１号）を提出するものとする。

２　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、前項の規定による要請を受けたときは、稲沢市に対して速やかに協力するものとする。ただし、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が被災等により業務の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第４条　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、稲沢市に対して事故報告書（様式第２号）により報告し、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和と稲沢市が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、事故報告書（様式第２号）をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに事故報告書（様式第２号）を提出するものとする。

２　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その

輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、稲沢市に速やかに連絡を行い、稲沢市の指示を受けるものとする。

（損害の負担）

第５条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和と稲沢市が協議して定める。ただし、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和の責に帰する理由により生じた損害の負担は、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が負うものとする。

（報告）

第６条　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、第２条第１項に基づく要請により業務を行った場合は、業務実施報告書（様式第３号）により稲沢市に報告するものとする。ただし、業務実施報告書（様式第３号）をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務実施報告書（様式第３号）を提出するものとする。

２　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和及び稲沢市は、第３条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に業務変更通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（費用の負担）

第７条　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が第２条第１項に規定する協力内容の実施に要した費用については、稲沢市の負担とする。

２　前項の費用については、災害救助法の法令等の定めがある物を除き稲沢市ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和協議のうえ都度決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第８条　ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、前条の規定に基づき稲沢市が負担する費用について、請求するものとする。

２　稲沢市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用をＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和に支払うものとする。

（連絡責任）

第９条　稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、連絡責任者届（様式第５号）により相互に通知するものとする。

２　稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報交換）

第１０条　稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和のいずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、稲沢市、ＡＺ－ＣＯＭ及び東海丸和が

記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年１２月２１日

愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
代表者　稲沢市長

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号鉄鋼ビル本館５階
一般社団法人　ＡＺ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク
理事長

愛知県大府市北崎町三丁目３１０番地
株式会社東海丸和ロジスティクス
代表取締役社長

２０　食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定

20 (1)a　災害支援協力に関する協定

（趣旨）

稲沢市（以下「甲」という。）と、社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内で発生した地震、その他の災害時に乙が甲に協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（対象とする災害）

第１条　この協定が対象とする災害は、 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

(1)　ＬＰガスの避難所等への提供。

(2)　その他甲が必要と認める事項。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、協力に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　前条に基づく協力に要した経費については、 法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（災害対策本部への派遣）

第５条　乙は甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、第２条に掲げる事項を円滑に進めるため、 甲においては防災担当課、乙においては乙の事務局を通じて正確、かつ迅速な連絡を図るとともに、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

（担当課長会議）

第７条　乙が、本協定の円滑な運営を図るため、 乙管内の一宮市、尾西市、稲沢市及び木曽川町、祖父江町、平和町担当課長会議を開催する場合は、甲は、これに協力するものとする。

（防災訓練への参加）

第８条　乙は、甲から防災訓練等への参加要請があった場合には、積極的に参加するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、 その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附　則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自 1 通を保有する。

平成 11 年 10 月 7 日

甲　　稲沢市稲府町 1 番地
稲　沢　市
代　表　者　　稲　沢　市　長

乙　　一宮市今伊勢町新神戸字郷東 11 番地 1

社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部
代　表　者　　支　　部　　長

20 (1)b 一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのＬＰガス災害対策に関する業務協約

一宮市消防本部及び稲沢市消防本部の管轄区域内におけるＬＰガスの漏えいに起因する火災、及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、一宮市及び稲沢市の消防長（以下「各消防長」という。）と愛知県エルピーガス協会西部支部（以下「西部支部」という。）は、次のとおり協約する。

（災害の防止活動）

第１条　災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1)　各消防長及び西部支部は、災害の防止と必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。

(2)　西部支部は、各消防長が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。

(3)　各消防長及び西部支部は、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。

(4)　各消防長及び西部支部は、それぞれの関係者に対して災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防ぎょ活動）

第２条　災害を防ぎ止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1)　各消防長及び西部支部は、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、必要に応じ相互に速やかな連絡通報を行うものとする。

(2)　西部支部は、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を各消防長に通知しておくものとする。

(3)　災害現場におけるガスのしゃ断は、西部支部が実施するものとする。ただし、一宮市及び稲沢市の消防隊（以下「各消防隊」という。）が、西部支部に先行して火災現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、各消防隊がガスのしゃ断措置を実施することができるものとする。

(4)　各消防隊及び西部支部が、前号の規定に基づいてガスのしゃ断措置を実施した場合は、速やかに相互に連絡するものとする。

(5)　ガスのしゃ断措置後における復旧作業は、西部支部が実施するものとする。

(6)　西部支部は、各消防長が設置する現場本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力、その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第３条　この協約の運用に係る細目的事項については、 各消防長及び西部支部の両者が協議して定めるものとする。

付　則

1　この協約は、平成 17 年 9 月 29 日から施行する。

2　昭和 61 年 4 月 1 日締結の「ＬＰガス災害対策に関する業務協約」は平成 17 年 9 月 29 日付けをもって廃止する。

3　この協約の成立を証するため、本書 3 通を作成し、それぞれ押印のうえ各 1 通を保管する。

平成 17 年 9 月 29 日

一　宮　市　消　防　長

稲　沢　市　消　防　長
愛知県エルピーガス協会西部支部長

20 (1)c 一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのＬＰガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項

一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部（以下「西部支部」という。）との、ＬＰガス災害対策に関する業務協約の運用に係る細目的事項を次のとおり協議する。

1　第１条第３号に定める災害の防止及び消防活動上必要と認める資料とは、次に掲げる事項が把握できるものをいう。

(1)　消防隊及び西部支部の緊急時の通報及び出動体制

(2)　西部支部管内の販売店名

2　第２条第３号に定める各消防隊が、西部支部に先行して火災現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測されるという判断によって、各消防隊がガスのしゃ断措置を実施した場合に起きた損害に対する補償については、西部支部がその責を負うものとする。

3　本協約を円滑に運営するため、随時協議会を開催するものとする。

平成 17 年 9 月 29 日

一　宮　市　消　防　長

稲　沢　市　消　防　長

愛知県エルピーガス協会西部支部長

20 (2)a　災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合西尾張連合会第 5 地区（以下「乙」という。）は、稲沢市内において風水害、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供（以下「災害情報の提供」という。）並びに乙の所有する応急措置資器材の提供及び自動車用燃料・災害対策用燃料の優先提供（以下「応急措置資器材の提供等」という。）により甲の行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（災害情報の提供に係る要請）

第 2 条　甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、 浸水状況、建物損壊状況等を求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。

（応急措置資器材の提供等に係る要請）

第 3 条　甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、 次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急措置資器材の提供等について要請する。

(1)　災害の状況及び要請する事由

(2)　必要な応急措置資器材及び自動車用燃料・災害対策用燃料の種類、数量等

(3)　その他必要な事項

（災害情報の提供及び応急措置資器材の提供等）

第 4 条　乙は、前 2 条の規定により要請がなされた場合又は被害の発生を認めた場合若しくは被害が発生するおそれのある場合は、その内容に従って、可能な範囲で災害情報の提供又は応急措置資器材の提供等を甲に対して行うものとする。

2　乙は、応急措置資器材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第 2 号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

（平素の協力）

第 5 条　甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、 平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（補償）

第 6 条　提供された応急措置資器材が、破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき、 甲が負担するものとする。

2　前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基礎として算出するものとする。

（支払）

第 7 条　甲は、乙が提供した燃料の経費については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（事業所台帳）

第 8 条　乙は、 この協定に基づき災害情報の収集及び提供並びに応急措置資器材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号及びファクシミリ番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（協議）

第 9 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、 その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（委任）

第 10 条　この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、平成14年11月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成14年11月1日

甲　稲沢市
　　代表者　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市稲葉三丁目8番3号
　　愛知県石油商業組合西尾張連合会第5地区
　　代表者　　第5地区長

20 (2)b 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定実施細目

（趣旨）

第 1 条　この実施細目は、 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供に係る要請）

第 2 条　稲沢市（以下「甲」という。）は、協定第 2 条の要請を行う場合は、愛知県石油商業組合西尾張連合会第 5 地区（以下「乙」という。）の組合員のうち、事前に登録した乙の組合員（以下「登録組合員」という。）に対して、電話又はファクシミリにより要請するものとする。

2　登録組合員は、自ら被害の発生を確認した場合又は被害の発生のおそれがあり必要と判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、甲に対して電話又はファクシミリにより災害情報を提供するものとする。

（応急措置資器材の提供等に係る要請）

第 3 条　甲は、協定第 3 条の要請を行う場合は、乙の地区長に対して電話等により要請するものとする。この場合において、甲は、状況により乙の地区長に対して要請することができないときは、登録組合員に対して要請するものとする。

（応急措置資器材）

第 4 条　協定第 4 条第 1 項の規定に基づき提供される応急措置資器材は、次に掲げる資器材とする。

(1)　ジャッキ
(2)　バール
(3)　鉄ハンマー
(4)　はしご
(5)　ロープ
(6)　前各号に掲げるもののほか、乙が甲に対して提供可能な応急措置資器材

（自動車用燃料の優先提供を受けることができる車両及び災害対策用燃料）

第 5 条　協定第 4 条第 1 項の規定に基づき自動車用燃料の優先提供を受けることができる車両は、甲の災害応急対策を実施する車両とする。

2　協定第 4 条第 1 項の規定に基づく災害対策用燃料は、次に掲げるものとする。

(1)　避難所、ポンプ場等の防災施設で使用する燃料
(2)　消防ポンプ、発電機等の防災設備の燃料
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、災害応急対策に必要な燃料

（登録組合員による災害情報の提供）

第 6 条　第 2 条第 2 項に規定する登録組合員による災害情報の提供は、様式第 1 により行うものとする。

（応急措置資器材の提供等の通知）

第 7 条　協定第 4 条第 2 項に規定する通知は、様式第 2 及び様式第 3 により行うものとする。

（協議）

第 8 条　協定の実施について、この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、 その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この実施細目の成立を証明するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 14 年 11 月 1 日

甲　稲沢市
　　代表者　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市稲葉三丁目 8 番 3 号
　　愛知県石油商業組合西尾張連合会第 5 地区
　　代表者　　第 5 地区長

様式第１（第６条関係）

災害状況報告（定点観測）シート

※まず、現在の日時、事業所（店舗）名称、住所と電話番号等を記入してください。

1　現在の時刻	平成　　年　　月　　日　　時　　分
2　事業所（店舗）名称	
3　住所	
4　電話番号及びファクシミリ番号	

※被害状況について該当するものに番号を記入してください。

水害時記入欄

●事業所（店舗）前の道路に溜まっている水の深さ

1　溜まっていない。
2　車のタイヤ半分（約２０㎝）より低い。
3　車のタイヤ（約50㎝）より低い。
4　車のタイヤ（約50㎝）より上まで溜まっている。

●溜まっている水の状況

1　増えつつある。
2　減りつつある。
3　変化なし。

地震時記入欄

●事業所（店舗）近辺の建物の状況

1　損壊した建物はない。
2　屋根瓦が落ちた家がある。
3　傾いたり、倒れた家がある。

●事業所（店舗）近辺の火災の発生状況

1　発生している。
2　発生していない

※災害状況等について連絡事項があれば、記入してください。

様式第２（第７条関係）

年　　月　　日

稲沢市長　殿

愛知県石油商業組合
西尾張連合会第５地区
第５地区長

次のとおり応急措置資器材の提供を行いましたので、通知します。

年　月　日	給油取扱所の名称 代表者名 所在地 電話番号	提供先の所属名 及び担当者名	応急措置資器材名 （　個　数　）
	（　　）　－		
	（　　）　－		
	（　　）　－		
	（　　）　－		

備考　　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第３（第７条関係）

年　　月　　日

稲沢市長　殿

愛知県石油商業組合
西尾張連合会第５地区
第５地区長

次のとおり自動車用燃料・災害対策用燃料の優先供給を行いましたので、通知します。

年　月　日	給油取扱所の名称 代表者名 所在地 電話番号	供給先の所属名及び担当者名	燃料	
			種類	数量（Ｌ）
	（　　）　－			
	（　　）　－			
	（　　）　－			
	（　　）　－			

備考　　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

20 (3)　災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、ユニー株式会社アピタ稲沢店（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食品・食糧・生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、 状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品の提供）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、 特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

(1)　食品・食糧

(2)　被服・下着・寝具・衛生用品

(3)　防災に関する資機材等

（費用負担）

第４条　甲は、乙が提供した食品・食糧・生活必需品等に要する費用について負担するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、食品・食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲乙協議の上、 災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、 その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成 14 年 12 月 5 日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前 1 か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成 14 年 12 月 5 日

甲　稲沢市
　　代表者　　稲沢市長

乙　稲沢市天池五反田町１番地
　　ユニー株式会社　アピタ稲沢店
　　店長

20 (4)　災害時における資材の供給に関する協定書

稲沢中島広域事務組合水道事務所（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、地震その他の異常な自然災害等により、甲の水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における資材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給の要請）

第 1 条　甲は、災害時において水道施設の応急復旧その他応急対策を行うに当たり、 乙の取り扱う資材を必要とするときは、乙に対しその供給を要請するものとする。

2　乙は、甲から前項の規定による供給の要請を受けたときは、甲に物件の供給を行うものとする。

（要請手続）

第 2 条　甲は、乙に対し資材の供給を要請するときは、 文書又は電話等により、品名、数量、納入場所その他必要な事項を明示して行うものとする。

（引渡し）

第 3 条　乙は、甲により要請された資材の納入を完了したときは、 納入場所において甲の検査を受けるものとする。

（請求の手続）

第 4 条　乙は前条に規定する検査に合格した後、甲に対し当該資材の代金を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認の上、乙に代金を支払うものとする。

（協議）

第 5 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項又は疑義が生じたときは、 甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条　この協定の有効期間は、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までとする。ただし、期間満了の日前 30 日までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

平成 16 年 10 月 1 日

甲　稲沢市石橋六丁目 82 番地
稲沢中島広域事務組合
管理者

乙●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●
●●●●　●●　　●●
（別表第 1 のとおり）

「災害時における資材の供給に関する協定」締結者一覧表

別表第１

整理番号	会社名	代表者名	住所	電話番号	備　考
1	株式会社カトカン		愛知県一宮市萩原町中島字道場４２	0586-69-0165	
2	安田株式会社名古屋支店		名古屋市中区平和一丁目六番一号	052-321-2571	
3	大成機工名古屋支店		名古屋市中村区名駅三丁目二二番八号	052-551-0461	
4	コスモ工機名古屋支店		名古屋市名東区上社４－５－１	052-703-2611	
5	株式会社クボタ名古屋支店		名古屋市中村区名駅三丁目二二番八号	052-564-5151	

20 (5)　災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社ヨシヅヤ　新稲沢店（以下「乙」という。）は、災害時における緊急支援施設等支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲の地域に災害が発生した場合において、乙の緊急支援施設等（以下「緊急施設」という。）を提供することをもって、迅速に、被災者の支援に寄与することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみで十分な対応が困難な場合には、状況により、乙に対して乙が管理する、次の各号に掲げる緊急施設の支援及び物資の緊急調達を特別な理由がない限り他に優先して行なう。

(1)炊出し用かまど
(2)簡易組立て式トイレ
(3)緊急用の生活水
(4)駐車場を避難待機場所として使用
(5)食品・食糧
(6)被服・下着・寝具・衛生用品等

（協力要請）

第３条　甲は、第２条の規程により支援要請をする場合は、乙に対して文書又は電話等により行なうものとする。

（費用負担）

第４条　第２条第１項第５号及び第６号に基づく費用については、甲が負担するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、食品・食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲乙協議の上災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（協定期間）

第７条　この協定は、平成２３年１月２６日から１年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保管する。

平成２３年１月２６日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市朝府町４番１号
　　株式会社ヨシヅヤ 新稲沢店
　　店長

20(6) 災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社ヨシヅヤ平和店（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食品・食糧・生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。
（協力の要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。
（調達品等の提供）
第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資等を提供するものとする。
(1)　食品・食糧
(2)　被服・下着・寝具・衛生用品
(3)　防災に関する資機材等
(4)　駐車場を避難待機場所として使用
（費用負担）
第４条　甲は、乙が提供した食品・食糧・生活必需品等に要する費用について負担するものとする。
（代金の請求）
第５条　乙は、食品・食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。
（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、平成２３年１１月１日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。
この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２３年１１月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町須ヶ脇３６７番地
株式会社ヨシヅヤ平和店
店長

20 (7)　災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

（趣旨）
第 1 条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社平和堂（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食品・食糧・生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。
（協力の要請）
第 2 条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。
（調達品等の提供）
第 3 条　乙は、甲の要請を受けたときは、物資の優先供給に可能な限り務め、甲に対し次に掲げる物資等を提供するものとする。
(1)　食品・食糧
(2)　被服・下着・寝具・衛生用品
(3)　駐車場を一時避難待機場所として使用
2　甲が、前項の規定により調達品等の要請をするときは、物資供給要望書(別紙様式第 1 号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。
（物資の運搬及び引渡し）
第 4 条　乙は、甲より物資の運搬要請があった場合は、運搬は甲が指定する物資供給拠点までとし、甲は該当拠点に職員を派遣し引渡しを受けるものとする。
2　物資供給拠点までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うこととし、個別の避難所等への運搬については、甲又は甲が指定する者が行う。
（車両優先通行の確保）
第 5 条　甲は、災害時等において乙が物資を運搬および供給する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。
（駐車場を一時避難待機所として使用する場合の取り決め）
第 6 条　甲は、乙の所有又は管理する駐車場を一時避難待機場所として使用することを要請した場合は、下記の内容につき了解したものとする。
乙の責に帰さざる事由による事故等については、その責を乙に求めないこととする。
駐車場内の使用箇所については、乙の指示に従うものとする。
駐車場には出来る限り甲の責任者を配置し、乙との連絡調整に努めるものとする。
避難の必要がなくなった時もしくは、避難場所が決定された時は速やかに駐車場から退去するものとする。
（費用負担）
第 7 条　甲は、乙が提供した食品・食糧・生活必需品等に要する代金について負担するものとする。
（代金の請求）
第 8 条　乙は、食品・食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。
（連絡責任者および協力を要請する店舗）
第 9 条　この協定に関わる連絡要請等についての責任者は下記の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。
甲　愛知県稲沢市　総務部生活安全課　課長
乙　株式会社平和堂　稲沢店　店長
　　株式会社平和堂　祖父江店　店長
　　株式会社平和堂　総務部総務課　課長
2　甲が、乙に対して駐車場を一時避難待機場所として使用することを要請する店舗の名称及び所在地は別表の通りとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。
（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、平成２４年　３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成２３年１２月１０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　滋賀県彦根市小泉町３１番地
株式会社平和堂
代表取締役社長

別表（第 9 条関係）

名称	位置
株式会社平和堂　稲沢店	愛知県稲沢市松下二丁目 16 番 1 号
株式会社平和堂　祖父江店	愛知県稲沢市祖父江町祖父江高熊 111 番地

20 (8)　災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社山彦南大通店（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食品・食糧・生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品の提供）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

(1)　食品・食糧
(2)　衛生用品
(3)　防災に関する資機材等
(4)　駐車場を避難待機場所として使用

（費用負担）

第４条　甲は、乙が提供した食品・食糧・生活必需品等に要する費用について負担するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、食品・食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成２４年４月１８日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２４年４月１８日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市稲沢町前田３４８の１
　　株式会社山彦　南大通店
　　店長

20 (9)　災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社フィールコーポレーション（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食品・食糧・生活必需品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品等の提供）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げる物資等を提供するものとする。

(1)　食品・食糧
(2)　被服・下着・寝具・衛生用品
(3)　防災に関する資機材等
(4)　駐車場を避難待機場所として使用

（費用負担）

第４条　甲は、乙が提供した食品・食糧・生活必需品等に要する費用について負担するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、食品・食糧・生活必需品等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（連絡責任者および協力を要請する店舗）

第６条　この協定に関わる連絡要請等についての責任者は下記の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

(1)　甲　愛知県稲沢市　総務部防災安全課　課長
(2)　乙　株式会社フィールコーポレーション　ハーモニー店　　店長
　　株式会社フィールコーポレーション　パールシティ店　店長
　　株式会社フィールコーポレーション　本部

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２４年４月２０日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２４年４月２０日

甲　　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　　愛知県名古屋市昭和区鶴舞２丁目２１番６号
　　株式会社フィールコーポレーション
　　代表取締役社長

20 (10)　災害支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民の生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

２　甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

３　乙は、甲と協議のうえ、甲において実施する、地域住民への防災、減災を目的とした啓発活動や訓練などに協力して取り組むことができるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

（１）食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供

（２）災害の地域住民への啓発活動、防災訓練など参加協力

（３）その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

（要請手続き等）

第４条　甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第５条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

なお、乙は、乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、提携し、要請のあった物品の運搬支援を実施する。

（費用負担）

第６条　第２条及び第５条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（災害ボランティアセンターへの派遣）

第７条　乙は、甲から要請があった場合、社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに職員を派遣することができるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

（補則）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成２５年５月３１日までとする。
２　有効期間満了の１か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年５月３１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県名古屋市名東区猪高町上社字井堀 25 番地１
　　生活協同組合コープあいち
　　理事長

20 (11)　災害時における支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が、乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙が保有する次に掲げる物資について調達の協力を要請することができる。

⑴　別表に掲げる物資

⑵　その他、甲が指定する物資

（要請の手続）

第３条　甲は、物資調達要請書（別記様式第１号）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（調達の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷の見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第５条　災害発生直後の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

２　交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の代金等）

第６条　乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第３条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第７条　乙は、前条の規定による代金等の決定後、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

（資料の提出）

第８条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡先、在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

（防災訓練への参加）

第９条　甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（事業所運営）

第 10 条　この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、平成２４年　５月３１日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了

の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年　５月３１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　兵庫県伊丹市東有岡五丁目３３番地
セッツカートン株式会社
代表取締役社長

別表（第２条関係）

区　　分	品　　目
段ボール製品	段ボールシート
	間仕切り用台座
	段ボール製簡易ベッド
	イス（組立式）
	段ボールケース
その他取扱製品	クラフトテープ
	ストレッチフィルム
	その他包装資材

20(12) 災害時における食品・食糧の確保に関する協定書

（趣旨）

第 1 条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、タカラ食品株式会社（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食品・食糧の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（調達品等の提供）

第 3 条　乙は、甲の要請を受けたときは、物資の優先供給に可能な限り務め、甲に対し次に掲げる物資を提供するものとする。

(1)　食品・食糧

2　甲が、前項の規定により調達品等の要請をするときは、物資供給要望書(別紙様式第 1 号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

（連絡先）

第 4 条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　タカラ食品株式会社　電話番号 0587-32-4186　FAX 番号 0587-32-4116

（費用負担）

第 5 条　甲は、乙が提供した食品・食糧に要する代金について負担するものとする。

（代金の請求）

第 6 条　乙は、食品・食糧の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第 7 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 8 条　この協定の有効期間は、平成２５年　９月　１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成２４年　９月　１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市天池遠松町１０番地
　　タカラ食品株式会社
　　代表取締役

20(13) 災害時における資機材等の調達に関する協定書

（趣旨）

第1条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、東海レンタル株式会社（以下「乙」という。）に対し災害時における甲乙間での資機材の調達、供給を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条　甲は、災害が発生し、資機材を調達する必要があると判断した場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で資機材調達の協力を要請することができる。

（資機材等の提供）

第 3 条　乙は、甲の要請を受けたときは、資機材等の優先供給に可能な限り務め、提供するものとする。

2　甲が、前項の規定により資機材等の要請をするときは、資機材供給要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

（資機材等の引渡し）

第4条　資機材の引渡しは、原則として乙が指定する場所（店舗等）において行うものとする。

2　前項の定めにかかわらず、乙は、甲から甲指定場所への資機材供給の要請があった場合には、可能な範囲で応じられるよう努めるものとする。

3　資機材の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、資機材を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

4　乙は、必要に応じて、甲に対し、資機材の供給への協力を要請することができる。

（費用負担）

第5条　甲は、乙が提供した資機材等の供給に係る費用について負担するものとする。

（代金の請求）

第 6 条　乙は、資機材等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（平時の協力）

第 7 条　甲及び乙は、この協定に基づく資機材の調達・供給が、災害時に迅速かつ円滑に行われるよう、甲、乙連絡先を協議のうえ別に定める。また、平時から資機材の保有状況等についての情報交換及び必要な訓練を適宜行うものとする。

（協議）

第 8 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条　この協定の有効期間は、平成２４年１２月２０日から１年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２４年１２月２０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県名古屋市港区木場町８番地３４
東海レンタル株式会社
代表取締役社長

20(14) 災害時における医薬品等の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への医薬品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、 状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（物資等の提供）

第 3 条　乙は、甲の要請を受けたときは、物資の供給及び搬出に可能な限り務め、甲に対し次に掲げる物資等を提供するものとする。

(1)　医薬品

(2)　食糧・飲料

(3)　衛生用品

2　甲が、前条の規定により物資等の要請をするときは、物資供給要望書（別紙様式第１号。以下「要望書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第 4 条　乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を２名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（運搬及び納品）

第 5 条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行い、納品は、甲の指定する場所において納品確認書（別紙様式第２号）を添えて行う。

（費用負担）

第６条　甲は、乙が提供した物資等の費用及び運搬を行った場合の経費について負担するものとする。

（代金の請求）

第 7 条　乙は、物資等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第 8 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２５年２月１日から１年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２５年２月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県安城市三河安城町一丁目８番地４
株式会社スギ薬局
代表取締役社長

20（15） 災害時における医薬品等の提供に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社ユタカファーマシー（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への医薬品等の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、 状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（物資等の提供）

第３条　乙は、甲に対して次に掲げる物資等を提供するものとする。

（１） 医薬品

（２） 食糧・飲料

（３） 衛生用品

（一時避難待機場所の提供）

第４条　乙は、甲の管理する次に掲げる店舗の駐車場を一時避難待機場所として提供するものとする。

（１） ＤＲＵＧユタカ　稲沢小池店（稲沢市小池２丁目１４番１７）

（要請手続）

第５条　甲が、前条の規定により物資等及び一時避難待機場所の提供を要請するときは、要請書（別紙様式第１号。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前条の要請を完了した後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（要請の実施）

第６条　前条の規定に基づき甲から要請を受けた乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が提供した物資等の費用について負担するものとする。

（代金の請求）

第８条　乙は、物資等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第９条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111

ＦＡＸ番号 0587-23-1489

乙　株式会社ユタカファーマシー　　電話番号 0584-83-7332

ＦＡＸ番号 0584-83-7331

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　４月　１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の３か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２５年　４月　１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　岐阜県大垣市林町十丁目１３３９番地１
株式会社ユタカファーマシー
代表取締役社長

20（16）名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

（趣旨）
第１条　この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。
（協定当事者）
第２条　この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。
（協力事項の発動）
第３条　この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。
２　前項の要請は、災害救助法第２条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。
第４条　甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。
２　甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７０条第１項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。
（応急生活物資供給の協力実施）
第５条　乙は、第３条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力に積極的に努めるものとする。
（応急生活物資の運搬）
第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。
２　甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。
（費用負担）
第７条　乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。
２　前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。
（その他）
第８条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。
附則
この協定は、平成２６年７月２２日から施行する。
この協定を証するため本書４０通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成２６年７月２２日
甲　愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛西市
愛西市長

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地
阿久比町

阿久比町長

愛知県あま市木田戌亥１８番地１
あま市
あま市長

愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市
一宮市長

愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
犬山市
犬山市長

愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地
岩倉市
岩倉市長

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地
大口町
大口町長

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町
大治町長

愛知県大府市中央町五丁目７０番地
大府市
大府市長

愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
尾張旭市長

愛知県春日井市鳥居松町５丁目４４番地
春日井市
春日井市長

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町
蟹江町長

愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
刈谷市
刈谷市長

愛知県北名古屋市西之保清水田１５番地
北名古屋市
北名古屋市長

愛知県清須市須ケ口１２３８番地
清須市
清須市長

愛知県江南市赤童子町大堀９０番地
江南市
江南市長

愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
小牧市
小牧市長

愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
瀬戸市
瀬戸市長

愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
武豊町
武豊町長

愛知県知多市緑町１番地
知多市
知多市長

愛知県津島市立込町二丁目２１番地
津島市
津島市長

愛知県東海市中央町一丁目１番地
東海市
東海市長

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地
東郷町
東郷町長

愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目１番地
飛島村
飛島村長

愛知県豊明市新田町子持松１番地１
豊明市
豊明市長

愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄２６０番地
豊山町
豊山町長

愛知県長久手市岩作城の内６０番地１
長久手市
長久手市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
名古屋市長

愛知県日進市蟹甲町池下２６８番地
日進市
日進市長

愛知県半田市東洋町二丁目１番地
半田市
半田市長

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所２０番地
東浦町
東浦町長

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道３３０番地
扶桑町
扶桑町長

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪１８番地
南知多町
南知多町長

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面１０６番地
美浜町
美浜町長

愛知県みよし市三好町小坂５０番地
みよし市
みよし市長

愛知県弥富市前ケ須町南本田３３５番地

弥富市
弥富市長

乙　愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀２５番地の１
生協法人　生活協同組合コープあいち
理事長

20(17) 災害時における医薬品等の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、株式会社マツモトキヨシ（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への医薬品等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な物資供給が困難な場合には、 状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で物資調達の協力を要請することができる。

（物資等の提供）

第 3条　乙は、甲の要請を受けたときは、物資の優先供給に可能な限り務め、甲に対し次に掲げる物資等を提供するものとする。

(1)　医薬品

(2)　食糧・飲料

(3)　衛生用品

2　甲が、前項の規定により物資等の要請をするときは、物資供給要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙が提供した医薬品等に要する代金について負担するものとする。

（代金の請求）

第５条　乙は、医薬品等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（連絡責任者及び協力を要請する店舗）

第６条　この協定に関わる連絡要請等についての責任者は下記のとおりとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

(1)　甲　愛知県稲沢市　総務部危機管理課　課長

(2)　乙　ヘルスバンク　国府宮店　店長

株式会社マツモトキヨシ総務担当

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成３０年１１月３０日から１年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成３０年１１月３０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　千葉県松戸市新松戸東９番地１
株式会社マツモトキヨシ
代表取締役社長

20（18）災害時における食糧等の確保等に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、愛知西農業協同組合（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への食糧の調達及び乙が管理する建物等の一時避難場所としての提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な食糧供給、一時避難場所の提供が困難な場合には、状況により、乙に対して乙のできる範囲内で食糧調達及び乙の管理する建物等の一時避難場所としての提供について、協力を要請することができる。

（支援協力内容）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、甲に対し次に掲げるものについて協力するものとする。

(1)　食糧等の提供及び調達

(2)　乙が管理する一色下方研修センター（稲沢市一色下方町 260 番地 1）建物の３階ホールの一時避難場所としての提供

(3)　乙が管理する一色下方研修センター敷地駐車場の一時避難待機場所としての提供

（支援経費の負担）

第４条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成 31 年２月 27 日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結に伴い、平成 14 年 12 月５日締結の災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成 31 年２月 27 日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　一宮市北小渕字道上 15 番地１
愛知西農業協同組合
代表理事組合長

20(19)　災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画に基づき、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

⑴日用品等の生活必需品

⑵災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株式会社　カインズ
代表取締役

20(20)　災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社サンクレド（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画に基づき、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1)　日用品等の生活必需品

(2)　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年８月１５日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市東緑町３－４３
株式会社サンクレド
代表取締役

20(21)　災害時における資機材等の確保に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、岸保産業株式会社（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への資機材等の調達を要請するときの手続等を定めるものとする。
（協力の要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な資機材等の調達が困難な場合には、状況により、乙に対して乙の調達できる範囲内で資機材等の調達の協力を要請することができる。
（物資等の提供）
第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、資機材等の優先供給に可能な限り務め、甲に対し次に掲げる資機材等を提供するものとする。
（１）　厨房用品
（２）　清掃用品
（３）　その他、災害時の応急対策に必要な資機材として乙が供給できるもの
２　甲が、前項の規定により物資等の要請をするときは、資機材供給要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。
（費用負担）
第４条　甲は、乙が提供した資機材等に要する代金について負担するものとする。
（代金の請求）
第５条　乙は、資機材等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。
（連絡責任者及び協力を要請する店舗）
第６条　この協定に関わる連絡要請等についての責任者は下記のとおりとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。
(1)　甲　稲沢市　総務部危機管理課長
(2)　乙　岸保産業株式会社　代表取締役社長
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。
（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和３年３月３１日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

令和２年１１月１８日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町嫁振北１番２
岸保産業株式会社
代表取締役社長

20（22）災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

２　前項の要請は、原則として、別記第１号様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第３条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（１）　間仕切り（クイックパーテーション）

（２）　エアテント（マク・クイックシェルター）

（３）　天幕大型テント

（４）　その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第４条　乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の供給に努めるものとする。

２　乙は物資の供給を実施したときは、別記第２号様式により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、第４条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者の指定）

第７条　協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第３号様式により文書で報告するものとする。

２　甲乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

（車両の通行）

第８条　甲は乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（平時の活動）

第９条　甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日とする。ただし、有効期間満了日の１カ月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）

第１１条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年３月２２日

甲　　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　　大阪府大阪市淀川区木川東４－８－４
太陽工業株式会社
代表取締役社長

20（23）災害時における物資供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とＵＤリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、高潮、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資等（以下「物資等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における物資等の調達に関する事項並びに乙の店舗（以下「店舗」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（店舗の有効範囲）

第３条　この協定における乙の有効店舗は、ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ稲沢東店（稲沢市下津穂所一丁目１番地１）とする。

（要請）

第４条　甲は、災害時において物資等を調達する必要があると認めた時は、乙に対し、その保有する物資等の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で物資等の優先供給に努めるものとする。

（協力）

第５条　甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるものとし、要請時点で乙が、供給可能な物資等とする。

(1) 食料品、飲料品、衣料品、その他日用生活品等

(2) 災害時の応急対策に必要な物資で乙が供給できるもの

(3) 店舗におけるテレビ及びラジオ等による災害情報の提供

（要請方法）

第６条　第４条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく物資等の引き渡し）

第７条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の規定により物資等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

３　物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

４　甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

５　乙は自身の被災等で第４条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲

に報告するものとする。

（費用の負担）
第８条　甲は、乙が供給した物資等の代金及び運搬等の経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。
２　前項の費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲乙双方協議の上決定する。

（費用の請求）
第９条　乙は、第７条第２項の引き渡し後に物資等の費用を甲に対して請求するものとする。

（情報交換）
第１０条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう連絡責任者を定め別紙により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。
２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から令和４年３月３１日とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１ヶ月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲と乙が記名押印の上，各自１通を所持するものとする。

なお、平成２８年９月６日締結の「災害時における食品・食料・生活必需品等の確保に関する協定書」は、令和３年８月１日付けをもって廃止する。

令和３年８月１日

甲　　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　　神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目１８番地
ＵＤリテール株式会社
代表取締役社長

20 (24)　災害時における生活必需物資の調達に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の生活を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(物資調達の要請)

第１条　甲は、稲沢市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

（１）食料品、飲料

（２）その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引き渡し)

第５条　物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

(費用)

第６条　第２条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店頭での販売価格とする。

３　乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第７条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、甲から乙に支払うものとする。

(連絡先等確認)

第８条　物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更は生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(解除)

第１１条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和３年１２月２０日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　岐阜県恵那市大井町１８０番地の１
株式会社バローホールディングス
代表取締役社長

20(25)　災害時における物資供給に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、災害対応に必要な物資（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して物資供給の要請を行った際に発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可　　能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるも　　のとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、　　甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協　　議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条　甲と乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲と乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（情報交換）

第 11 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を　　行い、災害時に備えるものとする。

２　甲と乙は、この協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

３　甲と乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた際には連絡責任者届（様式第３号）により相互に通知するものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上　　決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年９月２８日

甲　　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
NPO 法人　コメリ災害対策センター
理事長

２１　消防相互応援協定

21 (1)　愛知県内広域消防相互応援協定

（目的）

第 1 条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第 2 条　この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、 消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第 3 条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

(3)　航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

(4)　その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第 4 条　この協定に基づく応援要請は、 前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第 2 条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所及び状況

(2)　必要とする人員、車両及び資機材等

(3)　集結場所及び連絡担当者

(4)　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第 5 条　応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、 業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2　応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第 6 条　要請市町等における応援隊の指揮は、 要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第 7 条　応援に要する経費の負担については、 法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1)　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2)　機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

（情報提供等）

第 8 条　協定市町等は、 この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）
第 9 条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。
（協定市町等の変更に伴う取扱い）
第 10 条　市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。
（疑義の協議）
第 11 条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
平成 2 年 3 月 12 日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成 15 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。
この協定の証として、本書 41 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 15 年 4 月 1 日

名古屋市長
豊橋市長
岡崎市長
一宮市長
瀬戸市長
知多中部広域事務組合管理者半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
豊田市長
西尾市長
蒲郡市長
犬山市長
常滑市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
稲沢中島広域事務組合管理者
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
尾張旭市長
岩倉市長
豊明市長
長久手町長
木曽川町長
蟹江町長
幸田町長
田原町長
渥美町長
衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者

海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
丹羽広域事務組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

別記様式

文　書　番　号
平成　年　月　日

殿

要請者
市町村等名
職・氏名　　印

応　援　要　請　書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要請日時	
災害の種別	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害の状況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集結場所	
連絡担当者の氏名	
その他必要事項	

21 (2)　尾張西北部地区消防相互応援協定書

（目的）

第 1 条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、尾張西北部地区の 4 市及び 2 広域事務組合の区域内に火災、救急及び救助を必要とする事故（以下「火災等」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市等）

第 2 条　この協定は、 一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市、西春日井広域事務組合及び丹羽広域事務組合（以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

（応援要請）

第 3 条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市等（以下「要請市等」という。）の消防長が、火災等を円滑かつ迅速に防ぎょするため必要のあるとき、他の協定市等（以下「応援市等」という。）の消防長に対して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第 4 条　協定市等の消防長は前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2　協定市等の消防長は、当該協定市等の消防機関が協定市等との境界付近で当該消防機関の管轄区域外の区域に火災等の発生を覚知したときは、前条の応援要請があったものとみなし、消防隊等 1 隊以上を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条　この協定に基づく応援の消防隊等は、要請市等の消防長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 6 条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、 次の区分によるものとする。

(1)　機械器具の小破損修理、燃料、隊員の手当等に関する経費は、応援市等の負担とする。

(2)　現地調達が必要となった場合の燃料、隊員の食糧等に関する経費は、要請市等の負担とする。

2　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

（疑義の協議）

第 7 条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、 その都度、協定市等の長が協議のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第 8 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から 1 年間とし、有効期間の満了する日の 2 か月前に協定市等の長から改正又は廃止の申出がないときは、引き続き 1 年間従前の内容で更新されるものとする。以後の満了時についても同様とする。

（協定市等の変更に伴う取扱い）

第 9 条　市町の合併、消防広域化等により協定市等に変更が生じた場合、 当該変更後に消防を継承した協定市等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

付　則

1　この協定は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

2　この協定の施行前に協定市等の間で締結していた相互応援協定に関する協定は廃止する。

この協定の証として本書 6 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 19 年 1 月 17 日

一　　宮　　市　　長
江　　南　　市　　長
稲　　沢　　市　　長
岩　　倉　　市　　長
西春日井広域事務組合管理者
丹 羽 広 域 事 務 組 合 管 理 者

21 (3)a　高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、愛知県小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、岐阜県羽島市、大垣消防組合（以下「協定市等」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条　この協定は、 協定市等の区域内の高速自動車国道中央自動車道西宮線及び高速自動車国道東海北陸自動車道（以下「高速道路」という。）において、災害（火災又は救助救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第 2 条　高速道路における災害処理のため災害発生協定市等の長から応援の要請があった場合は、 相互に消防隊又は救助救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行なうものとする。

2　高速道路のインターチェンジの所在する協定市等の消防機関が高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援要請があったものとみなし、別表に掲げる区分により、災害発生地に対し応援のための消防隊等を派遣するものとする。

（指揮）

第 3 条　前条の規定により、応援のために出動した消防隊等は、 災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。また、災害発生地の消防機関が到着していない場合は先着隊の指揮の下に行動するものとする。

（情報要請）

第 4 条　火災の原因及び損害の調査又は救助救急事故にかかる必要な調査について、 災害発生地の消防長は、必要がある場合、第 2 条の規定により派遣された消防隊等の属する協定市等の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

（経費の負担）

第 5 条　第 2 条の規定により、応援のため派遣された消防隊等に要した経費は、 次の区分により負担するものとする。

(1)　応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊の属する協定市等の負担とする。ただし応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市等の負担とする。

(2)　応援した消防隊等の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市等の負担とする。

(3)　消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅっ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市等の長が協議して定めるものとする。

（委任）

第 6 条　この協定について必要な事項は、協定市等の消防長が相互に協議のうえ定める。

（有効期間）

第 7 条　この協定の有効期間は、平成 19 年 1 月 19 日から 2 年間とし、有効期間が満了する 2 か月前にいずれの協定市等からも、この協定について改正又は廃止の意思表示がないときは、引続き 2 年間自動的に有効期間を延長するものとする。（以後期間満了時において同じ。）

附　則

1　この協定は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

2　平成 17 年 6 月 10 日締結の「高速道路における消防相互応援協定」は、平成 19 年 1 月 19 日付けをもって廃止する。

3　この協定の成立を証するため、本協定書 6 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

平成 19 年 1 月 19 日

小　牧　市　長
岩　倉　市　長
一　宮　市　長
稲　沢　市　長
羽　島　市　長
大垣消防組合管理者

別表

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
小牧インターチェンジ ～ 一宮インターチェンジ	上り線	一宮市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部 羽島市消防本部
	下り線	小牧市消防本部	
一宮インターチェンジ ～ 一宮ジャンクション	上り線	一宮市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 稲沢市消防本部 羽島市消防本部 大垣消防組合消防本部
	下り線		
一宮ジャンクション ～ 岐阜羽島インターチェンジ	上り線	羽島市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部 稲沢市消防本部 羽島市消防本部 大垣消防組合消防本部
	下り線	一宮市消防本部	
岐阜羽島インターチェンジ ～ 大垣インターチェンジ	上り線	大垣消防組合消防本部	一宮市消防本部 稲沢市消防本部 羽島市消防本部 大垣消防組合消防本部
	下り線	羽島市消防本部	
一宮ジャンクション ～ 一宮西インターチェンジ ～ 尾西インターチェンジ ～ 一宮木曽川インターチェンジ	上り線	一宮市消防本部	小牧市消防本部 岩倉市消防本部 稲沢市消防本部 羽島市消防本部
	下り線		

注 1　表左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣させるものとする。

2　表左欄に掲げる区間内に発生した災害が、第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

21 (3)b 高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書

愛知県小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、岐阜県羽島市、大垣消防組合、（以下「協定市等」という。）との間に締結した、高速道路における消防相互応援協定（以下「協定」という。）の実施については、次の要領により行なうこととし、この覚書を交換する。

1　協定第2条に基づき、応援のために派遣する消防隊等は、原則として1隊以上とする。災害の規模により災害発生地から要請又は、担当機関が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができる。

2　協定第2条第2項に基づき、インターチェンジが所在する協定市等の消防機関が、災害の発生を覚知した場合において、第1次担当消防機関が他の災害防御等のため派遣すべき消防隊等がないときは、第2次担当消防機関から消防隊等を派遣させるものとする。この場合第1次担当消防機関は、第2次担当消防機関へ通報を行なうものとする。

3　第1次担当消防機関から派遣した消防隊等が、自隊のみで業務の処理ができないと判断したときは、第2次担当消防機関へ消防隊等の派遣について、通報を行なうものとする。

4　協定第2条第2項により、消防隊等を派遣させたときは、その状況を災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後その概要を通報するものとする。災害の状況により消防隊等を派遣させた旨の即報ができないときは、災害の処理後、その概要を通報するものとする。

5　インターチェンジの所在する協定市等の消防長は、管轄区域内の医療機関の中から高遠道路における災害による傷病者を搬送する救急医療機関を選定しておくものとする。

6　前号により、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとする。

7　この覚書に定めのない事項又は協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定市等の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

1　この覚書は、平成17年6月10日から施行する。

2　平成10年12月13日締結の「高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書」は、平成17年6月10日付けをもって廃止する。

3　この覚書の成立を証するため本書6通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成17年6月10日

大垣消防組合消防長
羽島市消防長
小牧市消防長
岩倉市消防長
一宮市消防長
稲沢市消防長

21 (4)　木曽川流域消防相互応援協定書

（目的）

第 1 条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛知県の 4 市、1 事務組合及び岐阜県の 3 市、1 広域連合の区域内の木曽川流域において火災、救急及び救助を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市等）

第 2 条　この協定は、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、丹羽広域事務組合、羽島市、各務原市、海津市、羽島郡広域連合（以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

（応援要請）

第 3 条　この協定に基づく応援要請は、 災害等が発生した協定市等の消防長が災害等を円滑かつ迅速に防ぎょするため必要のあるとき、他の協定市等の消防長に対して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第 4 条　協定市等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2　協定市等の消防長は、当該協定市等との境界付近等で当該消防機関の管轄区域外において災害等の発生を覚知したときは、前条の応援要請があったものとみなし、消防隊 1 隊以上を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条　この協定に基づく応援の消防隊等は、 要請した協定市等の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条第 2 項については、この限りではない。

（経費の負担）

第 6 条　応援に要する経費の負担ついては、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、 次の区分によるものとする。

(1)　機械器具の小破損修理、燃料、隊員の手当等に関する経費は、応援した協定市等の負担とする。

(2)　現地調達が必要となった場合の燃料、隊員の食料等に関する経費は、要請した協定市等の負担とする。

2　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

（疑義の協議）

第 7 条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、 その都度、協定市等の長が協議のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期限）

第 8 条　この協定の有効期限は、 協定を締結した日から 1 年間とし有効期間の満了する日の 2 か月前に協定市等の長から改正又は廃止の申出がないときは、引き続き 1 年間従前の内容で更新されるものとする。以後の満了時についても同様とする。

附　則

1　この協定は、平成 19 年 1 月 25 日から施行する。

2　平成 17 年 6 月 9 日締結の「木曽川流域消防相互応援協定」は、平成 19 年 1 月 25 日付けをもって廃止する。

3　この協定の証として、本書 9 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 19 年 1 月 25 日

一　　宮　　市　　長
犬　　山　　市　　長
江　　南　　市　　長
稲　　沢　　市　　長
丹羽広域事務組合管理者
羽　　島　　市　　長
各　　務　　原　　市　　長
海　　津　　市　　長
羽島郡広域連合長

21 (5)　消防相互応援協定

（目的）

第 1 条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と海部東部消防組合（以下「乙」という。）の区域内において火災、水災若しくは、その他の災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）

第 2 条　この協定に基づく応援要請は、甲及び乙の消防長が、甲又は乙の区域内において災害等が発生し、円滑かつ迅速に防御するため必要があるとき、相手側の消防長に対して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第 3 条　甲及び乙の消防長は前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に応じて消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2　甲乙のいずれかの境界付近で災害等の発生を覚知したときは、前項の応援の要請があったものとみなし、消防隊等を 1 隊派遣するものとする。

（応援隊の指揮権）

第 4 条　この協定に基づく応援をする側の消防隊は、応援要請をした側の消防長の指揮下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 5 条　応援に要した経費の分担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の号によるものとする。

（1）機械器具の小破損修理、燃料、隊員の手当等に関する経費は、応援をする側の負担とする。

（2）現地調達が必要となった場合の燃料、隊員の食料等に関する経費は、応援要請をした側の負担とする。

2　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（疑義の協議）

第 6 条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期限）

第 7 条　この協定の有効期限は、協定を締結した日から 1 年間とし、有効期間の満了する日の 2 ヶ月前に甲又は乙の長から改正又は廃止の申出がないときは、引き続き 1 年間従前の内容で更新されるものとする。以後の満了についても同様とする。

（市の変更に伴う取扱い）

第 8 条　市町の合併、消防広域化等により甲又は乙に変更が生じた場合、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

1　この協定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　昭和 63 年 4 月 1 日締結の「消防相互応援協定」は、平成 21 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

3　この協定の証として、この協定書 2 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 21 年 3 月 30 日

甲　愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市　稲沢市長

乙　愛知県海部郡七宝町大字遠島字十坪 119 番の 1
海部東部消防組合　管理者

21 (6)　消防相互応援協定

（目的）

第 1 条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と愛西市（以下「乙」という。）の区域内において火災、水災若しくは、その他の災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）

第 2 条　この協定に基づく応援要請は、災害等の発生場所を管轄する市（以下「要請市」という。）の消防長が、災害等を円滑かつ迅速に防御するため必要があるとき、他の市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第 3 条　応援市の消防長は前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に応じて消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2　甲乙のいずれかの境界付近で災害等の発生を覚知したときは、前条の応援の要請があったものとみなし、消防隊等 1 隊以上を派遣するものとする。

（応援隊の指揮権）

第 4 条　この協定に基づく応援の消防隊等は、応援市の消防長の指揮下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 5 条　応援に要する経費の分担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の号によるものとする。

（1）機械器具の小破損修理、燃料、隊員の手当等に関する経費は、応援市の負担とする。

（2）現地調達が必要となった場合の燃料、隊員の食料等に関する経費は、応援市の負担とする。

2　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（疑義の協議）

第 6 条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期限）

第 7 条　この協定の有効期限は、協定を締結した日から 1 年間とし、有効期間の満了する日の 2 か月前に甲又は乙の長から改正又は廃止の申出がないときは、引き続き 1 年間従前の内容で更新されるものとする。以後の満了についても同様とする。

（市の変更に伴う取扱い）

第 8 条　市町の合併、消防広域化等により甲又は乙に変更が生じた場合、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

1　この協定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 2 年 12 月 1 日締結の「消防相互応援協定」は、平成 21 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

3　この協定の証として、この協定書 2 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 21 年 3 月 30 日

甲　愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市　稲沢市長

乙　愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市　愛西市長

21(7) 災害時における消防用水の確保に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と尾張生コンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において、消防活動に必要な水（以下「消防用水」という。）の確保に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、稲沢市内において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う消防用水の供給（以下「業務」という。）の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲の消防長は、災害時において、消防用水を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して業務の要請を行うことができる。
２　要請については、第９条に規定する連絡先へ通報（以下「通報」という。）し、業務を行う場所等を指定するものとする。
（協力）
第３条　乙は、甲の消防長からの要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、これに協力するものとする。
２　乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨速やかに通報するものとする。
（報告）
第４条　乙は、業務を開始するときは、甲の消防長に対して業務を開始する日時、場所、車両数及び人員等を報告するものとする。
２　乙は、業務を完了したときは、次に掲げる事項を甲の消防長に対して、報告するものとする。
（１）業務に従事した日時及び供給場所
（２）業務に従事した車両数及び人員
（３）業務に使用した水量
（４）その他必要な事項
（経費負担）
第５条　乙の業務に要する経費については、別に定めるところにより、甲が負担するものとする。
（損害の負担）
第６条　甲が要請した業務により、車両及び資機材等の破損並びに第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。
（危険回避）
第７条　乙は、業務において、危険と判断した場合は、一時中断又は中止することができる。
（情報交換）
第８条　甲と乙は、この協定の効率的な運用を図るため、必要な各種の情報を相互に交換するものとする。
２　業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。
（連絡先）
第９条　この協定に関する甲と乙の連絡先を以下のとおり定める。
甲　稲沢市消防本部
電話番号　０５８７－２２－０１１９
FAX 番号　０５８７－２２－２１３０
乙　尾張生コンクリート工業株式会社
電話番号　０５６７－４６－２０７０
FAX 番号　０５６７－４６－４６２８
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるもの

とする。
（有効期限）
第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年７月１０日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
稲沢市長

乙　稲沢市平和町丸渕上２９０番地２
　　尾張生コンクリート工業株式会社
代表取締役社長

21 (8)a　愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合及び愛西市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条　この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸自動車道（伊勢湾岸道路を含む。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線、名古屋瀬戸道路及び東海環状自動車道（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条　協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2　高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条　前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第 4 条　火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条　第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第 6 条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第 7 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附　則

1　この協定は、平成 30 年 7 月 31 日から効力を生ずる。

2　平成 28 年 3 月 10 日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成 30 年 7 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書 23 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市長
豊橋市長
一宮市長
岡崎市長
豊川市長
春日井市長
津島市長
衣浦東部広域連合長
豊田市長
瀬戸市長
稲沢市長
小牧市長
新城市長
東海市長
大府市長
尾張旭市長
岩倉市長
西春日井広域事務組合管理者
蟹江町長
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
愛西市長

21 ⑻b 愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書

第１条　この覚書は、愛知県下高速道路における消防相互応援協定（以下「協定」という。）第６条に基づき、相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第２条　協定第２条第１項及び第２項の規定に基づく応援のため派遣する消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）は、原則として１隊とする。ただし、災害の規模により、災害発生地からの要請又は担当消防機関が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができるものとする。

第３条　協定第２条第２項に規定する区分は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第3-2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10及び別表第11とする。

第４条　協定第２条第２項の規定に基づき、消防隊等を派遣する場合において、第１次担当消防機関が他の災害防御等のため、派遣すべき消防隊等がないときは、第２次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　前項の場合において、第１次担当消防機関は、第２次担当消防機関にその旨を通報するものとする。

第５条　第１次担当消防機関から派遣される消防隊等のみで災害の処理ができないと認めたときは、第２次担当消防機関へ消防隊等の派遣について要請を行うものとする。

第６条　協定第２条第２項の規定に基づき、消防隊等を派遣したときは、その状況を災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後その概要を通報するものとする。ただし、災害の状況により、消防隊等を派遣した旨の即報ができないときは、災害の処理後の概要通報のみとすることができる。

第７条　インターチェンジ所在市町組合の消防長は、管轄区域内のインターチェンジ付近にある医療機関の中から高速道路における災害による傷病者を搬送する救急医療機関（以下「高速道路救急病院」という。）を選定しておくものとする。

２　前項の規定により、高速道路救急病院を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとし、高速道路救急病院の施設等に変更を生じたとき又は廃止されたときも同様とする。

第８条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

１　この覚書は、平成30年7月31日から効力を生ずる。

２　平成28年3月10日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書」は、平成30年7月31日付けをもって廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書23通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保管する。

平成30年7月31日

名古屋市消防長
豊橋市消防長
一宮市消防長
岡崎市消防長
豊川市消防長
春日井市消防長
津島市消防長
衣浦東部広域連合消防局消防長
豊田市消防長
瀬戸市消防長
稲沢市消防長
小牧市消防長
新城市消防長
東海市消防長
大府市消防長
尾張旭市消防長
岩倉市消防長
西春日井広域事務組合消防長
蟹江町消防長
海部東部消防組合消防長
尾三消防本部消防長
海部南部消防組合消防長
愛西市消防長

別表第１

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
県境（258.4ＫＰ） 豊川インターチェンジ（269.1ＫＰ）の区間	上り線	豊川市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部 岡崎市消防本部
	下り線	（浜松市消防局）	
豊川インターチェンジ（269.1ＫＰ） 音羽蒲郡インターチェンジ（280.1ＫＰ）の区間	上り線	豊川市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線		
音羽蒲郡インターチェンジ（280.1ＫＰ） 岡崎インターチェンジ（292.9ＫＰ）の区間	上り線	岡崎市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部 豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線	豊川市消防本部	
岡崎インターチェンジ（292.9ＫＰ） 岡崎インターチェンジ（293.5ＫＰ）の区間	上り線	豊田市消防本部	新城市消防本部 豊橋市消防本部 豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部
	下り線	豊川市消防本部	
岡崎インターチェンジ（293.5ＫＰ） 豊田ジャンクション（305.2ＫＰ）の区間	上り線	豊田市消防本部	豊橋市消防本部 豊川市消防本部 岡崎市消防本部 豊田市消防本部 尾三消防本部
	下り線	岡崎市消防本部	
豊田ジャンクション（305.2ＫＰ） 豊田インターチェンジ（310.5ＫＰ）の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 尾三消防本部
	下り線		
豊田インターチェンジ（310.5ＫＰ） 東名三好インターチェンジ（315.4ＫＰ）の区間	上り線	尾三消防本部	岡崎市消防本部 豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
東名三好インターチェンジ（315.4ＫＰ） 東名三好インターチェンジ（315.9ＫＰ）の区間	上り線	名古屋市消防局	岡崎市消防本部 豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	

東名三好インターチェンジ（315.9ＫＰ） 名古屋インターチェンジ（325.0ＫＰ）の区間	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部
	下り線	尾三消防本部	
名古屋インターチェンジ（325.0ＫＰ） 名古屋インターチェンジ（325.6ＫＰ）の区間	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部
	下り線	尾三消防本部	
名古屋インターチェンジ（325.6ＫＰ） 守山スマートインターチェンジ（333.4ＫＰ）	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
	下り線		
守山スマートインターチェンジ（333.4ＫＰ） 守山スマートインターチェンジ（333.7ＫＰ）の区間	上り線	春日井市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
守山スマートインターチェンジ（333.7ＫＰ） 春日井インターチェンジ（337.4ＫＰ）の区間	上り線	春日井市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
春日井インターチェンジ（337.4ＫＰ） 春日井インターチェンジ（337.8ＫＰ）の区間	上り線	小牧市消防本部	豊田市消防本部 尾三消防本部 名古屋市消防局 尾張旭市消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
春日井インターチェンジ（337.8ＫＰ） 小牧インターチェンジ（346.4ＫＰ）の区間	上り線	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線	春日井市消防本部	
小牧インターチェンジ（346.4ＫＰ） 小牧インターチェンジ（346.9ＫＰ）の区間	上り線	一宮市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線	春日井市消防本部	

<table>
<tr><td rowspan="2">小牧インターチェンジ
（346.9ＫＰ）
一宮インターチェンジ
（355.2ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>一宮市消防本部</td><td rowspan="2">春日井市消防本部
小牧市消防本部
岩倉市消防本部
一宮市消防本部
稲沢市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>小牧市消防本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一宮インターチェンジ
（355.2ＫＰ）
一宮ジャンクション
（358.8ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td rowspan="2">一宮市消防本部</td><td rowspan="4">小牧市消防本部
岩倉市消防本部
稲沢市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一宮ジャンクション
（358.8ＫＰ）
県境
（364.8ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>（羽島市消防本部）</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>一宮市消防本部</td></tr>
</table>

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第２

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
小牧ジャンクション内	Dランプ	春日井市消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	上記以外のランプ	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧ジャンクション（343.9ＫＰ）小牧東インターチェンジ（337.1ＫＰ）の区間	上り線	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線		
小牧東インターチェンジ（337.1ＫＰ）県境（333.1ＫＰ）の区間	上り線	（多治見市消防本部）	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線		

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第３

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
名古屋インターチェンジ（0.0ＫＰ） 小幡インターチェンジ（6.3ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
小幡インターチェンジ（6.3ＫＰ） 松河戸インターチェンジ（8.7ＫＰ）の区間	外回り	春日井市消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	名古屋市消防局	
松河戸インターチェンジ（8.7ＫＰ） 勝川インターチェンジ（9.6ＫＰ）の区間	外回り	春日井市消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
勝川インターチェンジ（9.6ＫＰ） 楠インターチェンジ（13.1ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	春日井市消防本部	
楠インターチェンジ（13.1ＫＰ） 楠ジャンクション（13.5ＫＰ）の区間	外回り	西春日井広域事務組合消防本部	
	内回り	春日井市消防本部	
楠ジャンクション内	Dランプ Hランプ 下り線13.5KPから14.4KP区間	春日井市消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部

	Eランプ Fランプ Bランプ180から本線合流地点まで	西春日井広域事務組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	上記以外	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
楠ジャンクション（14.4ＫＰ） 山田西インターチェンジ（16.3ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	西春日井広域事務組合消防本部	
山田西インターチェンジ（16.3ＫＰ） 清洲東インターチェンジ（18.5ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
清洲東インターチェンジ（18.5ＫＰ） 清洲ジャンクション（18.7ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
清洲ジャンクション（18.7ＫＰ） 清洲ジャンクション（19.3ＫＰ）の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Aランプ Cランプ Fランプ Hランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部

	Bランプ Eランプ	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Dランプ Gランプ	西春日井広域事務組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部
清洲ジャンクション（19.3ＫＰ） 清洲東インターチェンジ（19.8ＫＰ）の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲東インターチェンジ（19.8ＫＰ） 清洲西インターチェンジ（22.0ＫＰ）の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	
	内回り	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲西インターチェンジ（22.0ＫＰ） 甚目寺北インターチェンジ（23.6ＫＰ）の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	
	内回り	西春日井広域事務組合消防本部	
甚目寺北インターチェンジ（23.6ＫＰ） 甚目寺南インターチェンジ（24.8ＫＰ）の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
甚目寺南インターチェンジ（24.8ＫＰ） 名古屋西ジャンクション（28.0ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	海部東部消防組合消防本部	

名古屋西ジャンクション内	Aランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Eランプ	蟹江町消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Gランプ Hランプ	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
名古屋西ジャンクション（28.7ＫＰ） 名古屋西本線料金所（29.5ＫＰ）の区間	上り線	蟹江町消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
名古屋西本線料金所（29.5ＫＰ） 蟹江インターチェンジ（32.0ＫＰ）の区間	上り線	蟹江町消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
蟹江インターチェンジ（32.0ＫＰ） 弥富インターチェンジ（37.3ＫＰ）の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	
	下り線	蟹江町消防本部	
弥富インターチェンジ（37.3ＫＰ） 県境（40.0ＫＰ）の区間	上り線	（桑名市消防本部）	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防

隊等を派遣するものとする。
３　上表の左欄に掲げる楠ジャンクションの範囲は、東側にあっては名古屋第二環状自動車道13.5ＫＰ、西側にあっては同14.4ＫＰ、南側にあっては名古屋高速道路1号楠線6.24ＫＰ、北側にあっては同11号小牧線0.0ＫＰとし、名古屋西ジャンクションの範囲は、東側にあっては名古屋高速道路5号万場線6.5ＫＰ千音寺料金所、西側にあっては東名阪自動車道28.7ＫＰ、北側にあっては名古屋第二環状自動車道28.0ＫＰまでとし、清洲ジャンクションの範囲は、東側にあっては名古屋第二環状自動車道18.7ＫＰ、西側にあっては同19.3ＫＰ、南側にあっては名古屋高速道路6号清須線6.6ＫＰ、北側にあっては名古屋高速道路16号一宮線0.6ＫＰとする。
備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第３－２

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
名古屋南ジャンクション（200.0ＫＰ）有松インターチェンジ（202.9ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	大府市消防本部 東海市消防本部 尾三消防本部 春日井市消防本部 豊田市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部 海部東部消防組合消防本部
	内回り		
有松インターチェンジ（202.9ＫＰ）鳴海インターチェンジ（207.4ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
鳴海インターチェンジ（207.4ＫＰ）植田インターチェンジ（211.5ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
植田インターチェンジ（211.5ＫＰ）高針ジャンクション（212.2ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		
高針ジャンクション内	Ａ～Ｄランプ	名古屋市消防局	
高針ジャンクション（212.9ＫＰ）上社ジャンクション（215.3ＫＰ）の区間	外回り	名古屋市消防局	
	内回り		

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第４

<table>
<tr><th colspan="2">消防隊等を派遣する区間</th><th>第１次担当消防機関</th><th>第２次担当消防機関</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一宮ジャンクション内</td><td>Ｂランプ</td><td>（羽島市消防本部）</td><td rowspan="5">小牧市消防本部
岩倉市消防本部
稲沢市消防本部</td></tr>
<tr><td>上記以外のランプ</td><td>一宮市消防本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一宮ジャンクション（0.0ＫＰ）
尾西インターチェンジ（3.7ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td rowspan="2">一宮市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td></tr>
<tr><td rowspan="2">尾西インターチェンジ（3.7ＫＰ）
一宮木曽川ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ（7.5ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td rowspan="2">一宮市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一宮木曽川ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ（7.5ＫＰ）
県境（9.7ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>(各務原市消防本部)</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>一宮市消防本部</td></tr>
</table>

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第５

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
豊田東ジャンクション（0.0ＫＰ） 豊田東ジャンクション（1.1ＫＰ）の区間	上り線	豊田市消防本部	豊田市消防本部 豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
	下り線	岡崎市消防本部	
豊田東ジャンクション（1.1ＫＰ） 豊田ジャンクション（5.0ＫＰ）の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
	下り線		
豊田ジャンクション内	Ｇランプ Ｈランプ	岡崎市消防本部	豊田市消防本部 岡崎市消防本部 豊川市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
	上記以外のランプ	豊田市消防本部	
豊田ジャンクション（5.0ＫＰ） 豊田南インターチェンジ（11.5ＫＰ）の区間	上り線	豊田市消防本部	豊川市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 新城市消防本部
	下り線		
豊田南インターチェンジ（11.5ＫＰ） 豊田南インターチェンジ（13.7ＫＰ）の区間	上り線	尾三消防本部	豊田市消防本部 岡崎市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 大府市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
豊田南インターチェンジ（13.7ＫＰ） 豊明インターチェンジ（19.8ＫＰ）の区間	上り線	尾三消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	下り線	豊田市消防本部	
豊明インターチェンジ（19.8ＫＰ） 豊明インターチェンジ（20.7ＫＰ）の区間	上り線	大府市消防本部	
	下り線	豊田市消防本部	

豊明インターチェンジ（20.7ＫＰ）名古屋南ジャンクション（25.7ＫＰ）の区間	上り線	大府市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線	尾三消防本部	
名古屋南ジャンクション内	Ｂランプ Ｋランプ Ｉランプ	尾三消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	Ｃランプ Ｈランプ Ｌランプ Ｎランプ	大府市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	Ａランプ Ｄ～Ｇランプ Ｊランプ Ｍランプ	名古屋市消防局	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
名古屋南ジャンクション（25.7ＫＰ）名古屋南インターチェンジ（26.4ＫＰ）の区間	上り線	東海市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 東海市消防本部 名古屋市消防局 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線	尾三消防本部	
名古屋南インターチェンジ（26.4ＫＰ）大府インターチェンジ（27.7ＫＰ）の区間	上り線	東海市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	
大府インターチェンジ（27.7ＫＰ）東海ジャンクション（29.3ＫＰ）の区間	上り線	東海市消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線		

東海ジャンクション（29.3ＫＰ） 名港潮見インターチェンジ（32.6ＫＰ）の区間	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線	東海市消防本部	
名港潮見インターチェンジ（32.6ＫＰ） 名港中央インターチェンジ（34.5ＫＰ）の区間	上り線	名古屋市消防局	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線		
名港中央インターチェンジ（34.5ＫＰ） 飛島インターチェンジ（38.6ＫＰ）の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
飛島インターチェンジ（38.6ＫＰ） 湾岸弥富インターチェンジ(40.5ＫＰ)の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	下り線		
湾岸弥富インターチェンジ(40.5ＫＰ) 県境（43.1ＫＰ）の区間	上り線	（桑名市消防本部）	
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第６

<table>
<tr><th colspan="2">消防隊等を派遣する区間</th><th>第１次担当消防機関</th><th>第２次担当消防機関</th></tr>
<tr><td rowspan="2">楠ジャンクション
（0.0ＫＰ）
豊山南入口・出口
（1.2ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>西春日井広域事務組合消防本部</td><td rowspan="5">西春日井広域事務組合消防本部
名古屋市消防局
小牧市消防本部
春日井市消防本部
一宮市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>名古屋市消防局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">豊山南入口・出口
（1.2ＫＰ）
豊山北出口・入口
（3.5ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>小牧市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>名古屋市消防局</td></tr>
<tr><td rowspan="2">豊山北出口・入口
（3.5ＫＰ）
堀の内出口・入口
（6.8ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>小牧市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>西春日井広域事務組合消防本部</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">堀の内出口・入口
（6.8ＫＰ）
小牧北入口・出口
（8.2ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td rowspan="2">小牧市消防本部</td><td rowspan="2">西春日井広域事務組合消防本部
名古屋市消防局
春日井市消防本部
一宮市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td></tr>
</table>

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第７

<table>
<tr><th colspan="2">消防隊等を派遣する区間</th><th>第１次担当消防機関</th><th>第２次担当消防機関</th></tr>
<tr><td rowspan="2">長久手インターチェンジ（1.4ＫＰ）
日進ジャンクション（0.0ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td rowspan="2">尾三消防本部</td><td rowspan="2">名古屋市消防局
尾張旭市消防本部
豊田市消防本部
春日井市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日進ジャンクション内</td><td>Ａランプ
(A0からA780)</td><td>名古屋市消防局</td><td rowspan="2">春日井市消防本部
名古屋市消防局
尾三消防本部
尾張旭市消防本部
豊田市消防本部</td></tr>
<tr><td>Ａランプ
(A780から
A820)
Ｂランプ
Ｃランプ
Ｄランプ</td><td>尾三消防本部</td></tr>
</table>

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第８

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
明道町ジャンクション（0.0ＫＰ） 庄内通入口・出口（2.4ＫＰ）の区間	上り線	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
庄内通入口・出口（2.4ＫＰ） 清洲ジャンクション（6.8ＫＰ）の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Ａランプ Ｃランプ Ｆランプ Ｈランプ	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	Ｂランプ Ｅランプ	海部東部消防組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部
	Ｄランプ Ｇランプ	西春日井広域事務組合消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
清洲ジャンクション（0.0ＫＰ） 春日入口・出口（1.7ＫＰ）の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
春日入口・出口（1.7ＫＰ） 西春入口・出口（3.9ＫＰ）の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
西春入口・出口（3.9ＫＰ） 一宮西春入口・出口（4.8ＫＰ）の区間	上り線	一宮市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
一宮西春入口・出口（4.8ＫＰ） 一宮中入口・出口（9.0ＫＰ）の区間	上り線	一宮市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第９

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
東海ジャンクション内	Ｃランプ及び西知多産業道路連絡入路、ＣＤランプ合流部より東海料金所	東海市消防本部	大府市消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊田市消防本部 名古屋市消防局 海部南部消防組合消防本部
	Ａランプ Ｂランプ Ｄランプ及び西知多産業道路連絡出路	名古屋市消防局	大府市消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊田市消防本部 東海市消防本部 海部南部消防組合消防本部
東海料金所出入口（上り11.5ＫＰ）東海新宝出入口（上り10.9ＫＰ）の区間	上り線	東海市消防本部	大府市消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局 豊田市消防本部 名古屋市消防局 東海市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
東海新宝出入口（上り10.9ＫＰ）船見出入口（上り9.5ＫＰ）の区間	上り線	東海市消防本部	
	下り線	名古屋市消防局	

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第１０

<table>
<tr><th colspan="2">消防隊等を派遣する区間</th><th>第１次担当消防機関</th><th>第２次担当消防機関</th></tr>
<tr><td rowspan="2">県境
（200.1ＫＰ）
新城インターチェンジ
（210.3ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>新城市消防本部</td><td rowspan="6">新城市消防本部
岡崎市消防本部
豊田市消防本部
豊川市消防本部
瀬戸市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>（浜松市消防局）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新城インターチェンジ
（210.3ＫＰ）
新城インターチェンジ
（210.4ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>岡崎市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>（浜松市消防局）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新城インターチェンジ
（210.4ＫＰ）
岡崎東インターチェンジ
（236.5ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>岡崎市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>新城市消防本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">岡崎東インターチェンジ
（236.5ＫＰ）
岡崎東インターチェンジ
（236.7ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>豊田市消防本部</td><td rowspan="4">新城市消防本部
岡崎市消防本部
豊田市消防本部
豊川市消防本部
尾三消防本部
瀬戸市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>新城市消防本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">岡崎東インターチェンジ
（236.7ＫＰ）
豊田東ジャンクション
（253.1ＫＰ）の区間</td><td>上り線</td><td>豊田市消防本部</td></tr>
<tr><td>下り線</td><td>岡崎市消防本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">豊田東ジャンクション内</td><td>Ａランプ
Ｂランプ
Ｃランプ</td><td>豊田市消防本部</td><td rowspan="2">新城市消防本部
岡崎市消防本部
豊田市消防本部
豊川市消防本部
尾三消防本部
瀬戸市消防本部</td></tr>
<tr><td>Ｄランプ</td><td>岡崎市消防本部</td></tr>
</table>

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第11

消防隊等を派遣する区間		第１次担当消防機関	第２次担当消防機関
豊田東ジャンクション（0.1ＫＰ） 豊田藤岡インターチェンジ（15.2ＫＰ）の区間	外回り	豊田市消防本部	豊田市消防本部 岡崎市消防本部 瀬戸市消防本部 尾三消防本部
	内回り		
豊田藤岡インターチェンジ（15.2ＫＰ） せと赤津インターチェンジ（23.0ＫＰ）の区間	外回り	瀬戸市消防本部	
	内回り	豊田市消防本部	
せと赤津インターチェンジ（23.0ＫＰ） せと赤津インターチェンジ（23.4ＫＰ）の区間	外回り (外回りＰＡ)	瀬戸市消防本部	
	内回り (内回りＰＡ)	豊田市消防本部	
せと赤津インターチェンジ（23.4ＫＰ） せと品野インターチェンジ（25.8ＫＰ）の区間	外回り	瀬戸市消防本部	
	内回り		
せと品野インターチェンジ（25.8ＫＰ） 県境（30.5ＫＰ）の区間	外回り	（土岐市消防本部）	
	内回り	瀬戸市消防本部	

注１　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第１次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

２　上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第１次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第２次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考　上表の第１次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

21 (9) 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

（目的）
第１条　この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第１項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。
（協定区域）
第２条　本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。
（支援要請）
第３条　この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。
⑴　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
⑵　市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
⑶　その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合
２　前項の支援要請は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第１項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。
３　前２項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。
（経費）
第４条　この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。
（その他）
第５条　この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。
附　則
この協定書は、令和４年４月１日から適用する。

平成 19 年８月１日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和４年４月１日をもって廃止する。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保管する。

令和４年４月１日

愛知県知事

稲沢市長

２２　鉄道災害時における安全対策に関する覚書

22 (1)　鉄道災害時における安全対策に関する覚書

愛知県消防長会の消防機関（以下「甲」という。）と鉄道事業者以下「乙」という。）は、乙が営業している軌道内において、甲の出動を要する人身事故及び火災（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全管理体制の確保と公共交通機関の早期運転再開を図るため、この覚書を締結する。

（通報）

第 1 条　乙は鉄道災害が発生した場合、別表 1 に掲げる情報のほか、 消防活動に関して必要な事項を、可能な範囲において速やかに甲の緊急連絡先に通報する。また、第 1 通報の後、甲が到着するまでの間において得た新たな情報についても同様とする。

2　甲は鉄道災害の発生について、住民等から通報を受けた場合には、乙の緊急連絡先に情報の提供を行い、確認を行うものとする。

3　甲及び乙は鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに別表 1 に掲げる情報を相互の緊急連絡先に通報するものとする。

（緊急連絡先）

第 2 条　甲及び乙の緊急連絡先は、別に定める。

（消防隊の誘導）

第 3 条　乙は甲の到着後、速やかに別表 2 に掲げる事項について、把握している情報を伝達し、 可能な限り災害発生場所等への誘導を行うものとする。

（二次災害防止）

第 4 条　乙は鉄道災害の発生を覚知した場合は、現場に乙の社員を派遣させるとともに、必要に応じ災害区間の列車の停止及び電路の遮断等必要な措置を講ずるものとし、軌道内における消防隊員の安全確保について、協力するものとする。

2　甲は鉄道災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現場社員に列車の運行状況、乙が行う安全確保の措置等について確認し、事故の状況により列車の停止及び電路の遮断について協議し、協議後に消防活動を開始するものとする。

3　甲は鉄道災害現場において乙の現場社員が到着していない場合は、乙の緊急連絡先（指令所等）に列車停止等の要請等必要な措置をとるものとし、乙は、要請に基づき講じた措置等について甲に連絡するものとする。

4　甲は活動が終了した場合は、活動の全てが終了した旨を、乙の現場社員又は緊急連絡先（指令所等）に連絡するものとする。

5　乙は列車の運行再開にあたって甲及び警察と協議し、十分な安全確認を行った後、再開するものとする。

（資機材の調達）

第 5 条　乙は消防活動等を効率的に実施するため、 可能な範囲において技術者及び保有資機材等について必要な情報を甲に提供するとともに、速やかな対応を図るものとする。

（訓練）

第 6 条　甲及び乙は、通報、消火、救助、避難誘導等の定期的な訓練の実施に努めるものとする。

（協議）

第 7 条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、 その都度、甲乙双方が協議し決定するものとする。

附　則

1　この覚書は、東海道新幹線に関わる鉄道災害等には適用しないものとする。

2　この覚書の締結を証するためこの覚書 9 通を作成し、それぞ記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 11 月 11 日

（甲）愛知県消防長会
会　長
（名古屋市消防長）

（乙）東海旅客鉄道株式会社
常務取締役
東海鉄道事業本部長

日本貨物鉄道株式会社東海支社
東海支社長

名古屋臨海高速鉄道株式会社
代表取締役社長

衣浦臨海鉄道株式会社
代表取締役

愛知環状鉄道株式会社
代表取締役社長

桃花台新交通株式会社
代表取締役社長

株式会社東海交通事業
代表取締役社長

名古屋臨海高速鉄道株式会社
代表取締役社長

別表　1

第１　鉄道災害が発生したとき
　１　人身事故
　(1)　発生時刻・場所及び最寄りの駅名
　(2)　事故内容、状況
　(3)　列車の運行状況
　(4)　電路遮断・進入経路等
　(5)　避難状況及び要救助者・死傷者数

　２　火災
　(1)　出火点及び最寄りの駅名
　(2)　燃焼物
　(3)　延焼状況及び煙の拡大状況
　(4)　列車の運行状況
　(5)　電路遮断・進入経路等
　(6)　避難状況及び要救助者・死傷者数

第２　鉄道災害が発生するおそれがあるとき
　１　発生するおそれがある場所、事故内容及び状況等
　２　列車の運行状況
　３　発生したときた予想される要救助者・死傷者数

別表　2

　１　災害状況
　２　列車の連行状況
　３　避難状況及び要救助者・死傷者数
　４　監視員の配置状況
　５　電路遮断措置等

22 (2)　鉄道災害時における安全対策に関する覚書

愛知県消防長会の消防機関（以下「甲」という。）と名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、名古屋市交通局、豊橋鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社及び愛知高速交通株式会社（以下「乙」という。）は、乙が営業している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

1　乙は、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるに必要な別表 1 に掲げる情報を、可能な限り通報するものとする。また、第 1 通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報できなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。

2　甲及び乙相互の情報連絡先は、別に定める。

3　乙は、甲の到着後、速やかに別表 2 に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。

4　甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車停止、徐行などの運行方法について、乙に要請することができるものとする。

5　甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表 3 に掲げる事項について可能な範囲で、甲に協力するものとする。

6　甲は、消防活動が終了した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除、変更に際して、甲に連絡するものとする。

7　乙が、鎮火させた軽微な火災に関し、甲が当該火災の鎮火の確認等を実施するために必要な措置については、別表 4 のとおりとする。

8　甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

9　甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。

平成 16 年 11 月 11 日

（甲）愛知県消防長会
　　会　長
　　（名古屋市消防長）

（乙）名古屋鉄道株式会社
　　取締役副社長
　　鉄道事業本部長

近畿日本鉄道株式会社
　　専務取締役
　　鉄道事業本部長

名古屋市交通局
　　局　長

豊橋鉄道株式会社
　　代表取締役社長

名古屋ガイドウェイバス株式会社
　　代表取締役社長

愛知高速交通株式会社
　　代表取締役社長

別表　1

1　鉄道事故等
(1)　発生場所及び最寄り駅名
(2)　事故内容、状況
(3)　列車の運行状況
(4)避難状況及び死傷者数
2　火災時
(1)　出火点及び最寄り駅名
(2)　燃焼物
(3)　延焼状況及び煙の拡大状況
(4)　列車の運行状況
(5)　乗客数、避難及び死傷者数

別表　2

1　災害状況
2　列車の運行状況
3　避難及び死傷者の状況
4　監視員の配置状況
5　電路遮断措置等
6　活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
7　換気、排煙設備の運転状況

別表　3

1　消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転又は停止等の協議及び対応できる資器材等の提供
2　災害状況の調査、活動内容などの情報交換
3　関係機関の活動及び措置事項の情報交換
4　その他、甲の消防活動上必要な事項

別表　4

1　列車の運行を確保したうえで、甲が行う鎮火の確認等は次による。
(1)　乙は、甲の軌道敷内立ち入りに際し、次の事項を確認し、甲の安全確保を図るものとする。
ア　確認場所を通過する列車の徐行措置がとられていること。
イ　確認場所の感電危険等に対する措置がとられていること。
ウ　待避場所が確保できていること。
エ　確認場所がずい道内である場合、照明が確保されていること。
(2)　確認に伴う軌道敷内への立ち入り方法は、次によるものとする。
ア　乙は、安全確保に必要な職員を同行させ、甲を誘導するとともに、監視員を配置し、列車の監視にあたること。
イ　甲は、安全確保に留意するとともに、列車の安全運行に関し、乙の指示に従う。
ウ　甲には、鎮火確認等に必要な権限を有する者を含むこと。
2　甲の行う出火原因等の詳細な調査は、甲乙協議のうえ双方の立ち会いのもとで実施するものとする。

２３　応急対策の協力に関する協定

23 (1)　水道災害相互応援に関する覚書

（趣旨）

第 1 条　この覚書は、 災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第 2 条　会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第 3 条　会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、 他の会員に応援を求めることができる。

2　応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第 4 条　各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

(1)　応急給水作業

(2)　応急復旧作業（原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業）

(3)　応急復旧資機材の供出

(4)　工事業者のあっせん

2　前項第 1 号及び第 2 号の作業の期間は、原則として 7 日以内とする。

（要請の方法）

第 5 条　応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1)　会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

　地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

　支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

(2)　名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3)　県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2　応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　必要とする資器材、物資等の品名及び数量

(3)　要とする職員の職種別人員

(4)　応援の場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援体制）

第 6 条　応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2　応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第 7 条　応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2　資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第 8 条　第 4 条第 1 項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同項第 1 号に要する費用については、応援期間が 2 日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2　応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

（損害の賠償）

第 9 条　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、 応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第 10 条　支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第 11 条　会員は、救援体制表（別表第 1）10 部を毎年 4 月末日までに支部長へ提出するものとする。

2　支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑則）

第 12 条　この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適用）

第 13 条　この覚書は、昭和 53 年 3 月 29 日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

附　則

この覚書は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書各 1 通を作成し、会員及び立会人においてその写し各 1 通を保有する。なお、本書 1 通は支部長が保管する。

平成 16 年 7 月 30 日

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長
愛知県公営企業管理者
企業庁長
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長
愛知用水北部地域
関係会員　瀬戸市　尾張旭市　愛知中部水道企業団　春日井市
地域会長　県水道北部ブロック協議会

会長　瀬戸市長

愛知用水南部地域

関係会員　半田市　常滑市　東海市　大府市　知多市　阿久比町　東浦町　南知多町　美浜町　武豊町　刈谷市　高浜市　愛知中部水道企業団

地域会長　県水道南部ブロック協議会
会長　常滑市長

尾張地域

関係会員　一宮市　春日井市　津島市　犬山市　江南市　尾西市　小牧市　岩倉市　清洲町　木曽川町　七宝町　美和町　蟹江町　佐織町　春日町　八開村　稲沢中島広域事務組合　西春日井郡東部水道企業団　海部南部水道企業団　丹羽広域事務組合

地域会長　尾張水道連絡協議会
会長　春日井市長

西三河地域

関係会員　岡崎市　碧南市　刈谷市　豊田市　安城市　知立市　高浜市　西尾幡豆広域連合　幸田町　藤岡町　額田町　小原村　足助町　下山村　旭町　稲武町　愛知中部水道企業団

地域会長　西三河水道事業連絡協議会
会長　岡崎市長

東三河地域

関係会員　豊橋市　豊川市　蒲郡市　新城市　田原市　音羽町　一宮町　小坂井町　御津町　渥美町　設楽町　東栄町　豊根村　富山村　津具村　鳳来町　作手村

地域会長　東三河県営水道受水団体協議会
会長　豊橋市長

立会人

愛知県健康福祉部長

23 (2)　災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が発生した場合、甲の所有する用地を乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第 1 条　災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

(1)　名　　称　　稲沢市平和中央公園

(2)　所　在　地　　稲沢市平和町下三宅沼 838 番地

(3)　場所及び数量　　17,000 ㎡（うち多目的広場　9,400 ㎡）

（災害復旧用オープンスペースの使用）

第 2 条　乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、 甲に対し口頭、電話、ファックス等をもって甲に申出をするものとする。

2　甲は、前項の申出があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（使用許可等の手続）

第 3 条　乙は、災害復旧用オープンスペースを使用するにあたり、速やかに地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく行政財産の使用許可又は地方自治法第 238 条の 5 第 4 項に基づく普通財産の貸付け、若しくは都市公園法第 6 条第 1 項及び第 3 項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

（原状復旧等）

第 4 条　甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第 5 条　乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、 その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2　電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3　施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4　施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

（使用料）

第 6 条　乙が第 2 条第 1 項に基づき第 1 条の用地を使用する場合は、乙の使用料は無料とする。

（協定の有効期間）

第 7 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、 以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第 8 条　甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、 災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 17 年 10 月 26 日

甲　稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市長

乙　名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号
東邦ガス株式会社
取締役社長

23 (3)　災害時における応急対策の協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢建設協同組合（以下「乙」という。）は、風水害や地震などの災害時における応急復旧その他必要な措置等（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における甲が行う業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、乙による応急対策が必要と認めるときは、乙に対して業務の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、前条第１項の規定による協力要請をするときは、乙に対し文書又は電話等により、業務の内容、日時、場所、必要な資機材その他必要な事項を明示して行うものとする。

（完了報告及び検査等）

第４条　乙は、甲から要請された業務を完了したときは、直ちに甲に報告し、その検査又は確認を受けるものとする。

（経費の負担）

第５条　甲の要請に基づき、次の業務に要した経費は、甲の負担するものとする。

(1)　資機材及び重機使用の実費

(2)　人件費

(3)　その他甲が必要と認めた費用

２　甲の負担する額は、災害発生時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、第４条の規定する検査及び確認を受けた後、納品書、明細書等の関係書類を添えて、一括して甲に請求するものとする。

（要請の連絡先）

第７条　乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ甲に報告するものとする。

２　前項の連絡先及び連絡方法に変更があった場合は、速やかに甲に報告する。

（防災訓練への参加）

第８条　甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

２　乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限は、平成１９年３月１５日から１年間とする。ただし、この有効期限満了の日前１か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１９年3月１５日

甲　稲沢市
　　代表者　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市御供所町６番１７号
　　稲沢建設協同組合
　　代表理事

○災害時における連絡先名及び順位

順位	名称及び担当者名	電話番号
第１	稲沢建設協同組合	０５８７－３２－６１５１
第２	永舜建設（株）	０５８７－２１－１１３１
第３	（株）大崎工務店	０５８７－３２－６９５５
第４	山一建設（株）	０５８７－３２－６１２５
第５	山正建設（株）	０５６７－４６－１１４７
第６	美吉建設（株）	０５８７－９７－１２３１
第７	（株）柴山健工務店	０５８７－２１－２５２５
第８	タイガーハウス工業（株）	０５６７－４６－３１５６
第９	（株）平井建設	０５８７－３２－１０３８
第１０	山田建設（株）	０５８７－３２－１１４８

稲　沢　建　設　協　同　組　合　員　名　簿

稲沢建設協同組合　　御供所町６－１７　　電話　３２－６１５１

土　木　部　会

整理番号	会　社　名	住　　所	電話（昼間） （夜間）
1	市川建設㈱ 稲沢支店	稲沢町前田 182 番地 3	32-0847
2	稲沢建設㈱	稲島十一丁目 24 番地	21-0342 32-3407
3	稲沢造園土木㈱	島新田町 35	32-1357 32-1356
4	鵜飼建設㈱	一色道上町 37 番地	36-0011 36-6333
5	永昇建設㈱	池部町二丁目 47 番地の 1	21-1131 24-0566
6	木村建設㈱	平和町須ケ谷郷 526	0567-46-0794 0567-46-0876
7	㈱幸栄組	赤池北町 30 番地の 1	23-2125
8	㈱柴山健工務店	日下部西町一丁目 5 番の 2	21-2525 090-3482-3368
9	㈱秀興組	祖父江町野田 1122 番地	97-2231 97-2161
10	杉政建設㈱	中之庄町辻畑 56 番地	32-2023
11	澄川建設㈱	祖父江町祖父江外平 150 番地の 66	97-0083 97-6131
12	㈱角田組	平和町勝幡新田 112	0567-46-1059 0567-46-1059
13	稲栄産業㈱	井之口町大宮浦 5611 番地	32-1236 36-5508
14	丸金土建㈱	祖父江町上牧 886 番地	97-0608 97-7016
15	㈱水谷建設	平和町上三宅芳山 50 番地	0567-46-0070 0567-46-3454
16	㈲水野組	附島町郷前 14 番地	36-2052
17	㈱宮崎建設	増田南町 78 番地	32-4508
18	美吉建設㈱	祖父江町上牧 755 番地	97-1231
19	山一建設㈱	小沢二丁目 9 番 18 号	32-6125 23-4214
20	山正建設㈱	平和町下起南 153 番地	0567-46-1147 052-443-9590
21	山田建設㈱	稲沢町北山 49 番地	32-1148 32-0360

建　築　部　会

整理番号	会　社　名	住　　所	電話（昼間） （夜間）
22	稲　東　建　設　㈱	正明寺一丁目 5 番 8 号	32-1006 22-0281
23	㈱　鵜　飼　組	祖父江町森上本郷九 19－2	97-0269 97-3339
24	㈱大崎工務店	竹腰東町 32 番地	32-6955
25	㈱川合工務店	祖父江町祖父江下川田 35 番地の 13	97-0545
26	三由工業㈱	松下一丁目 14 番 11 号	24-8588
27	タイガーハウス工業㈱稲沢営業所	平和町横池本田 396	0567-46-3156
28	宅見木材㈱	平和町嫁振東 28 番地	0567-46-0110
29	寺西建設㈱	大矢町村内中 76 番地	36-1276 36-0481
30	㈱平井建設	奥田白山町 55 番地	32-1038 24-0333

稲沢市内に事務所等を設置しているもの

23 (4)　災害時における応急対策の協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢緑化造園協同組合（以下「乙」という。）は、風水害や地震などの災害時における応急復旧その他必要な措置等（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における甲が行う業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（１）　甲が管理する街路樹等の撤去

（２）　緊急を要する資機材、重機等の調達及び輸送

（３）　その他甲が必要と認める応急復旧作業

（協力の要請）

第３条　甲は、乙による応急対策が必要と認めるときは、乙に対して業務の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲は、前条第１項の規定による協力要請をするときは、乙に対し文書又は電話等により、業務の内容、日時、場所、必要な資機材その他必要な事項を明示して行うものとする。

（完了報告及び検査等）

第５条　乙は、甲から要請された業務を完了したときは、直ちに甲に報告し、その検査又は確認を受けるものとする。

（経費の負担）

第６条　甲の要請に基づき、次の業務に要した経費は、甲の負担するものとする。

（１）　資機材及び重機使用の実費

（２）　人件費

（３）　その他甲が必要と認めた費用

２　甲の負担する額は、災害発生時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、第４条の規定する検査及び確認を受けた後、納品書、明細書等の関係書類を添えて、一括して甲に請求するものとする。

（要請の連絡先）

第８条　乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ甲に報告するものとする。

２　前項の連絡先及び連絡方法に変更があった場合は、速やかに甲に報告する。

（防災訓練への参加）

第９条　甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

２　乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期限は、平成２０年７月１１日から１年間とする。ただし、この有効期限満了の日前１か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年７月１１日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　代表者　　稲沢市長

乙　稲沢市野崎町本郷３５番地１
　　稲沢緑化造園協同組合
　　代表理事

23 (5)　災害時における応急対策の協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、災害時における災害応急対策活動の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策協力内容）

第２条　応急対策の協力内容は、次のとおりとする。

(1) 甲が管理する公共施設等の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

(2) 登記・境界関係相談所の開設

(3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策

（要請）

第３条　甲がこの協定書に基づき乙に要請を行う場合は、応急対策の協力内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の方法により行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から前条の規定による応急対策の協力の要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用負担）

第５条　第２条各号に定める応急対策の実施に要する費用については、乙が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第１号に定める災害復旧のための筆界点の復元に要する費用については、甲が負担する。

３　費用の算出方法については､災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

４　その他費用負担について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第６条　乙は、毎年１回、次の書類を甲に提出するものとする。

(1) 応急対策業務に関する乙の組織図

(2) 応急対策業務に関する連絡担当者

(3) 応急対策業務に従事できる社員名簿

(4) その他、必要と認められる事項

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、平成２２年１２月２日から１年とする。ただし、期間満了の日前３か月までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

上記、締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２２年１２月２日

甲　稲沢市

代表者　稲沢市長

乙　社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表者　理事長

一宮統轄支所長

理　　事

23 (6)　災害時における応急対策の協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時又は発生の恐れがある場合、乙が甲の施設等を、電力復旧のための災害復旧基地及び復旧作業車両基地（以下「電力復旧拠点」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定する。

（使用物件及び使用目的）

第１条　甲は、災害発生時又は発生の恐れがある場合に、次の各号の施設及び施設内の事務機器等の諸設備（以下施設と諸設備を合わせて「本施設等」という。）を、電力復旧拠点として乙に無償で使用させるものとする。

(1) 稲沢市役所第３分庁舎　第８会議室及び作業室

(2) 稲沢市役所駐車場（第３分庁舎西側の一部）

(3) 稲沢市総合体育館東側駐車場の一部

（本施設等の使用手続）

第２条　乙は、電力復旧拠点として本施設等を使用する必要が生じた場合は、口頭、電話等をもって甲に申出をするものとし、甲はこれを承諾するものとする。

２　甲及び乙は、前項の場合において、甲が災害復旧活動等で本施設等を使用する必要がある場合など、特別の事情がある場合は、乙の本施設等の使用範囲等について協議するものとする。

３　乙は、電力復旧拠点として使用する本施設等について、第１項の承諾後、速やかに地方自治法第２３８条の４第７項に基づく行政財産の使用許可又は地方自治法第２３８条の５第１項に基づく普通財産の貸付け等の手続きを行うものとする。

（使用期間）

第３条　本施設等の使用期間は､乙が甲から承諾を受けた日から災害復旧が完了した日までとする。

（遵守事項）

第４条　乙は、本施設等を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

（損害賠償）

第５条　乙は、故意又は重大な過失により本施設等に損傷を与えた場合または第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。

２　天災、地変等の不可抗力により本施設等が損傷した場合は、甲が当該設備を補修するものとする。また、天災、地変等の不可抗力により施設内の乙の器材等が損傷した場合は、乙が当該器材等を補修するものとする。

（立入）

第６条　甲は、乙が電力復旧拠点として本施設等を使用するにあたり、甲の土地・建物に立ち入ることを認めるものとする。

（使用料）

第７条　乙が電力復旧拠点として本施設等を使用する際の光熱水費等の使用料は、無償とする。

（連絡体制）

第８条　甲及び乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ相手方に報告するものとする。

２　甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡方法に変更があった場合は、速やかに相手方に報告する。

（本施設等の返還）
第９条　第３条に定める本施設等の使用期間が満了した場合は、乙は本施設等を使用する前の状態に復し、すみやかに甲に返還するものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期限は、締結の日から１年間とする。ただし、この有効期間満了の日前１か月前までの間に、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２３年２月１日

愛知県稲沢市稲府町１番地
甲　稲沢市
稲沢市長

愛知県一宮市浜町６－２
乙　中部電力株式会社　一宮営業所
所　長

23 (7)　災害時における水道の応急給水、応急復旧の応援に関する協定書

稲沢市水道事業（以下「甲」という。）と稲沢市上下水道工事指定店協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害等の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力）

第３条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに応急活動に協力するものとする。

（体制の確立）

第４条　乙は、甲から要請を受けたときに速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織、動員体制を確立し、毎年４月１日現在の人員及び車両の保有数を甲に報告するものとする。

（指揮）

第５条　応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（経費の負担）

第６条　甲の要請に基づき、次の業務に要した経費は、甲の負担するものとする。

⑴　資機材及び重機使用の実費

⑵　人件費

⑶　その他甲が必要と認めた費用

２　甲の負担する額は、災害発生時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第７条　この協定に基づき応急活動の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、稲沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年稲沢市条例第１７号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（訓練）

第８条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙は積極的に参加するものとする。

２　乙が訓練に参加するために必要となる費用は、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は平成２８年６月１日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、さらに１年間継続するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年６月１日

甲　稲沢市石橋六丁目８２番地
稲沢市水道事業
稲沢市長

乙

災害時等における水道の応急給水、応急復旧の応援に関する協定締結先事業者名簿

	事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
1	稲沢市上下水道工事指定店協同組合	稲沢市稲島八丁目９７番地	０５８７－２１－４７２０
2	柴田管工業	稲沢市正明寺一丁目１５番１５号	０５８７－３２－１３３６
3	市川建設(株)稲沢支店	稲沢市稲沢町前田１８２番地の３	０５８７－３２－０８４７
4	(有)オザワ水道工事	稲沢市木全二丁目１２５番地	０５８７－２１－５３３１
5	オケコウ住設	稲沢市小沢三丁目１１番７号	０５８７－３２－３６４０
6	イワタニ東海(株)	稲沢市下津大門町８４番地(名古屋支店)	０５８７－２３－２１８１
7	安井電気(株)	稲沢市西溝口町南郷６９番地２	０５８７－３６－０８０３
8	山一建設(株)	稲沢市小沢二丁目９番１８号	０５８７－３２－６１２５
9	(有)剛和設備	稲沢市祖父江町四貫東堤外１０５９－５６	０５８７－９７－１３５７
10	(有)カトウエンジニア	稲沢市西島二丁目１０２番地	０５８７－３６－１７１５
11	三和設備	稲沢市祖父江町二俣上川原６１	０５８７－９７－３３３５
12	(株)森銀	稲沢市横野堂根町５４番地	０５８６－６９－４０２８
13	(有)イトウ設備	稲沢市祖父江町三丸渕一段割２７番地	０５８７－９７－１１２５
14	(有)丸甲水道	稲沢市祖父江町三丸渕二段割６５番地	０５８７－９７－２８３９
15	大野設備工業(株)平和支店	稲沢市平和町西光坊新町６番地	０５６７－４６－２２１５
16	稲沢建設(株)	稲沢市稲島十一丁目２４番地	０５８７－２１－０３４２
17	山正建設(株)	稲沢市平和町下起南１５３番地	０５６７－４６－１１４７
18	木村建設(株)	稲沢市平和町須ヶ谷郷５２６番地	０５６７－４６－０７９４
19	(株)柴山健工務店	稲沢市日下部西町一丁目５番の２	０５８７－２１－２５２５
20	美吉建設(株)　(工事部)	稲沢市祖父江町上牧７５５番地	０５８７－９７－１２３１
21	鵜飼建設(株)	稲沢市一色道上町３７番地	０５８７－３６－００１１
22	(株)秀興組	稲沢市祖父江町野田１１２２番地	０５８７－９７－２２３１
23	稲栄産業(株)	稲沢市井之口町大宮浦５６１１番地	０５８７－３２－１２３６
24	(株)山新工務店	稲沢市奥田白山町７０番地	０５８７－２１－０４３６
25	(株)ヤママ住設稲沢支店	稲沢市矢合町１５２５番地	０５８７－８１－５３０４

23 (8)　災害時における復旧支援協力及び維持修繕に関する協定

稲沢市（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下、「乙」という。）とは、災害等により甲の管理する下水道管路施設（以下、「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力及び維持修繕（以下、「復旧支援等」という。）に関して、以下のとおり下水道法（昭和３３年４月２４日法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援等に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協定下水道施設の名称、範囲）

第２条　協定下水道施設は、次の各号に掲げるものとする。

（１）公共下水道の管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋

（２）農業集落排水の管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋

（３）コミュニティ・プラントの管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋

（４）その他、甲乙協議により定める

（復旧支援等の要請）

第３条　この協定の対象となる災害等は、次の各号に掲げる原因により生ずるものとする。

（１）暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象

（２）その他、甲乙協議により定めるもの

２　甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の各号に掲げる業務の支援を要請することができる。

（１）災害等の状況を確認するために行う現地調査

（２）災害等報告に必要な資料の作成

（３）被災した協定下水道施設の応急復旧工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う維持又は修繕に関する工事

（４）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成

（５）その他、甲と乙の協議により必要とされる業務

３　前項の復旧支援等の要請に関する甲の連絡窓口は、稲沢市上下水道部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

４　甲の乙に対する復旧支援等の要請は、支援内容を明らかにした復旧支援等要請書（様式第１号）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出するものとする。

５　乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（管理者承認の不要）

第４条　乙は、前条の規定による業務を遂行するときは、下水道法第 16 条の規定により甲の承認を得ることなく工事又は維持を行うことができる。

（費用）

第５条　第３条の業務にかかる費用は甲の負担とする。

２　費用の算出方法については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領」に基づき、実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。

（報告）

第６条　乙は、第３条の業務が終了したときは、すみやかに甲に対し復旧支援等実施報告書（様式第２号）（以下、「報告書」という。）をもって報告を行うものとする。
２　乙は、毎年４月１日現在において、災害時の支援に備えて協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（協定下水道施設データの提供）
第７条　甲は、協定下水道施設の調査に必要となる図面等を、ＰＤＦ等の電子データにて、乙に提供するものとする。
２　乙は、甲から提供を受けた電子データを甲の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。
３　甲は、適宜、最新の電子データを乙に提供する。

（協定下水道施設データの開示）
第８条　乙は第３条に基づく支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し前条の電子データを開示することができる。
２　支援出動した乙の会員は、前条の電子データを支援業務又は、必要な報告等以外に使用してはならない。
３　甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前２項を準用する。

（広域被災）
第９条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）
第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出が無い場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（違反措置）
第１１条　甲又は乙が、この協定の定めに違反した場合、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。
（その他）
第１２条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定する。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年１２月１０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　愛知県名古屋市中村区長筬町１丁目１１番地
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

様式第１号（第３条関係）

ｘｘ稲下第　　号
年　　月　　日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長　　様

稲沢市
代表者　稲沢市長

復旧支援等要請書

災害時における復旧支援協力及び維持修繕に関する協定第３条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	職名	
	氏名	（電話）
要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分	
要請理由		
要請内容		
履行場所		
履行の期日又は期間	期日：　　年　　月　　日まで	
	期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
備　　考		

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

稲沢市
代表者　稲沢市長　　様

公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

復旧支援等実施報告書

災害時における復旧支援協力及び維持修繕に関する協定第３条の規定に基づき要請のありました業務実施について、同協定第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要請書番号	年　月　日付け　第　号	
報告担当者	職名 氏名	（電話）
実施業務の内容		
業務従事者	職名 氏名	（電話）
履行場所		
履行の期間	年　月　日　～　年　月　日	
備　考	※業務の内容がわかる実施内訳書等の書類を添付してください。	

23 (9)　災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第３条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第１条　甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

２　乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第２条　第１条第２項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（２）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第３条　甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第４条　甲は、第２条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書５通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年　5月　２９日

甲　　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市長

乙　　名古屋市中区錦一丁目１８番２４号
　　公益社団法人愛知県建築士事務所協会
　　会　　長

名古屋市中区栄二丁目１０番１９号
　　公益社団法人愛知建築士会
　　会　　長

名古屋市西区新道一丁目２番２５号
　　愛知県土地家屋調査士会
　　会　　長

名古屋市中区栄四丁目３番２６号
　　公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
　　会　　長

23 (10)　災害時における相互連携に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、稲沢市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、稲沢市民生活の早期復旧に資することを目的とする。
（適用範囲）
第２条　この協定の適用範囲は、稲沢市内とする。
（連携事項）
第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。
（１）甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
（２）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
（３）乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
（４）乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
（５）甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、稲沢市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
（６）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
（７）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
（８）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）
第４条　前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）
第５条　この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。
（秘密保持）
第６条　甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。
（安全管理）
第７条　この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（期間）
第９条　この協定は、協定締結日から、令和３年３月３１日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から１年間延長するものとし、以降も同様とする。
（申合せ書の失効）
第 10 条　甲乙間で締結した申合せ書（2020 年 4 月 21 日付）は、この協定の適用開始をもって失効するものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年３月３０日

愛知県稲沢市稲府町１番地
甲　稲沢市
稲沢市長

愛知県一宮市浜町６丁目２番地
乙　中部電力パワーグリッド株式会社
一宮営業所長

23 (11)　災害時における相互連携に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、稲沢市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）
第２条　この協定の適用範囲は、稲沢市内とする。

（連携事項）
第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。
（１）　甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
（２）　甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
（３）　乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
（４）　乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
（５）　甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
（６）　甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
（７）　乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
（８）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）
第４条　前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）
第５条　この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）
第７条　この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（期間）
第９条　この協定は、協定の成立した日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から１年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名、押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月２２日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市長

乙　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社　東海支店
執行役員 東海支店長

２４　無線機の管理・運営に関する協定

24 (1)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、愛知県立稲沢高等学校（以下「甲」という。）の施設内に稲沢市（以下「乙」という。）が設置する稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　甲は、教育活動等に支障のない範囲で無線機の設置場所を提供する。
（維持保全義務）
第３条　甲は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
（経費の負担）
第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費はすべて乙の負担とする。
２　　甲は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。
（使用上の制限）
第５条　甲の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。
（協定期間）
第６条　この協定の期間は、行政財産使用許可期間と同じ期間とする。ただし、行政財産使用許可が同じ内容で更新された場合は、自動更新するものとする。
（疑義等の決定）
第７条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成２４年３月２８日

甲　　愛知県稲沢市平野町加世１１番地
愛知県立稲沢高等学校
校　長

乙　　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

24 (2)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、愛知県立稲沢東高等学校（以下「甲」という。）の施設内に稲沢市（以下「乙」という。）が設置する稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　甲は、教育活動等に支障のない範囲で無線機の設置場所を提供する。
（維持保全義務）
第３条　甲は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
（経費の負担）
第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費はすべて乙の負担とする。
２　　甲は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。
（使用上の制限）
第５条　甲の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。
（協定期間）
第６条　この協定の期間は、行政財産使用許可期間と同じ期間とする。ただし、行政財産使用許可が同じ内容で更新された場合は、自動更新するものとする。
（疑義等の決定）
第７条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成２４年３月２８日

甲　　愛知県稲沢市大塚南六丁目３３番地
　　愛知県立稲沢東高等学校
　　校　長

乙　　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

24 (3)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、愛知県立杏和高等学校（以下「甲」という。）の施設内に稲沢市（以下「乙」という。）が設置する稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　甲は、教育活動等に支障のない範囲で無線機の設置場所を提供する。
（維持保全義務）
第３条　甲は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
（経費の負担）
第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費はすべて乙の負担とする。
２　　甲は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。
（使用上の制限）
第５条　甲の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。
（協定期間）
第６条　この協定の期間は、行政財産使用許可期間と同じ期間とする。ただし、行政財産使用許可が同じ内容で更新された場合は、自動更新するものとする。
（疑義等の決定）
第７条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成２４年３月２８日

甲　　愛知県稲沢市祖父江町二俣宮西１番地１
　　愛知県立杏和高等学校
　　校　長

乙　　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

24(4)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛知泉福祉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　みのり保育園
所在地　稲沢市増田東町１９２番地
施設名　大里東みどり保育園
所在地　稲沢市六角堂西町一丁目１番地５
施設名　みずほ保育園
所在地　稲沢市井之口大坪町７９番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市井之口大坪町７９番地
社会福祉法人愛知泉福祉会
理 事 長

24 (5)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人常照会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　稲沢保育園

所在地　稲沢市稲島七丁目７５番地１

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市稲島七丁目７５番地１
社会福祉法人常照会
理 事 長

24 (6)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人栴檀福祉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　栴檀保育園

所在地　稲沢市稲葉二丁目４番７号

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市稲葉二丁目４番７号
社会福祉法人栴檀福祉会
理 事 長

24 (7)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千代田会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　千代田保育園

所在地　稲沢市坂田町貴船１３番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市坂田町貴船１３番地
社会福祉法人千代田会
理 事 長

24 (8)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人附島福祉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　附島保育園

所在地　稲沢市附島町屋敷４８番地１

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市附島町屋敷４８番地１
社会福祉法人附島福祉会
理 事 長

24 (9)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人明治福祉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　明治保育園

所在地　稲沢市浅井町八神２１番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市浅井町八神２１番地
社会福祉法人明治福祉会
理 事 長

24 (10)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西光寺福祉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　小正保育園

所在地　稲沢市小池二丁目１０番５号

施設名　小鳩保育園

所在地　稲沢市池部町一丁目２２番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市小池二丁目１０番５号
社会福祉法人西光寺福祉会
理 事 長

24（11）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛知県厚生事業団（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　愛厚はなのきの里

所在地　稲沢市祖父江町藤枠３番地２

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県名古屋市東区出来町二丁目８番２１号
社会福祉法人愛知県厚生事業団
理 事 長

24（12）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人薫風会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム　大和の里

所在地　稲沢市六角堂東町一丁目３番地６

施設名　特別養護老人ホーム　第二大和の里

所在地　稲沢市井堀野口町２７番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市六角堂東町一丁目３番地６
社会福祉法人薫風会
理 事 長

24（13）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人信竜会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　信竜保育園

所在地　稲沢市大塚南四丁目３６番地

施設名　特別養護老人ホーム　信竜

所在地　稲沢市大塚北九丁目４５番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市大塚北九丁目４５番地
社会福祉法人信竜会
理 事 長

24（14）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人祖父江愛照会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム　祖父江グリーンハウス

所在地　稲沢市祖父江町祖父江中沼１５番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市祖父江町祖父江中沼１５番地
社会福祉法人祖父江愛照会
理 事 長

24（15）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人芳徳会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム　すずの郷

所在地　稲沢市船橋町江向１９３番地１

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市船橋町江向１９３番地１
社会福祉法人芳徳会
理 事 長

24（16）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人和光会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　和光こども園

所在地　稲沢市駅前三丁目７番２２号

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市駅前三丁目７番２２号
社会福祉法人和光会
理 事 長

24（17）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人愛知真和学園（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　愛知真和学園第二幼稚園

所在地　稲沢市高御堂五丁目１４８

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市西町一丁目１番４１号
学校法人愛知真和学園
理 事 長

24（18）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人足立学園（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園

所在地　稲沢市西町二丁目３５－１７

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市稲葉二丁目９番１７号
学校法人足立学園
理 事 長

24（19）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人大里双葉学園（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　大里双葉幼稚園

所在地　稲沢市井之口北畑町２２６

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市井之口北畑町２２６
学校法人大里双葉学園
理 事 長

24（20）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人祖父江学園（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　祖父江幼稚園

所在地　稲沢市祖父江町祖父江下沼２２０

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市祖父江町祖父江下沼２２０
学校法人祖父江学園
理 事 長

24（21）稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人藤浪学園（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　六輪幼稚園

所在地　稲沢市平和町下起南９６

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町下起南９６
学校法人藤浪学園
理 事 長

24 (22)　稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人亀泉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム　寿敬園

所在地　稲沢市平和町観音堂東海塚２６番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

なお、平成３１年４月１日締結の「稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書」は、令和４年３月１１日付けをもって廃止する。

令和４年３月１１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町観音堂東海塚２６番地
社会福祉法人亀泉会
理 事 長

24 (23)稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みず美福祉会（以下「乙」という。）は、稲沢市防災無線機（以下「無線機」という。）の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の施設内に甲が設置する無線機の管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置する施設）

第２条　甲が、無線機を設置する施設は、次のとおりとする。

施設名　そぶえ福祉園

所在地　稲沢市祖父江町上牧西６番地

（維持保全義務）

第３条　乙は、無線機を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　無線機の設置及び維持補修その他の行為をするために支出する経費は全て甲の負担とする。

２　乙は、無線機の設置に伴い必要となる電気料金を災害時も含め負担する。

（使用上の制限）

第５条　乙の無線機の使用については、原則災害時等で使用が必要であると判断される場合のみとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年１１月２１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市祖父江町上牧西６番地
社会福祉法人みず美福祉会
理 事 長

２５　一時避難（待機）場所確保に関する協定

25 (1)　災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書

（趣旨）
第 1 条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、いその株式会社（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への一時避難待機場所の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）
第 2 条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、一時避難待機場所の提供を要請することができる。

（一時避難待機場所の提供）
第 3 条　乙は、甲の要請を受けたときは、一時避難待機場所の提供に可能な限り務める。
2　甲が、前項の規定により一時避難待機場所の提供を要請するときは、一時避難場所提供要望書(別紙様式第 1 号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。
3　甲が、乙に対して一時避難待機場所として使用することを要請する場所の名称及び所在地は次のとおりとする。
(1)　いその株式会社稲沢工場敷地内駐車場等（稲沢市石橋 6 丁目 52 番地ほか）

（連絡先）
第 4 条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。
甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489
乙　いその株式会社　電話番号 0587-32-1772　FAX 番号 0587-21-7270

（協議）
第 5 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）
第 6 条　この協定の有効期間は、平成２５年９月１０日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成２４年９月１０日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市石橋６丁目５２番地
いその株式会社
代表取締役社長

25(2) 災害時における一時避難待機場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と東名通信工業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）駐車場等の一時的な避難待機場所としての提供

（２）災害応急対策又は復旧を行う人的支援

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　東名通信工業株式会社　電話番号 0587-23-3535　FAX 番号 0587-23-6414

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　３月１５日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　３月１５日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市天池光田町１００－３
　　東名通信工業株式会社
　　代表取締役社長

25 (3) 災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社コロムビア（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）コロムビア稲沢店及びコロムビア中央道店の一時避難所としての提供

（２）コロムビア稲沢店及びコロムビア中央道店駐車場の一時避難待機場所としての提供

（３）食料品の提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　株式会社コロムビア　　電話番号 0587-32-6440　FAX 番号 0587-32-6741

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　３月２２日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　３月２２日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市長野２丁目１番１５号
　　株式会社コロムビア
　　代表取締役社長

25 (4)　災害時における一時避難待機場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社グランドボウル稲沢グランドボウル（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第４条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）駐車場の一時避難待機場所としての提供

（２）井戸水の提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111
　　FAX 番号 0587-23-1489

乙　株式会社グランドボウル　稲沢グランドボウル　電話番号 0587-21-2131
　　FAX 番号 0587-21-2133

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年４月１１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　４月１２日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市井之口大坪町８０－１
　　株式会社グランドボウル
　　稲沢グランドボウル
　　支配人

25 (5)　災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社稲沢部品センター（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（支援協力内容）

第５条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

グラウンドの一時的な避難待機場所としての提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111
　　FAX 番号 0587-23-1489

乙　トヨタ自動車株式会社稲沢部品センター　電話番号 0587-36-6944
　　FAX 番号 0587-36-6991

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年５月１日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市福島町沼角田１－５
　　トヨタ自動車株式会社
　　稲沢部品センター
　　サービスパーツ物流部
　　部長

25 (6)　災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、尾西信用金庫平和支店（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への一時避難待機場所の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、一時避難待機場所の提供を要請することができる。

（一時避難待機場所の提供）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、尾西信用金庫平和支店の駐車場の一時避難待機場所としての提供に可能な限り務める。

　甲が、前項の規定により一時避難待機場所の提供を要請するときは、一時避難場所提供要請書（別紙様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（連絡先）

第４条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　尾西信用金庫平和支店　電話番号 0567-46-4111　FAX 番号 0567-46-4137

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成２６年１０月１１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２５年１０月１１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町下起中７８番地
　　尾西信用金庫　平和支店
　　支店長

25 (7)　災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、尾西信用金庫稲沢支店（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への一時避難待機場所の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、一時避難待機場所の提供を要請することができる。

（一時避難待機場所の提供）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、尾西信用金庫稲沢支店の駐車場の一時避難待機場所としての提供に可能な限り務める。

　甲が、前項の規定により一時避難待機場所の提供を要請するときは、一時避難場所提供要請書（別紙様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（連絡先）

第４条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-321111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　尾西信用金庫稲沢支店　電話番号 0587-32-1101　FAX 番号 0587-32-1732

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成２６年　３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２５年１０月２１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市稲沢町前田２９２番地１
　　尾西信用金庫　稲沢支店
　　支店長

25(8)　災害時における一時避難場所の確保に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構木曽川用水総合管理所（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所の確保について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）における一時避難場所として乙の所有する施設の利用を求めるに（以下「協力」という。）あたって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（協力内容）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、乙が管理する施設の一部を乙の業務に支障を生じない範囲で、一時避難場所として提供することに努めるものとする。

甲が、前項の規定により一時避難場所の提供を要請するときは、一時避難場所提供要請書（別紙様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　一時避難場所の提供に要した費用は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲、乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第５条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　独立行政法人水資源機構木曽川用水総合管理所

電話番号 0587-97-3710　FAX 番号 0587-97-1482

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成２６年　３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２５年１１月２６日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地

稲沢市

稲沢市長

乙　愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東２６－１
　　独立行政法人　水資源機構
　　木曽川用水総合管理所
　　所長

25 (9)　災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社星和（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）乙が管理するミカド稲沢店（稲沢市西町三丁目１５番６５号）建物の一時避難所としての提供

（２）乙が管理するミカド稲沢店駐車場の一時避難待機場所としての提供

（３）食料品の提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　株式会社星和　　電話番号 0586-43-6212　FAX 番号 0586-43-6213

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年　１月３０日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　一宮市大和町毛受字正字３１
　　株式会社　星和
　　代表取締役

25 (10)　災害時における一時避難所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）、株式会社グランドボウル（以下「乙」という。）及び株式会社山正（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙及び丙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙及び丙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙及び丙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）乙が所有し丙が管理する稲沢フットサルスタジアム（稲沢市井之口大坪町８０－２）の一時避難所としての提供

（２）その他乙又は丙が支援協力可能と判断した内容

（要請手続）

第４条　甲が乙及び丙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した支援協力要請書（別紙様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

２　乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙及び丙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙丙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙及び丙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲乙丙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市	電話番号 0587-32-1111
	FAX 番号 0587-23-1489
乙　株式会社グランドボウル	電話番号 0587-21-2131
	FAX 番号 0587-21-2133
丙　株式会社山正	電話番号 0587-22-3344
	FAX 番号 0587-22-3399

２　甲乙丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書３通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年　８月２７日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　名古屋市緑区大高町字忠治山１２－１
　　株式会社グランドボウル
　　代表取締役

丙　稲沢市井之口大坪町８０－２
　　株式会社　山　正
　　代表取締役

25(11)　災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と夢コーポレーション株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第６条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）乙が所有する夢屋稲沢店（稲沢市北島９丁目１番地）及び夢屋祖父江店（稲沢市祖父江町祖父江居中９６番地）の一時避難所としての提供

（２）乙が所有する夢屋稲沢店及び夢屋祖父江店駐車場の一時避難待機場所としての提供

（３）食料品及び日用品の提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-32-1489

乙　夢コーポレーション株式会社（夢屋稲沢店）

電話番号 0587-36-8660　FAX 番号 0587-36-8661

（夢屋祖父江店）

電話番号 0587-98-3021　FAX 番号 0587-98-3054

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年１０月２３日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　豊橋市駅前大通１丁目１３５番地
　　夢コーポレーション株式会社
　　代表取締役社長

25 (12)　災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書

（趣旨）

第 1 条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、山一建設株式会社（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への一時避難待機場所の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、一時避難待機場所の提供を要請することができる。

（一時避難待機場所の提供）

第 3 条　乙は、甲の要請を受けたときは、一時避難待機場所の提供に可能な限り務める。

2　甲が、前項の規定により一時避難待機場所の提供を要請するときは、一時避難場所提供要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

3　甲が、乙に対して一時避難待機場所として使用することを要請する場所の名称及び所在地は次のとおりとする。

・ハッピーコート（稲沢市西島新町８１）

（協議）

第 4 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 5 条　この協定の有効期間は、令和２年１０月１１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結に伴い、平成２４年７月２７日締結の災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書は、廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和元年１０月１１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　稲沢市小沢二丁目９番１８号
山一建設株式会社
代表取締役

25 (13)　災害時における一時避難待機場所及び一時避難所の確保に関する協定書

【趣旨】

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、豊田合成株式会社（以下「乙」という。）に対し災害時において被災者が避難の準備を行うために一時的に待機する場所(以下「一時避難待機場所」という)及び災害の危険に備え、一時的に避難する場所（以下「一時避難所」という）の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

【協力の要請】

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、一時避難待機場所及び一時避難所の提供を要請することができる。

【一時避難待機場所及び一時避難所の提供】

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、一時避難待機場所及び一時避難所の提供に可能な限り努める。

２　甲が、前項の規定により一時避難待機場所及び一時避難所の提供を要請するときは、一時避難待機場所及び一時避難所提供要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。なお、一時避難待機場所及び一時避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として３日以内とし、一時避難待機場所及び一時避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

３　甲が、乙に対して一時避難待機場所として使用することを要請する場所の名称及び所在地は次のとおりとする。

⑴豊田合成株式会社　北島技術センターのグランド

⑵豊田合成株式会社　稲沢工場のグランド

⑶豊田合成株式会社　豊田合成記念体育館エントリオの駐車場

４　甲が、乙に対して一時避難所として使用することを要請する建物の名称及び所在地は次のとおりとする。

⑴豊田合成株式会社　北島技術センターのクラブハウス棟

⑵豊田合成株式会社　健康管理センター、サンコートイースト

⑶豊田合成株式会社　豊田合成記念体育館エントリオのアリーナ

【一時避難待機場所及び一時避難所の管理】

第４条　災害時の一時避難待機場所及び一時避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、一時避難待機場所及び一時避難所の管理運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

３　一時避難待機場所及び一時避難所における避難者および第三者が受けた損害について、乙は一切の責を負わないものとし、甲の責のもと解決するものとする。

【費用負担】

第５条　一時避難待機場所及び一時避難所を使用した場合の施設の人為的破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

【連絡先】

第６条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　豊田合成株式会社　電話番号 052-409-9890　FAX 番号 052-409-9890

（代表）052-400-1055

【協議】

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

【有効期間】

第８条　この協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

この協定の締結をもって、甲乙間で平成２５年３月２２日付けに締結を行った「災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書」は、第８条に定める契約期間の始期に遡って失効するものとする。

令和２年１１月１３日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県清須市春日長畑１番地
豊田合成株式会社
取締役社長

25（14）災害時における支援協力に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社ホームセンターバロー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が所有する市内の施設等を使用することについての必要事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第２条　乙は、災害時において次の各号について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙がり災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

（１）乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。

（２）乙の所有または管理する施設等を一時避難所として被災者に提供すること。

（３）乙の店舗において、被災者に対し、電源、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供す　ること。

（４）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知りえた災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

（５）乙は、一時避難場所及び一時避難所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。なお、一時避難場所及び一時避難所の提供期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（６）対象となる店舗は別表のとおりとする。

（要請手続き）

第３条　甲は、乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合は、施設使用要請書兼承諾書（様式第１号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡先等確認）

第４条　施設の使用等を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が実施する、第２条に規定する協力に要した費用については、これを無償で提供するものとする。ただし、避難運用以外における費用が発生した場合は、その都度協議の上で決定するものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上各自それぞれ１通

を保有する。

令和３年１２月２０日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　岐阜県多治見市大針町６６１番地の１
株式会社ホームセンターバロー
代表取締役社長

25(15) 災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と有限会社コンコルド１２８０（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）
第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。
（１）災害時
（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）
第７条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。
（１）乙が管理するメガコンコルド１２８０稲沢店（稲沢市大矢町高松１１番地の１）建物の一時避難場所としての提供
（２）乙が管理するメガコンコルド１２８０稲沢店駐車場の一時避難待機場所として提供
（３）食料品の提供

（要請手続）
第４条　甲が、支援協力を要請するときは、支援協力要請書（別紙様式第１号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは、電話等により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）
第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）
第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲と乙が協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）
第７条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲乙の連絡先を以下のとおり定める。
甲　稲沢市
電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-32-1158
乙　有限会社コンコルド１２８０
電話番号 0587-34-3033　FAX 番号 0587-34-3680
２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議の上、定める。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期限）
第９条　この協定の有効期間は、令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　稲沢市大矢町高松１１番地の１
有限会社コンコルド１２８０
代表取締役　　杉江　伸

２６　相互応援に関する協定

26 (1)a　相互応援給水に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）および稲沢市（以下「乙」という。）は、災害その他非常の場合における甲乙間の相互の水道水の補給（以下「応援給水」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援義務等）

第１条　甲及び乙は、災害その他非常の場合において、互いに相手方に対して応援給水を要請することができる。

２　応援給水の要請を受けた者は、給水量の不足その他やむを得ない事由がない限り要請に応じるものとする。

（応援要請手続）

第２条　応援給水を受けようとする者は、あらかじめ、供給側となる相手方に対し応援給水を要する理由、応援給水の予定期間及び水量その他の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭によることができる。

２　前項の要請を受けた者は、書面又は口頭により速やかに回答するものとする。

３　第１項の要請及び前項の回答は、第８条に定める連絡担当部署を通じて行うものとする。

（応援給水地点等）

第３条　甲及び乙は、次に掲げる地点（以下「応援給水地点」という。）において応援給水を行うものとする。

（１）甲が応急給水を行う地点　清須市西市場　　地内

（２）乙が応急給水を行う地点　稲沢市日下部南町二丁目　　地内

（応援給水の開始及び終了）

第４条　応援給水は、甲及び乙が制水弁を操作することにより開始するものとし、応援給水の中止又は終了の場合も同様とする。

（応援水量）

第５条　応援給水に要した水量（以下「応援水量」という。）は、水理公式により算定した水量を基礎として甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用負担）

第６条　応援給水を受けた者（以下「受給者」という。）は、応援給水を行った者（以下「供給者」という。）に対して応援給水の対価として次に定める額を支払うものとする。

（１）甲から乙への応援給水の場合　名古屋市水道給水条例（昭和２２年名古屋市条例第３４号）に定める給水料を基礎として別に定める方法により算出した額

（２）乙から甲への応援給水の場合　応援水量に乙の前年度受水単価（愛知県水道用水供給事業からの受水に対する料金とする。）を乗じて得た額

２　受給者は、前項の額をそれぞれ供給者の指定する期限までに支払うものとする。ただし、応援給水が２年度以上にわたる場合は、年度毎に精算するものとする。

（維持管理）

第７条　応援給水時の水道施設の維持管理は、各自がその管理する施設に対して行うものとし、水質管理も同様とする。

２　水質に異常を発見した者は、直ちに「第８条に規定する相手方の連絡担当部署」にその旨通知しなければならない。

（連絡担当部署）

第８条　甲及び乙は応援給水に関する連絡業務を担当する部署として次に掲げるものを充てる。

（１）甲の部署　技術本部管路部配水課

（２）乙の部署　上下水道部水道業務課

（雑則）

第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な細目については、覚書で定める。

２　この協定の解釈に疑義のあるとき又はこの協定に定めのない事項については甲、乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも別段の意思表示がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成１８年６月１日

甲　名古屋市
　　名古屋市水道事業管理者
　　上下水道局長

乙　稲沢市
　　稲沢市水道事業
　　稲沢市長

位置図

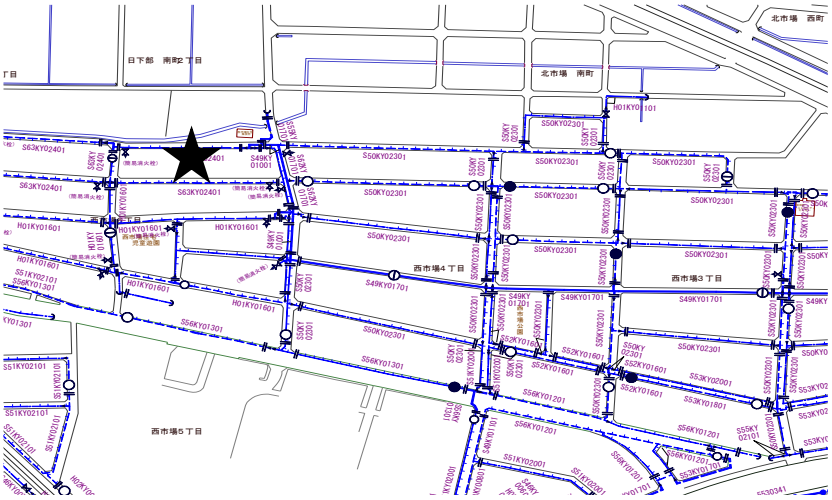
日下部　南町2丁目
北市場　南町
西市場4丁目
西市場3丁目
西市場5丁目

詳細図

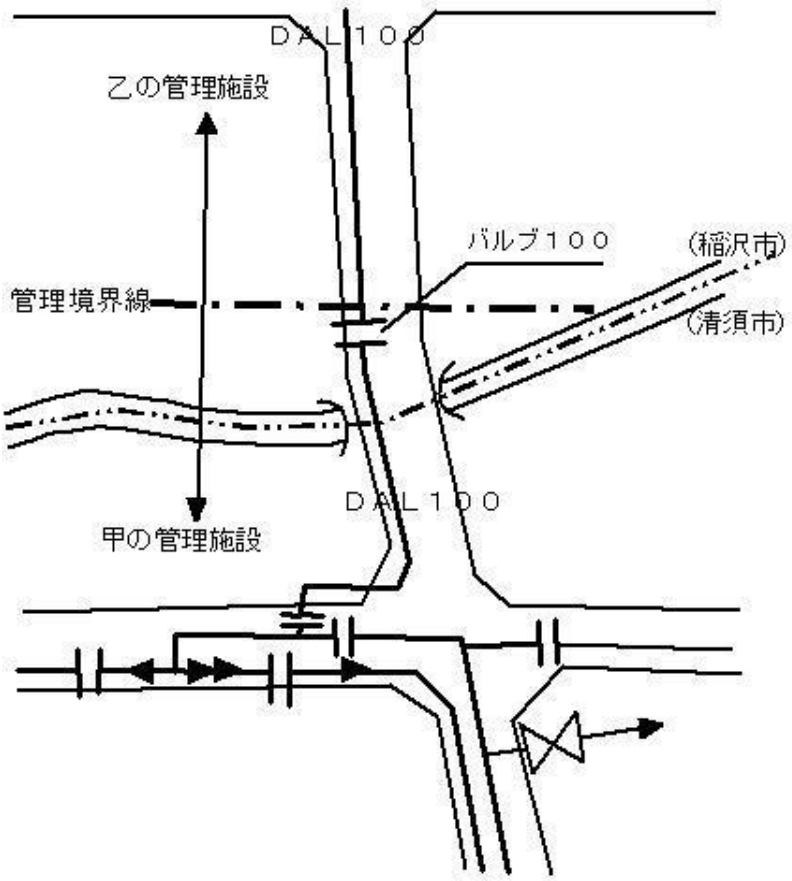
DAL100
乙の管理施設
バルブ100
(稲沢市)
管理境界線
(清須市)
DAL100
甲の管理施設

26 (1)b 覚書

名古屋市（以下「甲」という。）及び稲沢市（以下「乙」という。）は、平成 １８年６月１日に締結した相互応援給水に関する協定（以下「協定」という。）の細目について以下のとおり覚書を交換する。

（協定第１条関係）

第１条　協定第１条第１項に規定する「災害その他非常の場合」とは、災害による水道施設の破損等のほか、水源に毒物が混入したことによる給水不能、大火等の場合をいう。

２　協定第１条第２項に規定する「給水量の不足その他やむを得ない事由」とは、水道施設の破損、水質の悪化等により給水能力が著しく減少した場合をいう。

（協定第６条関係）

第２条　協定第６条１項第１号に規定する「別に定める方法」とは、名古屋市水道給水条例（昭和２２年名古屋市条例第３４号）第２３条第２項の表（基本料金の料金表）に掲げる基本料金の額をそれに対応する基本水量で除して得た額に協定第５条に規定する応援水量の水量を乗じるものとする。

２　前項の場合において、基本料金の額は、用途及び種別が一般用専用で量水器の口径が１３ミリメートルのときの額とする。

平成１８年６月１日

甲　名古屋市
　　名古屋市水道事業管理者
　　上下水道局長

乙　稲沢市
　　稲沢市水道事業
　　稲沢市長

26 (2)　災害時における相互応援に関する協定書

稲沢市及び清須市（以下「協定市」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。） が発生した場合に、法第 67 条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
⑷　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
⑸　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
⑹　ボランティアの斡旋
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する協定市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
⑷　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第４条　災害の発生により協定市間の連絡が取れない状況にあり、協定市周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（災害補償等）

第６条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠

償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第７条　協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

２　連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第８条　協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方自署押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年７月２５日

稲沢市
稲沢市長

清須市
清須市長

26 (3)　災害時における相互応援に関する協定書

稲沢市及び愛西市（以下「協定市」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。） が発生した場合に、法第 67 条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
⑷　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
⑸　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
⑹　ボランティアの斡旋
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する協定市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
⑷　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第４条　災害の発生により協定市間の連絡が取れない状況にあり、協定市周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（災害補償等）

第６条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠

償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）
第７条　協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。
２　連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）
第８条　協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方自署押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年７月３０日

稲沢市
稲沢市長

愛西市
愛西市長

26 (4)　災害時における相互応援に関する協定書

稲沢市及びあま市（以下「協定市」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。） が発生した場合に、法第 67 条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
⑷　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
⑸　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
⑹　ボランティアの斡旋
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する協定市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
⑷　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第４条　災害の発生により協定市間の連絡が取れない状況にあり、協定市周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（災害補償等）

第６条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠

償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）
第７条　協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。
２　連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）
第８条　協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方自署押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年７月３０日

稲沢市
稲沢市長

あま市
あま市長

26 (5)　災害時における相互応援に関する協定書

稲沢市及び飛島村（以下「協定市村」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第 67 条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
⑷　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
⑸　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
⑹　ボランティアの斡旋
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する協定市村（以下「要請市村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
⑷　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援を要請された協定市村（以下「応援市村」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第４条　災害の発生により協定市村間の連絡が取れない状況にあり、協定市村周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市村の負担とする。

（災害補償等）

第６条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市村が、要請市村への往復経路の途中に生じたものについては応援市村が、それ

ぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第７条　協定市村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

２　連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第８条　協定市村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市村間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方自署押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年７月３０日

稲沢市
稲沢市長

飛島村
飛島村長

26 (6)　災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（目的）

第 1 条　この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第 2 条　この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第 3 条　災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

(1)　一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合

(2)　一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合

(3)　その他特に必要がある場合

2　応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所及び災害の状況

(2)　必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み

(3)　必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量

(4)　応援の場所及び期間

(5)　連絡責任者

(6)　その他必要事項

3　要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4　応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5　要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第 4 条　県は、第 3 条第 5 項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

（経費の負担）

第 5 条　応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第 6 条　県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第 7 条　この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2　この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成 26 年 1 月 1 日から効力を生ずるものとする。

平成 8 年 3 月 12 日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書 126 通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 1 日

愛知県知事	愛知県流域下水道管理者
名古屋市長	名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市長	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
岡崎市長	岡崎市公共下水道管理者
一宮市長	一宮市水道事業等管理者
瀬戸市長	瀬戸市公共下水道管理者
半田市長	半田市公共下水道管理者
春日井市長	春日井市公共下水道管理者
豊川市長	豊川市公共下水道管理者
津島市長	津島市下水道事業
碧南市長	碧南市公共下水道管理者
刈谷市長	刈谷市公共下水道管理者
豊田市長	豊田市事業管理者
安城市長	安城市公共下水道管理者
西尾市長	西尾市公共下水道管理者
蒲郡市長	蒲郡市公共下水道管理者
犬山市長	犬山市公共下水道管理者
常滑市長	常滑市公共下水道管理者
江南市長	江南市公共下水道管理者
小牧市長	小牧市公共下水道管理者
稲沢市長	稲沢市公共下水道管理者
新城市長	新城市公共下水道管理者
東海市長	東海市公共下水道管理者
大府市長	大府市公共下水道管理者
知多市長	知多市公共下水道管理者
知立市長	知立市公共下水道管理者
尾張旭市長	尾張旭市公共下水道管理者
高浜市長	高浜市公共下水道管理者
岩倉市長	岩倉市公共下水道管理者
豊明市長	豊明市公共下水道管理者
日進市長	日進市公共下水道管理者

田原市長
愛西市長
清須市長
北名古屋市長
弥富市長
みよし市長
あま市長
長久手市長
東郷町長
豊山町長
大口町長
扶桑町長
大治町長
蟹江町長
飛島村長
阿久比町長
東浦町長
南知多町長
美浜町長
武豊町長
幸田町長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
中部知多衛生組合管理者
東部知多衛生組合管理者
衣浦衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
逢妻衛生組合管理者
西知多医療厚生組合管理者
尾張東部衛生組合管理者
海部地区環境事務組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者
知多南部衛生組合管理者
尾張旭市長久手市衛生組合管理者
刈谷知立環境組合管理者
江南丹羽環境管理組合管理者
北設広域事務組田原市公共下水道管理者
愛西市公共下水道管理者
清須市公共下水道管理者
北名古屋市公共下水道管理者
弥富市公共下水道管理者
みよし市公共下水道管理者
あま市公共下水道管理者
長久手市公共下水道管理者
東郷町公共下水道管理者
豊山町公共下水道管理者
大口町公共下水道管理者
扶桑町公共下水道管理者
大治町公共下水道管理者
蟹江町公共下水道管理者
阿久比町公共下水道管理者
東浦町公共下水道管理者
南知多町公共下水道管理者
武豊町公共下水道管理者
幸田町公共下水道管理者
設楽町公共下水道管理者
東栄町公共下水道管理者
愛北広域事務組合管理者
東部知多衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
逢妻衛生組合管理者
尾張東部衛生組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者
尾張旭市長久手市衛生組合管理者
江南丹羽環境管理組合管理者
北名古屋衛生組合管理者

尾三衛生組合管理者　　日東衛生組合管理者

五条広域事務組合管理者　　知多南部広域環境組合管理者

26 (7)　災害時における相互応援に関する協定書

稲沢市と射水市（以下「両自治体」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、両自治体のいずれかにおいて、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項の規定に基づき、相互に応援を行うことを目的とする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両の提供

⑷　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ

⑹　ボランティアの斡旋

⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量

⑶　必要とする職員の職種別人員、応援の期間その他必要な事項

⑷　応援場所及びその経路

⑸　住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合において、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合（第４条第２項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。

（災害補償等）

第７条　第３条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災

害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換等）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が署名の上、各１通を保有する。

平成２７年１１月２５日

愛知県稲沢市稲府町１番地

稲沢市長

富山県射水市戸破１５１１番地

射水市長

26 (8)　尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書

（目的）

第 1 条　この協定書は、尾張部清掃工場連絡会議に所属するもの（以下「会員」という。）のごみ処理施設が、災害及び事故並びに施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、各会員の間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、ごみ処理施設の円滑な運営と処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

（相互応援の範囲）

第 2 条　相互応援体制は、応援を要請する会員（以下「要請会員」という。）と要請を受け応援を実施する会員（以下「応援会員」という。）の間で双方の条件等の合意が整った場合とする。

2　相互応援は、次に掲げるものとする。

(1)　災害及び事故により、ごみ処理施設による処理が不能になった場合

(2)　ごみ処理施設の改修等に伴い長期間にわたり施設の運転を停止する必要が生じた場合

（応援の責務）

第 3 条　応援の依頼があった場合は、特別の事情がない限り応援を行うものとする。

（応援要請等）

第 4 条　この協定に基づく応援の要請は、要請会員の首長が応援会員の首長に対し行うものとする。

2　前項に規定する応援の要請は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1)　理由

(2)　ごみの種類、1 日当りの量及び期間

(3)　連絡責任者

(4)　その他必要とする事項

（受入条件の遵守）

第 5 条　要請会員は、応援会員の受入条件を遵守しなければならない。

2　受入条件に違反した場合は、第 3 条の規定にかかわらず、受諾を拒むことができる。

（管理）

第 6 条　要請会員は、応援会員管理の施設内で応援会員の指示があった場合は、 忠実に従わなければならない。

（経費の負担）

第 7 条　ごみ処理に伴う経費の負担は、要請会員と応援会員との協議によるものとする。

（疑義）

第 8 条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第 9 条　この協定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（廃止）

第 10 条　この協定の締結に伴い、平成 21 年 5 月 1 日から適用の「ごみ処理相互援助に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、各会員記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

春 日 井 市 長

稲　沢　市　長

江南丹羽環境管理組合管理者
　　大　口　町　長

尾張東部衛生組合管理者
　　瀬　戸　市　長

尾三衛生組合管理者
　　日　進　市　長

小牧岩倉衛生組合管理者
　　小　牧　市　長

犬　山　市　長

海部地区環境事務組合管理者
　　あ　ま　市　長

一　宮　市　長

名 古 屋 市 長

26 (9)　愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定

（趣旨）

第１条　別表の構成市町村の欄に掲げる１４市町村（以下「西尾張市町村」という。）のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
(5)　ボランティアの斡旋
(6)　被災者の受入れ
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第３条　被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害及び被害が予想される状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
(4)　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
(5)　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
(6)　応援の期間
(7)　前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第２条に掲げる応援を進んで行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。
(2)　前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担をするものとする。

（損害賠償等）

第６条　第２条第４号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員

災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び研修）

第７条　予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

（西尾張市町村災害対応連絡協議会）

第８条　前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担当部署）

第９条　災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

（連絡責任者）

第１０条　第３条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

（他の協定との関係）

第１１条　この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１２条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成 29 年 7 月 6 日から効力を生じる。

２　この協定の締結に伴い、平成 28 年 7 月 7 日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。

３　この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書１通を協議会が保管し、別に記名押印のうえ１４通を作成し、各１通を保有する。

平成２９年７月６日

愛知県一宮市
一宮市長

愛知県津島市
津島市長

愛知県犬山市
犬山市長

愛知県江南市
江南市長

愛知県稲沢市
稲沢市長

愛知県岩倉市
岩倉市長

愛知県愛西市
愛西市長

愛知県弥富市
弥富市長

愛知県あま市
あま市長

愛知県丹羽郡大口町
大口町長

愛知県丹羽郡扶桑町
扶桑町長

愛知県海部郡大治町
大治町長

愛知県海部郡蟹江町
蟹江町長

愛知県海部郡飛島村
飛島村長

別表（第１条、第９条関係）

構成市町村	担当部署
一宮市	総務部　危機管理課
津島市	市長公室　危機管理課
犬山市	市民部　地域安全課
江南市	危機管理室　防災安全課
稲沢市	総務部　危機管理課
岩倉市	総務部　危機管理課
愛西市	市民協働部　防災安全課
弥富市	総務部　危機管理課
あま市	総務部　安全安心課
丹羽郡大口町	地域協働部　町民安全課
丹羽郡扶桑町	総務部　総務課
海部郡大治町	総務部　防災危機管理課
海部郡蟹江町	総務部　安心安全課
海部郡飛島村	総務部　総務課

（建制番号順）

26(10)　災害時における相互応援に関する協定書

愛知県稲沢市と熊本県下益城郡美里町（以下「両自治体」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、両自治体のいずれかにおいて、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項の規定に基づき、相互に応援を行うことを目的とする。

（連絡担当部署）

第２条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
⑶　救援及び救助活動に必要な車両の提供
⑷　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
⑸　被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
⑹　ボランティアの斡旋
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　被災自治体が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況及び要請理由
⑵　必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
⑶　必要とする職員の職種別人員、応援の期間その他必要な事項
⑷　応援場所及びその経路
⑸　住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
⑹　前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

２　応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合において、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第５条　応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

２　被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合（第４条第２項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。

（災害補償等）

第７条　第３条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換等）

第８条　両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両自治体が記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年５月２８日

愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市長

熊本県下益城郡美里町馬場 1100 番地
美里町長

26 (11)　災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

（目的）

第 1 条　この協定は、 災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資するものを目的とする。

（協定市町村等）

第 2 条　この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

（応援協力の実施）

第 3 条　この協定における応援協力は、 次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

(1)　協定市町村等の火葬場が被災して稼動できなくなった場合

(2)　協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合

(3)　その他協定市町村等の火葬場の稼動に支障が生じた場合

（応援協力の内容）

第 4 条　この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　要請を受けた遺体の火葬

(2)　火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋

(3)　火葬場の業務に係る人員の派遣

(4)　その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の手続等）

第 5 条　この協定における応援協力の要請は、 応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2　前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

（応援協力体制）

第 6 条　前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、 別表のとおり協定市町村等を 5 ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2　幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3　幹事から代表幹事を選出する。

4　代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

（協定市町村等の責務）

第 7 条　第 5 条第 1 項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2　応援協力市町村等の長は、第 5 条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3　協定市町村等は、第 4 条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

（経費の負担）

第 8 条　応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2　経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第 9 条　この協定の運用その他必要な事項を協議するため、 協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

（協定市町村等の変更に伴う取扱い）

第 10 条　市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うも

のとする。
2　この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協機会に諮るものとする。
（実施細目）
第 11 条　この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

附則　この協定は、平成 31 年 3 月 29 日から適用する。
2　平成 18 年 3 月 30 日に締結された協定はこれを廃止する。

附則　この協定は、令和 4 年 3 月 31 日から適用する。
2　平成 31 年 3 月 29 日に締結された協定はこれを廃止する。

この協定の証として、本書 31 通を作成し、各自 1 通を保管する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長
岡崎市長
瀬戸市長
刈谷市長
豊田市長
西尾市長
稲沢市長
知多市長
田原市長
蟹江町長
弥富町長
設楽町長
豊橋市長
一宮市長
豊川市長
津島市長
安城市長
常滑市長
新城市長
知立市長
愛西市長
飛島村長
一色町長
東栄町長

知多中部広域事務組合管理者
愛北広域事務組合管理者
衣浦衛生組合管理者
知多南部衛生組合管理者
尾張東部火葬場管理組合管理者
知北平和公園組合管理者
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
立会人愛知県健康福祉部長
半田市長
大口町長
碧南市長
美浜町長
春日井市長
東海市長

別表

ブロック	市　町　村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

２７　生活用水の供給等に関する協定

27 (1)　災害時における生活用水の供給に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と東朋テクノロジー株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）
第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。
（１）災害時
（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）
第８条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。
（１）　工場内井戸水
（２）　その他災害支援活動に関すること

（要請手続）
第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）
第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）
第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は嫌疑を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２４年１２月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年３月８日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市長

乙　稲沢市下津下町東五丁目１番地
　　東朋テクノロジー株式会社
　　取締役社長

27(2)　災害時における生活用水の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社小菱屋（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）
第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。
（１）災害時
（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）
第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。
（１）工場内井戸水の提供
（２）発電機、ボイラー、し尿処理装置等の利用
（３）駐車場などの空地を一時避難場所等として利用
（４）その他災害支援活動に関すること

（要請手続）
第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）
第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）
第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は嫌疑を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年３月２７日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市長

乙　稲沢市日下部北町４丁目１番地の１
　　株式会社小菱屋
　　代表取締役

27 (3)　災害時における生活用水の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とアイコクアルファ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）工場内井戸水の提供

（２）駐車場を一時避難場所として利用

（３）その他災害支援活動に関すること

（要請手続）

第４条　甲が乙に､支援協力を要請するときは､必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

２　乙は、前項の支援協力に必要となる軽油燃料の調達に関して、甲の協力を得ることができるものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年７月２２日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年７月２３日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市長

乙　稲沢市祖父江町森上本郷十一、４番地１
　　アイコクアルファ株式会社
　　代表取締役社長

27 (4) 災害時における生活用水の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と本多金属工業株式会社稲沢工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第９条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）工場内井戸水の生活用水としての提供

（２）社員寮の一時的な避難所としての提供

（３）被災状況等の情報収集及び提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

２　第３条第１項第３号に基づき、収集した被災状況等の情報の提供は、状況報告書（別紙様式第３号）によって行うものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　本多金属工業株式会社稲沢工場　電話番号 0587-32-5171　FAX 番号 0587-23-0735

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　３月１５日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　３月１５日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市長束町青木田 102
　　本多金属工業株式会社　稲沢工場
　　工場長

27(5)　災害時における生活用水の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社矢田工業所稲沢工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第１０条甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）井戸水の生活用水としての提供

（２）トラック及び運転手による物資運送

（３）駐車場等の一時避難待機場所としての提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489

乙　株式会社矢田工業所稲沢工場　電話番号 0587-36-1215　FAX 番号 0587-36-4317

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　３月２６日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　３月２６日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市北島町西之町２１－１
　　株式会社矢田工業所
　　稲沢工場
　　代表取締役社長

27 (6)　災害時における生活用水の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社フジミインコーポレーテッド稲沢工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）井戸水の生活用水としての提供

（２）工業用水の生活用水としての提供

（３）駐車場等の一時避難待機場所としての提供

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111
　　FAX 番号 0587-23-1489

乙　株式会社フジミインコーポレーテッド稲沢工場　電話番号 0586-68-3151
　　FAX 番号 0586-69-4897

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年　４月　７日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年　４月　８日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市西島町市助河戸１－１
　　株式会社フジミインコーポレーテッド
　　稲沢工場
　　工場長

27 (7)　災害時における生活用水の供給等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と有限会社尾張商事（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう、以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（１）災害時

（２）その他市長が特に必要と認めるとき

（支援協力内容）

第３条　甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。

（１）井戸水の提供

（２）その他乙が支援協力可能と判断した内容

（要請手続）

第４条　甲が乙に、支援協力を要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむをえない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第１号）を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第２号）を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第５条　支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援経費の負担）

第６条　支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第７条　乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　　電話番号 0587-32-1111

FAX 番号 0587-23-1489

乙　有限会社尾張商事　　電話番号 0587-97-0691

FAX 番号 0587-97-1953

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有す

る。

平成２７年　１月２９日

甲　稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　稲沢市祖父江町山崎柳６９番地
有限会社　尾張商事
代表取締役

２８　医療救護に関する協定

28 (1)a　災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び稲沢市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき稲沢市が実施責任を負う医療救助の万全を期するため稲沢市（以下「甲」という。）と社団法人稲沢市医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時における医療救護に関して協定を締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第 2 条　甲は、救助法及び防災計画に基づき、医療救護活動を実施する場合は、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2　乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

3　乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合は、救護班を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第 3 条　医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護）

第 4 条　医療救護は、医療救護班が行うものとする。

2　医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）又は避難所、その他甲が指定する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で医療機関に収容して救助を行う必要のあるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第 5 条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

2　医療救護班の業務の実施に当たっての救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号。以下「法施行細則」という。）第 5 条に定めるところの例による。

(1)　診察（トリアージを含む。）

(2)　傷病者に対する処置

(3)　傷病者の医療機関への搬送要否の判断

(4)　死亡の確認と検案

(5)　その他医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第 6 条　医療救護班が使用する医薬品及び診療資機材は、甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給することができる。

2　甲は、医薬品等の補給、医療救護班の輸送、通信の確保その他の救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第 7 条　救護所及び救護のため収容した医療施設における医療費等（助産を含む。）の支給基礎額は、法施行細則別表第 3 に定めるところの例によるものとする。

（報告）

第 8 条　医療救護班の班長は、必要な記録を行うと共に、甲及び乙に報告するものとする。

2　乙又は医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第 9 条　甲の要請に基づき、派遣された医療救護班が救護活動を実施した場合に要する費用の弁償は、甲が行うものとする。

(1)　医療救護班の派遣に要する経費

(2)　医療救護班が携行した医薬品等（医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費
(3)　前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2　前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第 10 条　甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の医療救護班員が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法又は稲沢市災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和 38 年稲沢市条例第 9 号）に基づきあるいは別に財源を確保し損害を救助法の例により補償する。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（実施細目）

第 12 条　医療救助の実施に関し必要な細目は、別紙の「災害医療救助実施細目」のとおりとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期限は、平成 17 年 10 月 24 日から 1 年間とする。ただし、この有効期限満了の日の 1 か月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 17 年 10 月 24 日

甲　稲沢市
　　代表者　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市中野宮町 60 番地
　　社団法人稲沢市医師会
　　会　長

28 (1)b 災害時医療救助実施細目

1　甲の要請により医療救護班を派遣するときは、乙は、稲沢市医師会災害対策本部を設置し、社団法人稲沢市医師会長を本部長に充てる。
2　乙は、甲の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。
3　医療救護班の編成は、１班当たり医師２人又は３人、看護師２人又は３人及び事務職員１人又は２人を置き、医師１人を班長とし、甲に稲沢市医師会医療救護班編成表（別紙）により報告する。
4　乙は、甲の要請により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班員の氏名、生年月日、住所及び職種を甲に報告する。
5　甲の派遣要請は、災害救助法（昭和２２年法律１１８号）第２４条に基づく従事命令又はこれに準ずる方法による。
6　甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を速やかに乙へ文書により伝達する。
（１）災害発生の日時及び場所
（２）災害の原因及び状況
（３）派遣を要する医療救護班の数
（４）派遣の期間
（５）派遣の方法又は手段
（６）その他必要な事項
7　医療救護班は、市内の中学校及び稲沢市医師会館等に設けられた救護所において業務を行う。
8　甲は、災害の規模その他の事情により必要があると認められるときは、医療機関臨時救護所を指定することができる。
9　医療救護班の医師は、医療機関に収容し、医療又は助産を行う必要があると認めるときは、患者に入院指示書（様式第１）を交付する。
10　医療救護班長は、医療救護班診療記録簿（様式第２）及び医療救護班の医薬品・診療資機材使用簿（様式第３）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式第４）に記載し、稲沢市医師会災害対策本部長を経て甲に報告する。
11　業務災害が発生した場合は、乙は、業務災害報告書（様式第５）により甲に報告する。
12　医療救護班が使用した手持ちの医薬品及び診療器材の費用、医療救護時に被った物的損害及び医療救護班員の費用弁償等については、乙が各医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式第６）に算出明細書を添えて甲に請求する。
13　医療救護班長の発行した入院指示書による入院医療及び医療施設臨時救護所で行った医療の費用については、医療機関が医療費請求書（様式第７）により甲に請求する。
14　扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式第８）により甲に請求する。
15　甲は、１２から１４までの規定により請求を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払う。

28 (1)c 覚書

稲沢市（以下「甲」という。）と社団法人稲沢市医師会（以下「乙」という。）との間で平成 17 年 10 月 24 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定書による災害時医療救助に係る費用弁償等に関しては、次によるものとする。

第１　医療救護班として救助に従事した医師及び看護師に対する実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和４０年愛知県規則第６０号。以下「法施行細則」という。）第１５条に定めるところによる。

第２　医薬品及び診療資機材等の実費弁償は、法施行細則別表第１の「費用の種類及び限度額」の欄に掲げるところの例による。

第３　甲は、医療救護班派遣事務費として予算の範囲内において、１日当たり金６０，０００円を乙からの医療救護班派遣事務費請求書（別紙）により支払うものとする。ただし、１日に２班以上の医療救護班を派遣した場合は、現地との連絡に要する自動車借上料を加算するものとする。

第４　医師及び看護師に対する扶助金は、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１３条から第２２条まで及び法施行細則第１９条に定めるところによる。

第５　医療救護班として救助の補助業務に従事した事務職員に対する実費弁償及び扶助金については、第１及び第４の例による。

第６　この費用弁償等に関する覚書の内容については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 17 年 10 月 24 日

甲　稲沢市
　　代表者　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市中野宮町 60 番地
　　社団法人稲沢市医師会
　　会　長

28 (2)a　災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時において、稲沢市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき稲沢市が実施責任を負う医療救護の万全を期するため稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関し協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施するため、防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請する。

２　乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第３条　薬剤師班は、災害現場等に設置する救護所又は避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第４条　薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

(1)　医薬品等の供給への協力

(2)　医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

(3)　医薬品等の保管・管理への協力

（指揮命令及び連絡調整）

第５条　乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指揮命令及び連絡網は、甲が指定する者が行い、指揮命令は甲が指定する医療救護班の医師が行う。

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。

ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

（報告）

第７条　薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

２　乙又は薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

（費用弁償等）

第８条　甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の費用は、甲が負担する。

(1)　薬剤師班の派遣に要する経費

(2)　緊急の場合に、薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の医薬品等の実費

（扶助金）

第９条　甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に基づき支給される扶助金の例により、甲が補償する。

（協議）

第１０条　この協定に定めない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定を実施するための必要な細目は、別添の「災害時の医療救護活動実施細目」のとおりとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、

期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から１年間この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

なお、平成２２年１２月６日締結の「災害時の医療救護に関する協定書」は、令和４年３月３１日付けをもって廃止する。

令和４年３月３１日

甲　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市薬剤師会
　　会長

28 (2)b 災害時の医療救護活動実施細目

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、平成２２年１２月６日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１１条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣体制）
第１条　乙は、甲の要請により直ちに薬剤師が派遣できるよう常に体制を整備する。
（薬剤師班の編成）
第２条　甲は、乙に対し薬剤師班は、原則として１班を薬剤師３名以上で構成し、そのうち１名を班長とする。
（派遣要請）
第３条　甲は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請する場合は、薬剤師班派遣要請書（様式１）により行う。
なお、緊急的に口頭又は電話で派遣要請を行った場合は、後日改めて薬剤師班派遣要請書（様式１）により文書で行う。
（派遣報告）
第４条　乙は、甲の要請により薬剤師班を派遣するときは、速やかに薬剤師班員の氏名、生年月日及び住所を甲に報告する。
（記録及び報告）
第５条　薬剤師班長は、協定書第７条に基づき、医療救護活動に係る記録として薬剤師班活動報告書（様式２）を作成し、乙を経て甲に報告する。
２　協定書第６条のただし書きに基づき、緊急の場合には、医薬品等使用簿（様式３）を作成し、乙を経て甲に報告する。
（業務災害報告）
第６条　業務災害が発生した場合は、乙又は薬剤師班の班長は、協定書第８条に基づき、業務災害報告書（様式４）により甲に報告する。
（費用弁償）
第７条　協定書第９条第１号に規定する薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費は、災害救助法（昭和２２年法律１１８号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準とし、甲乙協議して定める額とする。
（費用弁償の請求）
第８条　費用弁償の請求は、薬剤師班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、費用弁償請求書（様式５）に算出明細書を添えて甲に請求する。
（扶助金の申請）
第９条　協定書第１０条に規定する扶助金の支給を受けようとする者は、災害救助法の規定に準じて扶助金支給申請書（様式６）に算出明細を添えて甲に申請する。
（費用弁償等の支払）
第１０条　甲は、第８条及び９条により請求又は申請を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに支払う。
（協議）
第１１条 この細目に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合には、甲、乙が協議して定めるものとする。

この災害時の医療救護活動実施細目（稲沢市薬剤師会）の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通保有する。
なお、平成２２年１２月６日締結の「災害時の医療救護に関する協定書」は、令和４年３月３

１日付けをもって廃止する。

令和４年３月３１日

甲　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市薬剤師会
　　会長

28 (2)c 災害時の医療救護活動に関する覚書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢市薬剤師会（以下「乙」という。）との間で令和４年３月３１日付けに締結した災害時の医療救護に関する協定書による災害時医療救護に係る費用弁償等に関しては、次によるものとする。

第１　医療救護薬剤師班として救助に従事した薬剤師に対する実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和４０年愛知県規則第６０号。以下「法施行細則」という。）第１５条に定めるところによる。

第２　医薬品等の実費弁償は、使用した医薬品等に係る実費とする。

第３　甲は、医療救護薬剤師班派遣事務費として予算の範囲内において、１日当たり金６０，０００円を乙からの医療救護薬剤師班派遣事務費請求書（別紙）により支払うものとする。ただし、１日に２班以上の医療救護薬剤師班を派遣した場合は、現地との連絡に要する自動車借上料を加算するものとする。

第４　薬剤師に対する扶助金は、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第７条から第１６条まで及び法施行細則第１９条に定めるところによる。

第５　この費用弁償等に関する覚書の内容については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和４年３月３１日

甲　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市薬剤師会
　　会長

28 (3)a　災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「救助法」という。）及び稲沢市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき稲沢市が実施責任を負う歯科医療救助の万全を期するため稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時における歯科医療救護に関して協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療に関する救助の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、救助法及び防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する場合は、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

３　乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合は、救護班を派遣した後、速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令）

第３条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護）

第４条　歯科医療救護は、歯科医療救護班が行うものとする。

２　歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）又は避難所、その他甲が指定する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で医療機関に収容して救助を行う必要のあるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

(1)　診察（トリアージを含む。）
(2)　傷病者に対する処置
(3)　傷病者の医療機関への搬送要否の判断
(4)　死亡の確認と検案
(5)　その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第６条　歯科医療救護班が使用する医薬品及び診療資機材は、甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給することができる。

２　甲は、医薬品等の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保その他の救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第７条　歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うと共に、甲及び乙に報告するものとする。

２　乙又は歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護班員に業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第８条　甲は、この協定による歯科医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとし、次の各号のとおりとする。

(1)　歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び事務費
(2)　歯科医療救護班が調達した医薬品等を使用した場合の実費
(3)　前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

２　前項各号に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助金）

第９条　甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の歯科医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、救助法に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助相当額を乙に支給するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（実施細目）

第１１条　歯科医療救助の実施に関し必要な細目は、別紙の「歯科災害医療救助実施細目」のとおりとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から１年間この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

なお、平成２３年７月１４日締結の「災害時の医療救護に関する協定書」は、令和４年３月３１日付けをもって廃止する。

令和４年３月３１日

甲　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市歯科医師会
　　会長

28 (3)b　災害時の歯科医療救助実施細目

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、令和４年３月３１日に締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１１条に基づく細目は、次のとおりとする。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第１条　協定第２条の規定による甲の要請により歯科医療救護班を派遣するときは、乙は、稲沢市歯科医師会災害対策本部を設置し、稲沢市歯科医師会長を本部長に充てる。

２　乙は、甲の要請に応じて直ちに歯科医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。

（歯科医療救護班の編成及び報告）

第２条　歯科医療救護班の編成は、１班当たり歯科医師２人又は３人、歯科衛生士１人又は２人を置き、歯科医師１人を班長とし、甲に稲沢市歯科医師会歯科医療救護班編成表（別紙）により報告する。

２　乙は、甲の要請により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかに歯科医療救護班員の氏名、生年月日、住所及び職種を甲に報告する。

３　甲の派遣要請は、災害救助法（昭和２２年法律１１８号）第７条に基づく従事命令又はこれに準ずる方法による。

４　甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を速やかに乙へ文書により伝達する。

（１）災害発生の日時及び場所

（２）災害の原因及び状況

（３）派遣を要する歯科医療救護班の数

（４）派遣の期間

（５）派遣の方法又は手段

（６）その他必要な事項

（歯科医療救護所）

第３条　歯科医療救護班は、市内の中学校及び稲沢市医師会館等に設けられた救護所等において業務を行う。

２　甲は、災害の規模その他の事情により必要があると認められるときは、歯科医療機関臨時救護所を指定することができる。

（入院指示書）

第４条　協定第５条３号の規定により、歯科医療救護班の歯科医師は、医療機関に収容し、歯科医療を行う必要があると認めるときは、患者に入院指示書（様式第１）を交付する。

（活動実施の報告）

第５条　協定第７条第１項の規定による活動報告は、歯科医療救護班長が、歯科医療救護班診療記録簿（様式第２）及び歯科医療救護班の医薬品及び診療器材使用簿（様式第３）を整備するとともに、その活動状況を歯科医療救護班日報（様式第４）に記載し、稲沢市歯科医師会災害対策本部長を経て甲に報告する。

２　業務災害が発生した場合は、乙は、業務災害報告書（様式第５）により甲に報告する。

（費用弁償の請求書等）

第６条　歯科医療救護班が使用した手持ちの医薬品及び診療器材の費用及び歯科医療救護班員の費用弁償等については、乙が歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式第６）に算出明細書を添えて甲に請求する。

２　歯科医療救護班長の発行した入院指示書による入院医療及び医療施設臨時救護所で行った歯科医療の費用については、歯科医療機関が医療費請求書（様式第７）により甲に請求する。

（扶助金の申請）

第７条　扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式第８）により甲に申

請する。

（請求書の審査）

第８条　甲は、第６条各項及び前条の規定により請求を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うこととする。

（協議）

第９条 この細目に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合には、甲、乙が協議して定めるものとする。

この災害時の歯科医療救助実施細目（稲沢市歯科医師会）の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通保有する。

なお、平成２３年7月１４日締結の「災害医療救助実施細目」は、令和４年3月３１日付けをもって廃止する。

令和４年3月３１日

甲　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市歯科医師会
　　会長

別紙　　稲沢市歯科医師会歯科医療救護班編成表

年　　月　　日

本部	救護班	担当者名 （歯科医師、歯科衛生士）
	稲沢中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	明治中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	千代田中学校班 班長 副班長	・ ・ ・
	大里中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	治郎丸中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	稲沢西中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	大里東中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	祖父江中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
	平和中学校班 班長　・ 副班長・	・ ・ ・
		・ ・ ・

28 (3)c 災害時の歯科医療救護に関する覚書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢市歯科医師会（以下「乙」という。）との間で、令和４年３月３１日付けで締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」による災害時の歯科医療救助に係る費用弁償等に関しては、次によるものとする。

第１　歯科医療救護班として救助に従事した歯科医師及び歯科衛生士に対する実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和４０年愛知県規則第６０号。以下「法施行細則」という。）第１５条に定めるところによる。

第２　医薬品（衛生材料含む）の実費弁償は、使用した医薬品（衛生材料含む）の費用に係る実費とする。診療資機材の実費弁償は、法施行細則別表第１の「費用の種類及び限度額」の欄に掲げるところの例による。

第３　甲は、歯科医療救護班派遣事務費として予算の範囲内において、１日当たり金６０，０００円を乙からの歯科医療救護班派遣事務費請求書（別紙）により支払うものとする。ただし、１日に２班以上の歯科医療救護班を派遣した場合は、現地との連絡に要する自動車借上料を加算するものとする。

第４　歯科医師及び歯科衛生士に対する扶助金は、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第７条から第１６条まで及び法施行細則第１９条に定めるところによる。

第５　この費用弁償等に関する覚書の内容については､その都度､甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和４年３月３１日

甲　稲沢市
　　稲沢市長

乙　稲沢市歯科医師会
　　会長

２９　民間賃貸住宅の情報提供に関する協定

29 (1)　災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社ブルーボックス（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民の生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

２　甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

（１）民間賃貸住宅の情報提供

（２）その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、平成２４年８月１日から１年間とする。

２　有効期間満了の１か月前までに甲、乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年７月２５日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市正明寺二丁目１６番４号
株式会社ブルーボックス
代表取締役

29(2)　災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社ウィズコーポレーション（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、稲沢市地域防災計画に基づき、市民の生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。
２　甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。
（１）民間賃貸住宅の情報提供
（２）その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）
第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

（協議）
第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）
第５条　この協定の有効期間は、平成２４年１０月５日から１年間とする。
２　有効期間満了の１か月前までに甲、乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年１０月５日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県清須市土器野１４５　スカイフォーラム１Ｆ
　　株式会社ウィズコーポレーション
　　代表取締役　社長

29 (3)　災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社ニッショー稲沢支店（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、稲沢市地域防災計画に基づき、市民の生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。
２　甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。
（１）民間賃貸住宅の情報提供
（２）その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）
第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

（協議）
第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）
第５条　この協定の有効期間は、平成２４年１０月９日から１年間とする。
２　有効期間満了の１か月前までに甲、乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年１０月９日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市高御堂一丁目２１番１７号
　　株式会社ニッショー稲沢支店
　　支店長

29(4) 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と、株式会社ミニミニ（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、稲沢市地域防災計画に基づき、市民の生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

２　甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

（１）民間賃貸住宅の情報提供

（２）その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、平成２５年　４月　１日から１年間とする。

２　有効期間満了の１か月前までに甲、乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２５年　４月　１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市松下一丁目２番１号
株式会社ミニミニ稲沢店
店長

３０　宿泊施設等の提供に関する協定

30 (1)　災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、ＯＹＡＤＯ和陽館及びビジネスホテルワコー（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への宿泊施設等の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害が発生し、一時的な避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対して乙の所有する宿泊施設等の提供を要請することができる。
２　乙は、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。
３　甲が、前項の規定により宿泊施設等の提供を要請するときは、宿泊施設等提供要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

（連絡先）
第３条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。
甲　稲沢市　電話番号 0587-32-1111　FAX 番号 0587-23-1489
乙　ＯＹＡＤＯ和陽館　電話番号 0587-23-5565　FAX 番号 0587-23-3030
ビジネスホテルワコー　電話番号 0587-23-1717　FAX 番号 0587-24-0022

（費用負担）
第４条　甲は、乙が提供した宿泊施設等の代金について負担するものとする。

（代金の請求）
第５条　乙は、宿泊施設等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、平成２５年　９月２５日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２４年　９月２５日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市長野２－１０－８
ＯＹＡＤＯ和陽館
愛知県稲沢市長野２－６－８
ビジネスホテルワコー
代表取締役

30(2) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

（趣旨）

第1条　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）が、プリンセスコートホテル（以下「乙」という。）に対し災害時における被災者への宿泊施設等の提供を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害が発生し、一時的な避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対して乙の所有する宿泊施設等の提供を要請することができる。

2　乙は、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

3　甲が、前項の規定により宿泊施設等の提供を要請するときは、宿泊施設等提供要望書(別紙様式第１号。以下「要望書」という。)を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無い時は、電話等により要請し、後日速やかに要望書を提出するものとする。

（連絡先）

第3条　業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲、乙の連絡先を以下のとおり定める。

甲　稲沢市　電話番号0587-32-1111　FAX番号0587-23-1489

乙　プリンセスコートホテル　電話番号0587-23-7000

FAX番号0587-23-0007

（費用負担）

第4条　甲は、乙が提供した宿泊施設等の代金について負担するものとする。

（代金の請求）

第5条　乙は、宿泊施設等の提供が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第6条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定の有効期間は、平成２５年１１月　１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成２４年１１月　１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市松下２－５－１０
プリンセスコートホテル
代表取締役

３１　災害情報の提供・交換に関する協定

31 (1)　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、稲沢市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第２条　整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

一　稲沢市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

二　稲沢市災害対策本部が設置されたとき

三　その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること

三　その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は３通作成し、各自１通を保有する。

平成２３年７月１４日

名古屋市中区三の丸２丁目５番１号
国土交通省　中部地方整備局長

稲沢市稲府町１
稲沢市長

（立会人）
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県　防災局長

31 (2)a　災害時における災害情報等の放送に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢シーエーティーヴィ株式会社（以下「乙」という。）は、災害の発生時における避難勧告、災害の状況、安否情報等の情報（以下「災害情報」という。）の提供及び放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、風水害・地震等の災害が稲沢市内で発生し、又は発生の恐れがある場合に、稲沢市地域防災計画に基づき、市民への迅速かつ正確な情報が伝わるよう災害情報の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の放送）

第２条　甲は、稲沢市内に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、乙に対し災害情報の放送を要請することができる。

２　乙は、甲に対し、前項の災害情報の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

３　甲は、乙があらかじめ指定するアドレスに対し、緊急情報を送信する事により、乙が編集権を有する自主放送チャンネルのデータ放送を利用して、文字により放送する。ただし、当該手段で情報提供できない場合には、ファクシミリ等の代替手段を利用することができる。

（要請）

第３条　甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして災害情報の放送を要請するものとする。

(1) 災害情報の放送要請の理由

(2) 災害情報の放送事項

(3) その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送事業者としての判断に基づき、災害情報の放送の形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

（放送料）

第５条　災害情報の放送にかかる放送料は無料とする。ただし、その災害情報の放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

（連絡責任者）

第６条　災害情報の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成２４年５月２８日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２４年５月２８日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　代表者　　稲沢市長

乙　稲沢市正明寺二丁目２７番２２号
　　稲沢シーエーティーヴィ株式会社
　　代表取締役社長

31 (2)b 覚書

稲沢市（以下「甲」という。）と稲沢シーエーティーヴィ株式会社（以下「乙」という。）は、平成２４年５月２８日に締結した災害時における災害情報等の放送に関する協定（以下「協定」という。）の細目について以下のとおり覚書を交換する。

（協定第２条関係）

第１条　協定第２条第３項に規定する「甲は、乙があらかじめ指定するアドレスに対し、緊急情報を送信する事により、乙が編集権を有する自主放送チャンネルのデータ放送を利用して、文字により放送する。ただし、当該手段で情報提供できない場合には、ファクシミリ等の代替手段を利用することができる。」について、別紙により相互に届けておくこととする。

２　前項の内容に変更があった場合は、速やかに報告する。

（協定第６条関係）

第２条　協定第６条に規定する「災害情報の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。」について、別紙により相互に届けておくこととする。

２　前項の内容に変更があった場合は、速やかに報告する。

この覚書の成立を証明するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成２４年５月２８日

甲　稲沢市稲府町１番地
　　代表者　　稲沢市長

乙　稲沢市正明寺二丁目２７番２２号
　　稲沢シーエーティーヴィ株式会社
　　代表取締役社長

31 (3)　災害に係る情報発信等に関する協定書

稲沢市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）
第１条　本協定は、稲沢市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、稲沢市が稲沢市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ稲沢市の行政機能の低下を軽減させるため、稲沢市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。
（本協定における取組み）
第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、稲沢市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
（１）ヤフーが、稲沢市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、稲沢市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
（２）稲沢市が、稲沢市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
（３）稲沢市が、稲沢市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
（４）稲沢市が、災害発生時の稲沢市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
（５）稲沢市が、稲沢市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
２　稲沢市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、稲沢市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
（費用）
第３条　前条に基づく稲沢市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。
（情報の周知）
第４条　ヤフーは、稲沢市から提供を受ける情報について、稲沢市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。
（本協定の公表）
第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、稲沢市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。
（本協定の期間）
第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、稲沢市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、稲沢市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年　４月　４日

稲沢市
愛知県稲沢市稲府町１番地
　稲沢市
　稲沢市長

ヤフー
東京都港区赤坂九丁目７番１号
　ヤフー株式会社
　代表取締役

31 (4)　防災行政無線用ファクシミリの使用に関する協定書

愛知県一宮建設事務所（以下「県」という。）では、台風、豪雨、地震等の災害が発生したときまたは発生する恐れがあるときにおいて別紙１に示す「巡視を行う基準」に達した場合、県と防災協定を締結する管内建設業者（以下「協定業者」という。）は、県が管理する公共土木施設の状況確認のため巡視を行い、その開始及び結果報告を県に行うこととしている。

愛知県一宮建設事務所長（以下「所長」という。）と、稲沢市長とは、より適切な災害対策活動に資するため、一般通信回線が使用不能または困難となったとき（以下「緊急時」という。）、協定業者が稲沢市に配備されている防災行政無線用ファクシミリを使用し、県に報告することに関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、災害発生時など緊急時に、稲沢市に配備されている防災行政無線用ファクシミリを使用することにより、県による迅速な情報収集・連絡を行うことを目的とする。

（巡視を行う協定業者）

第２条　緊急時に巡視を行う協定業者及び各協定業者が送信を依頼する防災行政無線用ファクシミリは別紙２のとおりとする。

２　所長は、前項の協定業者に変更が生じた場合には、その都度速やかに稲沢市長に通知するものとする。

３　稲沢市長は、防災行政無線用ファクシミリの設置窓口等に変更が生じた場合には、その都度速やかに所長に通知するものとする。

（送信の依頼）

第３条　前条の協定業者は、別添に示す指定の腕章の着用及び身分証明書を携帯し、別紙２の窓口へ巡視開始報告書及び巡視結果報告書（以下「報告書」という。）を持参し、送信を依頼する。

２　稲沢市長は、依頼を受けた報告書を速やかに県（8-613-1150）へ送信し、送信結果を前項の協定業者に伝達する。

３　ファクシミリによる報告を原則とするが、そのときの状況に応じ防災行政無線を使用した通話による報告に代えることができるものとする。

（訓練の実施）

第４条　所長は、必要に応じて、協定業者による巡視及び一般通信回線が使用できない状況を想定した伝達訓練を実施し、稲沢市長はこの訓練に協力するものとする。

（担当者名簿）

第５条　所長及び稲沢市長は、相互の連絡窓口を明確にするため毎年度当初に担当者名簿（別紙３）を交換し、緊急時に備えておくものとする。

（協議）

第６条　本協定書に疑義が生じたとき又は本協定書に定めのない事項については、その都度、所長及び稲沢市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

平成２６年　９月　１日

一宮市今伊勢町本神戸字立切１－４
愛知県一宮建設事務所長

稲沢市稲府町１番地
稲　沢　市

31(5)　災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社ドローンパイロットサービス（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における無人航空機による支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の協力要請に基づき、乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の活動についての必要事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第２条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の各号について支援協力を要請することとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲内で支援協力を実施するものとする。ただし、乙がり災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 災害対応に必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

(2) 災害地図作成等の災害支援に関すること。

(3) その他必要と認める事項

（要請の手続き）

第３条　前条に定める甲の協力要請は、協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（活動に関する協議）

第４条　乙は、甲の要請に基づき乙が行う活動（以下「協力活動」という。）に関して甲と協議したうえで、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第５条　甲は、協力活動を実施する乙の構成員の安全確保に対し、十分に配慮するものとする。

２　乙は、協力活動を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動内容の報告）

第６条　乙は、協力活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第７条　協力活動による成果品（映像、画像等）の所有権（民法（明治２９年法律第８９号）第２０６条に定める権利をいう。）及び著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとする。

２　乙は、前項に定める成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他不特定多数の受信者に向けた情報伝達手段により公開しないものとする。

（費用の負担）

第８条　協力活動に対する費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に定める費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第９条　協力活動に伴って、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合並びに使用する機体等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない原因により、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合並びに使用する機体等に損害が生じた場合の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（平常時の準備）

第１０条　乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人

航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練等の参加）

第１１条　乙は、協力活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法（昭和２７年法律第２３１号）における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

２　前項に定める訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

（法令の順守）

第１２条　乙は、協力活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を順守しなければならない。

（守秘義務）

第１３条　甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た秘密については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。

（情報共有）

第１４条　甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を、協定締結後速やかに、書面により相手方に報告するものとし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協定の変更）

第１５条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第１６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間本協定を更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第１７条　本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　５年　３月　２日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
　　稲沢市
　　稲沢市長

乙　愛知県稲沢市増田北町１０９－５
　　株式会社ドローンパイロットサービス
　　代表取締役

31(6)　災害時における無人航空機による支援協力に関する協定

稲沢市（以下「甲」という。）と 一般社団法人ＤＰＣＡ（以下「乙」という。）、一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における無人航空機による支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の協力要請に基づき、乙及び丙が行う無人航空機による災害情報の収集等の活動についての必要事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第２条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙及び丙に対し次の各号について支援協力を要請することとし、乙及び丙は、甲の要請に基づき、可能な範囲内で支援協力を実施するものとする。ただし、乙及び丙がり災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 災害対応に必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

(2) 災害地図作成等の災害支援に関すること。

(3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導、連携に関すること

(4) その他甲、乙、丙の協議によって必要と認める事項

（要請の手続き）

第３条　前条に定める甲の協力要請は、協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（活動に関する協議）

第４条　乙及び丙は、甲の要請に基づき乙及び丙が行う活動（以下「協力活動」という。）に関して甲と協議したうえで、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第５条　甲は、協力活動を実施する乙及び丙の構成員の安全確保に対し、十分に配慮するものとする。

２　乙及び丙は、協力活動を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動内容の報告）

第６条　乙及び丙は、協力活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第７条　協力活動による成果品（映像、画像等）の所有権（民法（明治２９年法律第８９号）第２０６条に定める権利をいう。）及び著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとする。

２　乙及び丙は、前項に定める成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他不特定多数の受信者に向けた情報伝達手段により公開しないものとする。

（費用の負担）

第８条　協力活動に対する費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に定める費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲、乙、丙で協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第９条　協力活動に伴って、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合並びに使用する機体等に損害が生じた場合は、乙及び丙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙及び丙が負担するものとする。ただし、乙及び丙の責めに帰さない原因により、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合並びに使用する機体等に損害が生じた場合の負担は、甲、乙、丙

で協議の上、決定するものとする。

（平常時の準備）

第１０条　乙及び丙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙及び丙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練等の参加）

第１１条　乙及び丙は、協力活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法（昭和２７年法律第２３１号）における許可申請等は、乙及び丙が手続きを行うものとする。

２　前項に定める訓練等に参加する際に発生する費用は、甲、乙、丙で協議の上、決定するものとする。

（法令の順守）

第１２条　乙及び丙は、協力活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を順守しなければならない。

（守秘義務）

第１３条　甲、乙、丙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た秘密については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。

（情報共有）

第１４条　甲、乙、丙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲、乙、丙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた際には、連絡責任者届（様式第３号）により相互に通知するものとする。

（協定の変更）

第１５条　甲、乙、丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第１６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙、丙のいずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間本協定を更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第１７条　本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙、丙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　５年１１月２１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　京都府京都市南区東九条西岩本町１０－２
イリアスオフィス２階
一般社団法人ＤＰＣＡ
代表理事

丙　京都府京都市南区東九条西岩本町１０－２
イリアスオフィス３階Ｃ
一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会
代表理事

31(7)　災害時における無線非常通信の協力に関する協定書

稲沢市と稲沢コミュニティ無線クラブ(以下「無線クラブ」という)は、災害時における情報の収集及び伝達に関し、次のように協定を締結する。

(主旨)

第１条　この協定は、電波法(昭和２５年法律第１３１号)(以下「法」という。)第５２条第４号に規定される非常通信における、稲沢市と無線クラブとの協力事項について定めるものとする。

(通信活動の性格)

第２条　前条における協力事項は、法第５２条第４号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信業務並びにデジタル簡易無線通信業務とし、ボランティア精神に基づく活動とすることから、本協定に基づく無線クラブの活動に要する費用は無線クラブの負担とする。

(協力関係)

第３条　災害時の被害をより小さくするため稲沢市と無線クラブは、災害時及び平時において無線通信が円滑に運用できるよう相互に協力するものとする。

(協力の要請)

第４条　稲沢市は、市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、非常通信について口頭により無線クラブに協力を要請することができるものとする。

(平時の通信訓練等)

第５条　稲沢市と無線クラブは、非常通信活動を円滑に実施するため、平時の通信訓練等に対し、互いに協力するものとする。

２　稲沢市は、無線クラブがこの協定に基づく災害情報通信及び無線通信訓練を行うため、アマチュア局等を開設する場合には、施設の貸与等の必要な協力を行うものとする。

(通信統制)

第６条　愛知県が市内に非常通信を統制するアマチュア無線局を指定した場合を除き、無線クラブが第４条第２項の規定により非常通信を行う場合は、稲沢市が指定する無線局の統制に従う。

(報告)

第７条　無線クラブの会長は、非常通信の円滑な運用が出来るよう会員の確保に努めるとともに、毎年３月末現在の会員の状況について、翌月末日までに会員状況報告書（様式第１）により稲沢市に報告するものとする。

(協定期間)

第８条　本協定は、令和６年４月１日から適用し、無線クラブ又は稲沢市が書面により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第９条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは､無線クラブと稲沢市が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、無線クラブ並びに稲沢市は記名、押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和６年２月９日

愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

稲沢市井之口町大宮浦５６１１番地２８
稲沢コミュニティ無線クラブ
会長

３２　福祉避難所に関する協定

32 (1)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　愛知泉福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　大里東みどり保育園

所在地　稲沢市六角堂西町一丁目１番地５

施設名　みのり保育園

所在地　稲沢市増田東町１９２番地

施設名　みずほ保育園

所在地　稲沢市井之口大坪町７９番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものと

する。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　愛知泉福祉会
代表者　理事長

32 (2)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　愛知県厚生事業団（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

　施設名　愛厚はなのきの里

　所在地　稲沢市祖父江町祖父江藤枠３番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　愛知県厚生事業団
代表者　理事長

32 (3)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　薫風会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム大和の里

所在地　稲沢市六角堂東町一丁目３番地６

施設名　特別養護老人ホーム第二大和の里

所在地　稲沢市井堀野口町２７番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　薫風会
代表者　理事長

32（4） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　常照会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　稲沢保育園

所在地　稲沢市稲島七丁目７５番地１

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　常照会
代表者　理事長

32 (5)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

　この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　栴檀福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

　施設名　栴檀保育園

　所在地　稲沢市稲葉二丁目４番７号

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　栴檀福祉会
代表者　理事長

32 (6)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 祖父江愛照会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム祖父江グリーンハウス

所在地　稲沢市祖父江祖父江中沼１５

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人 祖父江愛照会
代表者　理事長

32 (7)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　千代田会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　千代田保育園

所在地　稲沢市坂田町貴船１３番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　千代田会
代表者　理事長

32 (8)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　附島福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　附島保育園

所在地　稲沢市附島町屋敷４８番地１

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　附島福祉会
代表者　理事長

32 (9)　災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 芳徳会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム　すずの郷

所在地　稲沢市船橋町江向１９３番地１

施設名　特別養護老人ホーム　すずの郷西館

所在地　稲沢市船橋町江向１３１番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人 芳徳会
代表者　理事長

32（10） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　明治福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　明治保育園

所在地　稲沢市浅井町八神２１番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年７月６日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　明治福祉会
代表者　理事長

32（11） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人愛知真和学園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　愛知真和学園第二幼稚園

　所在地　稲沢市高御堂五丁目１４８

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年７月１２日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　学校法人　愛知真和学園
代表者　　理事長

32（12） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人　足立学園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園

　所在地　稲沢市西町二丁目３５－１７

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるもの

とする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年７月１２日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　学校法人　足立学園
代表者　　理事長

32（13） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人　大里双葉学園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　大里双葉幼稚園

　所在地　稲沢市井之口北畑町２２６

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるもの

とする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年７月１２日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　学校法人　大里双葉学園
代表者　　理事長

32（14） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人　祖父江学園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　祖父江幼稚園

　所在地　稲沢市祖父江町祖父江下沼２２０

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるもの

とする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年７月１２日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　学校法人　祖父江学園
代表者　　理事長

32（15） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　西光寺福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　小正保育園

所在地　稲沢市小池二丁目１０番５号

施設名　小鳩保育園

所在地　稲沢市池部町一丁目２２番地

施設名　めばえ保育園

所在地　稲沢市下津森町６８番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協

力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結に伴い、平成２９年７月６日締結の災害時における福祉避難所としての利用に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　西光寺福祉会
代表者　理事長

32（16） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　和光会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　和光こども園

所在地　稲沢市駅前三丁目７番２２号

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　稲沢市
代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　和光会
代表者　理事長

32（17） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みず美福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地　稲沢市祖父江町上牧西６番地

施設名　そぶえ福祉園

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるもの

とする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、締結の日から令和４年３月３１日とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年９月１日

甲　稲沢市
代表者　　稲沢市長

乙　社会福祉法人みず美福祉会
代表者　　理事長

32（18） 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人亀泉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　特別養護老人ホーム寿敬園

所在地　稲沢市平和町観音堂東海塚２６番地

施設名　ルミナス

所在地　稲沢市平和町観音堂東海塚３３番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

なお、平成２９年７月６日締結の「災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書」は、令和４年３月１１日付けをもって廃止する。

令和４年３月１１日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町観音堂東海塚２６番地
社会福祉法人亀泉会
理事長

32（19）災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と学校法人　藤浪学園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　へいわこども園

所在地　稲沢市平和町横池中之町１３８番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）

第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるも

のとする。

２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

なお、平成３０年７月１２日締結の「災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書」は、令和４年４月７日付けをもって廃止する。

令 和 ４ 年 ４ 月 ７ 日

甲　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長

乙　愛知県稲沢市平和町横池中之町１３８番地
学校法人　藤浪学園
理事長

32 (20)災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、稲沢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　信竜会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、稲沢市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護を円滑かつ迅速に行うために、甲が乙に対して、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として利用できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（指定する施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名　信竜保育園
所在地　稲沢市大塚南四丁目３６番地
施設名　信竜国府宮保育園
所在地　稲沢市松下一丁目２番１号国府宮ビル２階
施設名　特別養護老人ホーム信竜
所在地　稲沢市大塚北九丁目４５番地
施設名　ケアハウス信竜
所在地　稲沢市大塚北九丁目３４番地１
施設名　ケアハウス信竜２號舘
所在地　稲沢市大塚北九丁目３３番地

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において、第２条の対象者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として利用する必要があると判断した場合は、乙に対し、福祉避難所の利用について要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要請手続き）

第５条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（１）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第６条　甲は、福祉避難所の運営に要した経費を負担するものとする。

（避難者の移送）
第７条　福祉避難所への避難者の移送は、原則として当該避難者の家族等が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は、乙に対し、協力を求めることができる。
（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、避難者の生活相談、健康管理等に対応できるよう、必要な人材の確保に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。
（守秘義務）
第１１条　乙は、所有する施設が福祉避難所として利用された場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
（効力）
第１３条　この協定の有効期限は、令和５年３月３１日とする。ただし、期間満了の１月前までに、甲、乙いずれかが、協定の解除又は変更の申し出をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

なお、平成２９年７月６日締結の「災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書」は、令和４年１２月１２日付けをもって廃止する。

令和４年１２月１２日

甲　稲沢市
　　代表者　稲沢市長

乙　社会福祉法人　信竜会
　　代表者　理事長

稲沢市地域防災計画附属資料

－様式編／資料編／参考編－

（令和５年度修正）

編　集　　稲沢市防災会議

発　行　　稲　　沢　　市